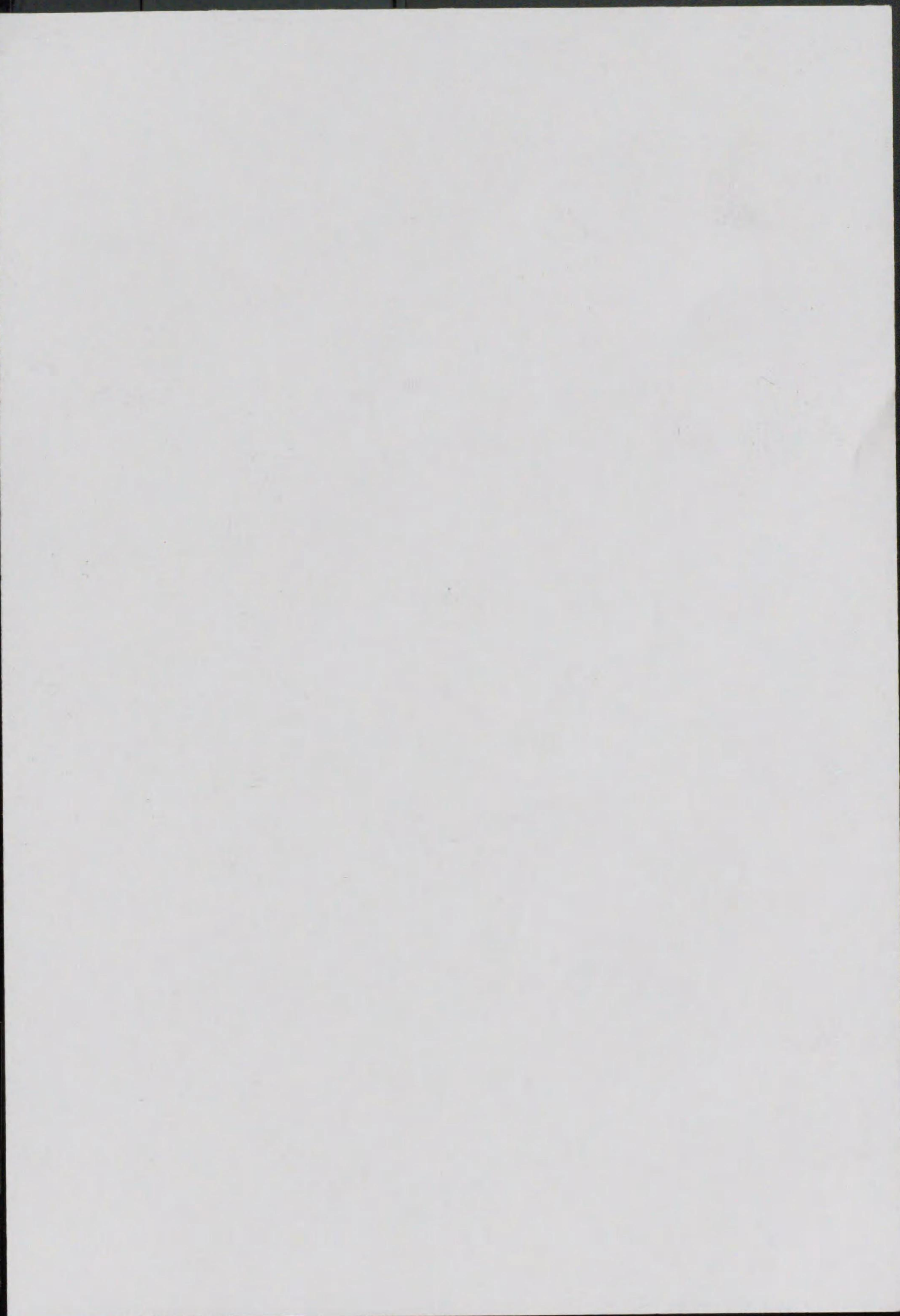
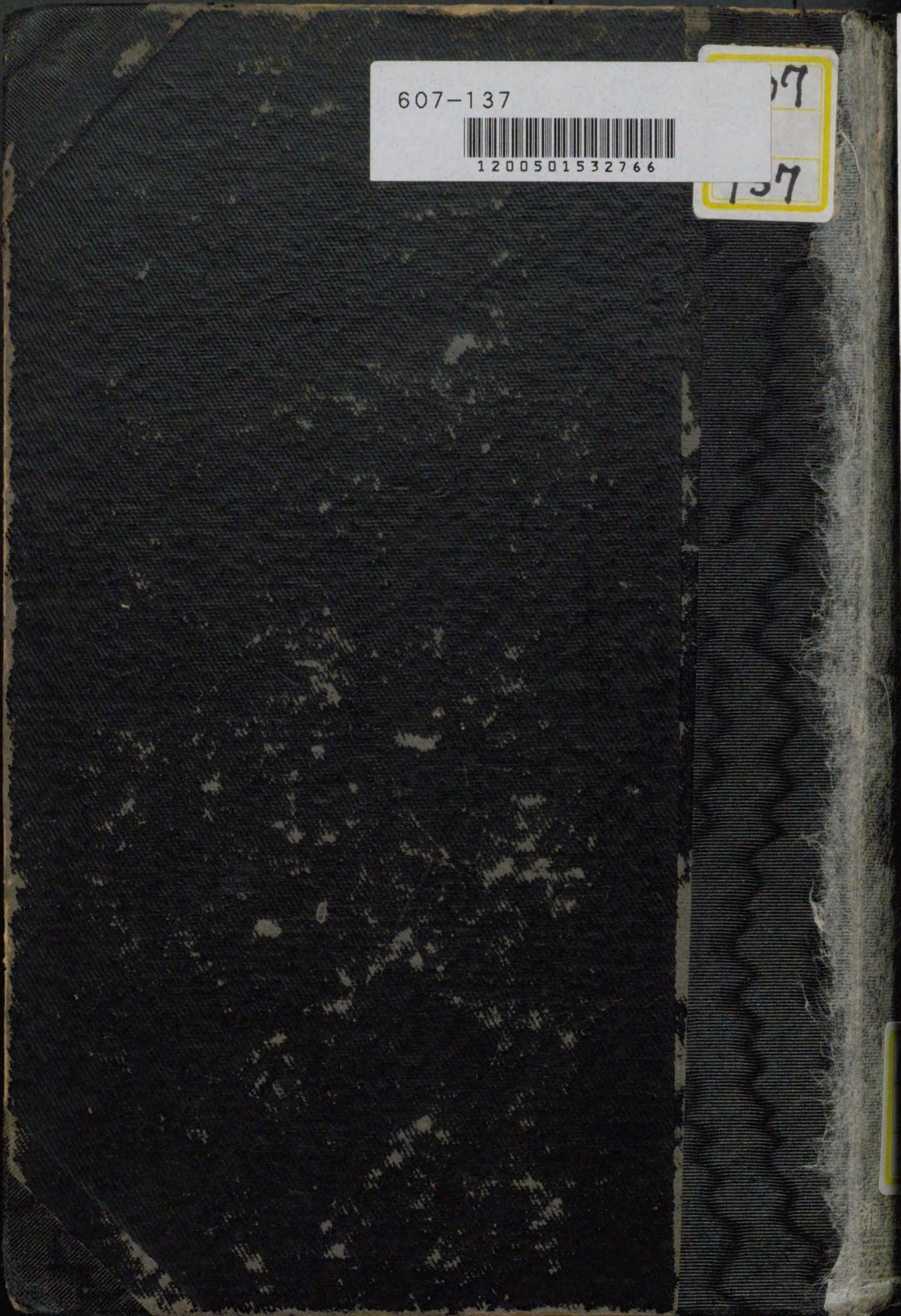


607-137



1200501532766

137



5.8.13

ロシアはどうか？

USSR

解剖されたソヴェト聯邦

酒勾秀一著

1930

11

507

酒 勾 秀 一 著

ロシアはどくなる？

1 9 3 0

USSR



日露貿易通信社版

607-137

はしがき

ソヴェエト・ロシアが、現代の最も特異ある惑星的存在であり、そこから發せられる政治的、經濟的乃至は社會的光燐が異常なる刺戟を全世界に與へつゝある事は事實として肯定せねばならぬ。世間では革命ロシアを世界の謎と稱して居るが然し之は謎として放置すべきではなく、好むと好まざると、又憎むと憎まざるとに拘らず、そのあるがまゝの正體を究むべきである。

予は日露國交恢復後間もなく莫斯科に赴任し此春六年目に歸朝したが、爾來各方面の需めに應じて試みた三十餘回の講演に於て、如何に我國人がソ國の實情を知らんと欲して居るかを知つた。

本書は日露貿易通信社の懇望により、其時の講演資料に彼れ是れ取捨補正したものに數篇の新稿を加へ、一書に編むたものである。本書が我對露關係者並に一般識者に多少とも寄與するところあれば著者の欣幸とするところである。

昭和五年六月十二日

著者

107-437

目次

ソヴェイエト聯邦の今日と明日……………一

一、ソヴェイエト聯邦概観……………三

ソ聯邦概観—革命の變遷—聯邦國家の構成—七個の共和國—ソヴェイエトとは？—「ポ
リトビエロー」—共産黨獨裁—共産主義と社會主義—ポリシエヴィズム

二、ロシヤ革命の見方……………五

政治革命と經濟革命—マルキシズム—レーニニズム—革命觀の三要諦—個性の完全な
る解放—共産黨員の月給—革命と農民—革命と工業—多數の異人種—スラヴ人とソヴ
イエト制度

三、新經濟政策の推移……………一〇

「働かざるものは食ふべからず」—戰時共産主義時代—新經濟政策へ—小工業の個人
經營—幣制の改革—コオペラチヴ—トラスト—シンジケート—ネツプマンとクラーク
—新々經濟政策—農業税

四、共産黨内訌とトロツキイズム……………一三

産業の復興—黨幹部派と非幹部派—トロツキイズム—個人資本の跋扈—二千二百萬の農戶—プロ獨裁への脅威—資本主義への逆轉—資本主義國の社會革命—カーメネフとシノウイエフ

五、スターリン派の新政策……………一八

工業多血症—トロツキイズムの強味—幹部派の新政策—クラーク迫害—物資缺乏—ソウホーズ—コルホーズ—穀物買付成績—農業課稅方法—穀物輸出停頓—工業製品缺乏—ルイコフの演說—穀物捕捉政策—人口の激増—消費節約—パン手帖制度

六、共産黨右派の擡頭……………二四

右傾派の發生—右傾派の農業政策—工業と農業の協調—消費物の大量的輸入—缺の開き

七、右派彈壓と新農業稅法……………二六

結束なき右傾派—スターリンの批判—右傾派發生の根據—新農業稅法の發布—農業生産力の向上—貧農の保護—中農の手なづけ—累進稅率—クラークの定義—政策の緩和

八、五箇年計畫の採用……………二九

五箇年計畫とは？—數字に示された發展豫想—五箇年計畫財政—その使途と資金調達

九、工業化と農業社會化……………三三

社會主義經營の計畫主義—産業經濟の建直し—スターリン派の論議—穀産低下の原因—社會主義經濟の第一歩—資本主義の彈壓—労働階級の指導的地位—共産黨の團結力

十、五箇年計畫と諸外國……………三七

獨逸人の冷罵—米國の支援—フード會社—トラトール—ストロイ—五箇年間の信用詐與—シツプレメントの第一期第二期—國收の五割を總動員

十一、能率増進に曆制の改革……………三九

間斷なき週間—休日の増加—但し工場は三百六十日無休—五日間の國祭—ブラック、モンデー—労働時間への影響—五部制—失業者の救済—工場の組織更え—労働者の不平—一家團樂の消失

十二、經濟破綻說と樂觀說……………四二

經濟政策のジクザック—經濟破綻說の内容—紙幣の濫發—穀類輸出の停止—樂觀說の

内容—自給自足の可能—難局打開の方策—中亞西伯利鐵道建設—爲替のオペレーショ
ン—國內價格と國際價格—不換紙幣の増加—對外ダンピング—社會主義經濟學者の發
表—社會主義は樹立すべし

十三、私有財産制と特殊の遺産相續

四九

個人資本壓迫の除外例—私有財産の享有—富饒附公債政策の反影—資本主義的經營に
する國營工場

十四、家族制度否認の矛盾點

五〇

所謂赤い思想の正體—家族制度是認の例證—自由平等主義の副産物—姦通賣淫に對
する見解—サンマールワイプスの貞操問題—戀愛至上主義

十五、布教の拘束から任意主義へ

五七

信教の自由は嚴存す—何故に宗教を排撃するか?—正教會の頹勢と各派の擡頭—無神
論者のポスターに神レーニン—ヂレンマに陥つた宗教壓迫

ソヴィエト聯邦の對外關係

六一

對外關係の特質

六三

一、通商關係の三形態

六三

通商條約を締結せる諸國—通商條約未締結諸國—正式國交を有せぬ諸國—政治外交的
考慮—ネット・バランス主義—自給自足策—貿易方針—金融及信用許與程度—特殊取
極めの必要

二、ネットバランス主義とコンチンジェント

六六

保護貿易の極致—ネットバランスの比例的數字—コンチンジェントの人為的數字—「
トラスト・オヴ・トラスツ」の國—經濟活動の計畫主義—一種の委託販賣制度—小額
手形の撤布—特定注文契約五箇年間信用許與

通商關係の實際

七〇

一、獨逸及米國との關係

七〇

新締結のソ通商條約—ソ獨貿易近況—獨逸側の不平—ソ聯邦の辯明—米國の進出—
技術的援助契約—トラスターストロイ—對ソ長期信用取引の米國商社名—米獨兩國の
對ソ貿易比較表—獨逸の對ソ輸出品目—米國の對ソ輸出品目—ソ聯邦の對獨注文高—
ソ聯邦の對米獨輸出高

二、英國との關係

七六

(一) 英ソ通商條約の内容	七六
英ソ通商假條約の成立—最惠國待遇—英國の對ソ通商代表設置—通商代表の機能—全權の氏名を誌上に發表—相互船舶、積荷、乗客の權利、特典—その除外例—英國自治領其他への適用	
(二) 英ソ取引關係	八四
英ソ輸出入趨勢—主要取引品目—英ソ貿易の新段階—三百萬磅新注文	
三、土耳其との關係	八六
コンチンジェント制度適用の最初の國—土國の對ソ輸出表—主要品目—ソ聯邦の對土輸出—ソ國と土耳其共產黨—兩國の批評—コンチンジェントの實際—對土輸入課税問題—土耳其の損害	
四、波斯との關係	九一
暫定的貿易方法—特殊の貿易率取極—ネットバランスの基礎で—ソ當局への批難—波斯の對ソ輸出品目—ソ聯よりの輸入—兩國輸出入表	
五、ラトヴィアとの關係	九三
對ソ通商條約—互惠的關稅の特別減稅—兩國取引の沿革—兩國の取引額趨勢—取引品目	
六、伊太利との關係	九五
對ソ通商條約の先驅者—伊太利對ソ關係業者の組織統制—輸出信用制度の適用—兩國貿易表—主なる輸出入品	
七、其他締約國との關係	九九
諾威の對ソ輸出入—瑞典の對ソ輸出入—希臘の對ソ輸出入—主要取引品目	
八、佛國との關係	一〇一
對ソ輸出入表—主要取引品目	
九、波蘭との關係	一〇三
輸出入表—主要取引品目	
十、和蘭との關係	一〇四
對ソ輸出入表—主要取引品目	
十一、芬蘭との關係	一〇五

對ソ輸出入表—主要取引品目

十二、白耳義との關係……………一〇五

對ソ輸出入表—主要取引品目

十三、澳太利との關係……………一〇六

對ソ輸出入表—主要取引品目

十四、丁抹との關係……………一〇七

十五、ソ聯邦の輸出入……………一〇八

外國貿易趨勢—主要輸入品目—主要輸出品目

日ソ經濟關係……………一一〇

一、國交の根幹は經濟的必然……………一一〇

日ソ相互關係の發展—經濟的必然に促進されて

二、貿易の發展趨勢……………一一一

數字に表れた兩國取引額の發展—輸出のテンポと輸入のテンポ

三、日ソ輸出入内容……………一一三

品目別輸出入統計—取引品目の増加—市場の理解

對外關係結論……………一二七

平等と對等の原則—ソ佛交渉の實例—レーニンの言葉—輸出入の均衡—手形決済は正確—日本の立場

農業革命と協同經營運動……………一二三

一、序 說……………一二三

社會主義達成の重要機關—コオペラチヴの分類—農業組合の體系と協同經營農業組合

二、協同經營農業發達の沿革……………一二五

(イ)帝制時代—協同經營農業の濫觴—(ロ)革命から新經濟政策の實施まで—戰後に於ける出現の動機消費的共產組合化—中農の狐疑逡巡とアルテリ及簡易組合の勃興
協同經營農業制度に對する賛否論と共產黨の態度—(ハ)新經濟政策實施以後—貨幣經

濟確立の招徠せる難關—組合の自然淘汰と實質の向上—協同經營農業發達阻止の二原因—協同經營農業振興の決議と現行法の制定

三、協同經營農業に對する政府の方針及法令……………一三四

中央執行委員會の一考察—過去に於ける協同農業の缺陷—大農の搾取防遏と貧農に對する任意制嚴守—協同經營農業に關する法規—農業組合法と協同經營農業法の關係

四、協同經營農業組合の種類及聯合機關……………一三九

協同經營農業組合の三大別—簡易組合—アルナーリ—共產組合—簡易組合の躍進

五、協同經營農業組合の現状と五年計畫……………一四一

最近に於ける協同經營農業組合の激増—社會的階級別による組合員の比率—組合の分布狀態—貧農加入の誘因と中農の爭奪—五年計畫に現れた豫定組合員—組合數と播種面積の増加豫想—統計による計畫と實成績の對比

六、協同經營農業組合の設立と經營方法……………一四六

組合加入と組合設立の條件—大農敬遠主義—組合の構成と事業計畫立案の要領—至難なる勞働の割當—如何に利益を配當するか？

七、協同經營農業組合の成績……………一五〇

露國當局の期待—經濟的方面から見た效益—協同耕作と個人耕作の收穫率—農具、生産具數量の對比—協同經營農業の共通の缺點—三種組合の平均耕地面積—組合不振の近因と組合員の移動脱退—農産物を商品化する優劣

八、協同經營農業組合の財産……………一五九

組合財産の構成分子—共有と否とによる區別—用法若くは處分法による區別—可分基本資本と不可分基本—資本各種資本と貸入金

九、協同經營農業組合の特權及特典……………一六一

税金の低減—農業資金の貸付—農具買入—その他の特典

最近の協同經營農業問題……………一六五

一、農業稅改正の要旨……………一六五

中農に減稅富農に増稅—農村階級鬭爭尖銳化—協經農場課稅方法—比例課稅—課稅の單純化

二、協同農業組合模範定款……………一六七

目的及び任務—土地について—生産手段について—農業組合の活動—農業組合員—農業組合の資金—組織及び労働の報酬—活動方法—組合事務の統制—大協同農場との關係

三、數字に現はれた協同經營農業……

協同經營農場數其他—一九三〇年一月と三月の比較—各地方別統計—協同參加農戶の全農戶に對する比率—社會化する労働用家畜の%

四、協同經營農業に對する諸特典……

單一農業税の免除—協同化された家畜—協同經營菜園にも特典—一九二九・三〇年度に五億留融資—協同農民の借金返 方法—富農より沒收金の處分

ソヴェエト國家の教育……

文盲退治が目標—統一労働學校制—初等教育と中等教育—授業料の有無—社會主義社會の建設標榜—不徹底な國民皆教主義—共產子弟の暴慢—惠まれざる青年の一團—泣てゴリキーに訴ふ—ソヴェエト當局の反省

ソヴェエト治下の男女關係……

一、男女關係の變革……

革命の影響—舊制度と「生ける屍」—變則的現象—裁判の半數を占むる離婚事件—ルナチヤールスキイ氏の事例—立法的制限—解放的性論者コロンタイ—プハリンの強硬意見—律法による合理的制限

二、親族法の沿革……

民法中の親族篇—一九二七年の大改訂—レーニンの意嚮—改正法制定の迂餘曲折

三、改正法の要點……

新舊法の根本精神—改正要點の特色

四、婚姻の成立及終了……

新法制定の動機—登記法設定の眞意義—登記婚數と宗教婚數の増減—内縁關係者に對する救済—事實婚認知の標準—宗教婚の溯及効力—女子の婚姻適齡の改正—重婚解釋上の疑義—離婚手續—事實婚者離婚認知の標準

五、婚姻の効力……

性の共通—夫婦財産制—財産共有の理由—夫婦は二労働の結合也—所謂農戶の意義—

離婚と共同財産の分割—夫婦間の扶養義務—離婚後に於ける扶養—コロンタイ夫人の
社会保険案—扶養義務強制執行と履行

六、親子関係……………二二四

権利義務の存在—親子関係に関する新规定—子供と父の認定—他数男子と関係ありた
る場合の措置—子供と宗教—夫婦間の合意は効力なし—子供と後見機關—後見機關の
権限—子供の扶養義務—扶養義務懈怠に對する制裁

七、養子制度……………二二四

養子制度承認時代—養子禁止法制定と廢止の理由—養子の權利義務—ブリマチエスト
ウオー

八、後見及保護……………二二五

無能力者の利益保護及法律行為—所轄行政官廳の移管

九、外國人との婚姻……………二二六

外國人との婚姻の國籍—外國人間の婚姻手續—出生子の國籍

十、結 論……………二二七

新法制定の努力—勞農立法の舊套を脱す—世論尊重と實生活中心主義—濫發された法
令の法典化—立法技術の特長

ソヴェエト聯邦の軍隊……………二二一

一、ソヴェエト軍隊の特徴……………二二三

赤軍編制の目的—革命擁護と資本國攻撃—赤軍の侵略性

二、赤衛軍の兵役……………二二四

國民皆兵主義—陸、海、空軍の兵役—隊外勤務—

三、戰時及平時の兵力……………二二四

常備軍五十六萬人—動員力六百萬—民兵制度—軍備全廢提議の眞意

四、共産主義に基く軍政史……………二二五

作戰と政治との區分—政治教育の重視—その長所と短所

五、軍隊内反革命取締手段……………二二五

軍政治機關とグ・ベ・ウー平時軍隊内の革命運動は至難—戦時此機關弛緩せば反抗運動勃発か

附

録

ソヴィエト國家十三年史……………二二二

一九一七年……………二二二

一九一八年……………二二三

一九一九年……………二四〇

一九二〇年……………二四三

一九二一年……………二四八

一九二二年……………二五一

一九二三年……………二五三

一九二四年……………二五五

一九二五年……………二五七

一九二六年……………二五八

一九二七年……………二六〇


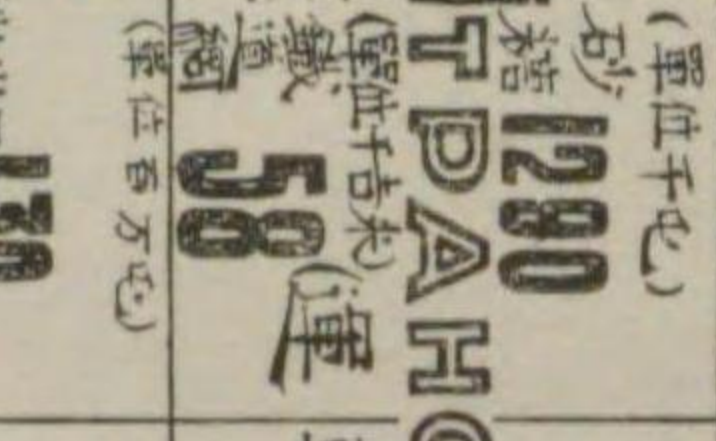
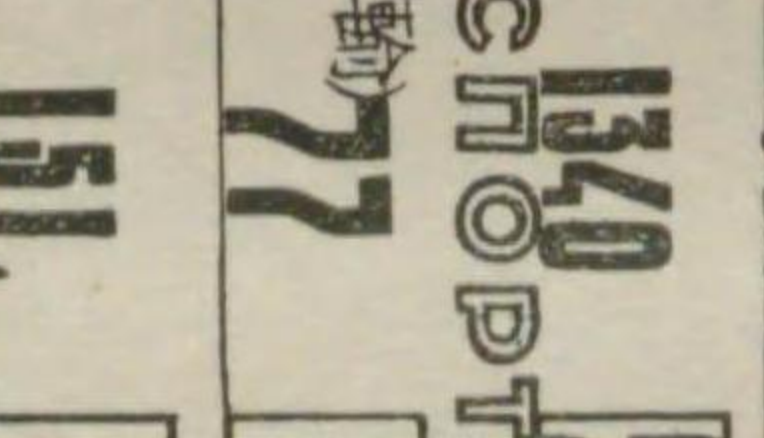
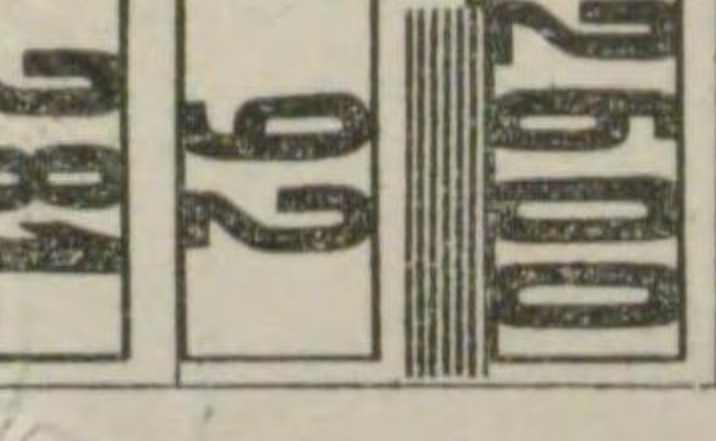
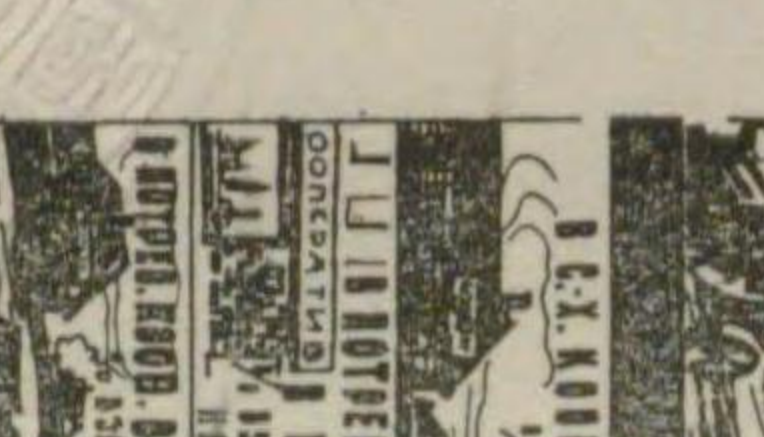
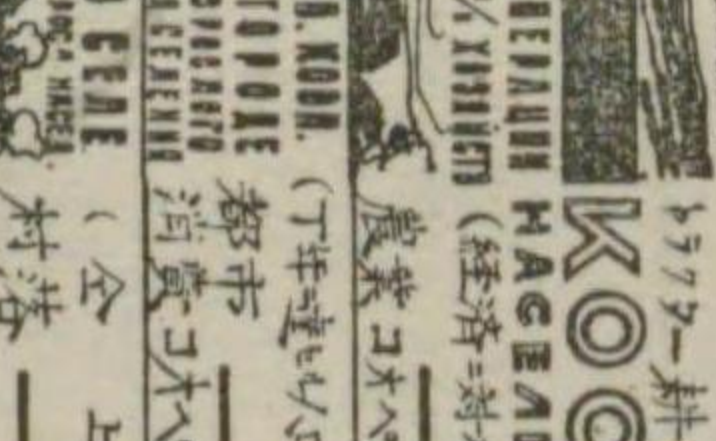
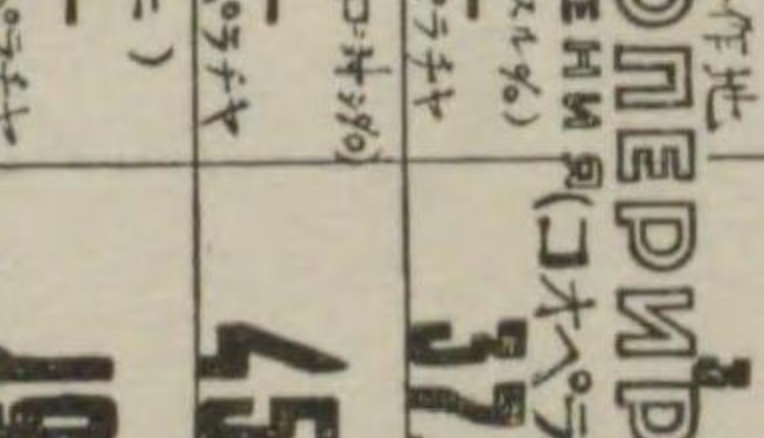
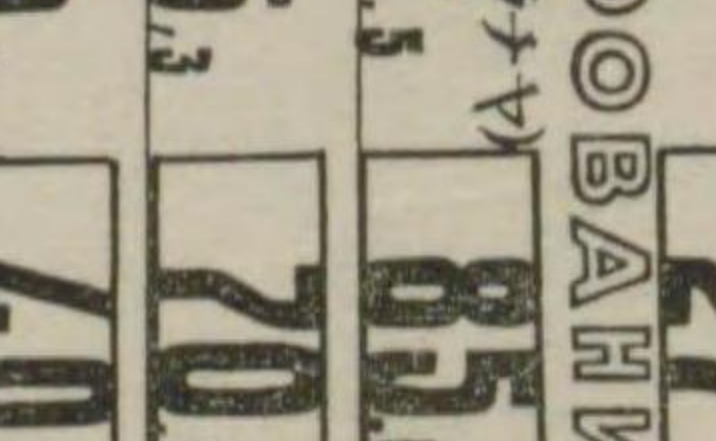
一九二八年……………二六五

一九二九年……………二六九

一九三〇年……………二七一

一 式 三 〇
 一 式 二 八
 一 式 二 六
 一 式 二 五
 一 式 二 四
 一 式 二 三

表

 САХАЛ (單位千屯) 1290 運	1340 輸	2770 2600	95, 96, 92	 КАМЧАТКА (單位千屯) 132 運	151 輸	281 30	14, 15
 КУРИЛЬСКИЕ ОСТРОВА (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1 1	 ДАЛЬНИЙ ВОСТОК (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1, 1
 ДАЛЬНИЙ ВОСТОК (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1 1	 ДАЛЬНИЙ ВОСТОК (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1, 1
 ДАЛЬНИЙ ВОСТОК (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1 1	 ДАЛЬНИЙ ВОСТОК (單位千屯) 1 運	1 輸	1 1	1, 1

НАГЛЯДНАЯ ТАБЛИЦА ПЯТИ ЛЕТКИ

ПОД ПОКРЫТИЕМ МИНИСТЕРСТВА ГОСУДАРСТВЕННОГО ПЛАНА СССР
1927/28 1932/33

КАПИТАЛЬНЫЕ ВОЗЖИМЫЕ РАБОТЫ (млн руб.)

7,1 **17,1**

ПРОМЫШЛЕННОСТЬ

2,0 **5,1**

2,0 **5,1**

8,1 **21,0**

2750 **3631**

5140 **22000**

1490 **4800**

35,4 **75,0**

11,7 **26,0**

3,3 **10,0**

4,0 **11,5**

28,1 **150**

125 **750**

110 **3400**

2222 **4700**

96,1 **270**

1340 **2500**

1340 **2500**

58 **92**

151 **281**

15 **30**

ПОД ПОКРЫТИЕМ МИНИСТЕРСТВА ГОСУДАРСТВЕННОГО ПЛАНА СССР
1927/28 1932/33

КАПИТАЛЬНЫЕ ВОЗЖИМЫЕ РАБОТЫ (млн руб.)

3,1 **5,5**

СЕЛЬСКОЕ ХОЗЯЙСТВО

0,9 **3,1**

10,5 **17,0**

113,7 **126,1**

7,5 **9,5**

81,6 **105**

73,1 **12,6**

7,6 **1700**

7,3 **114**

85 **5**

85 **34**

700 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

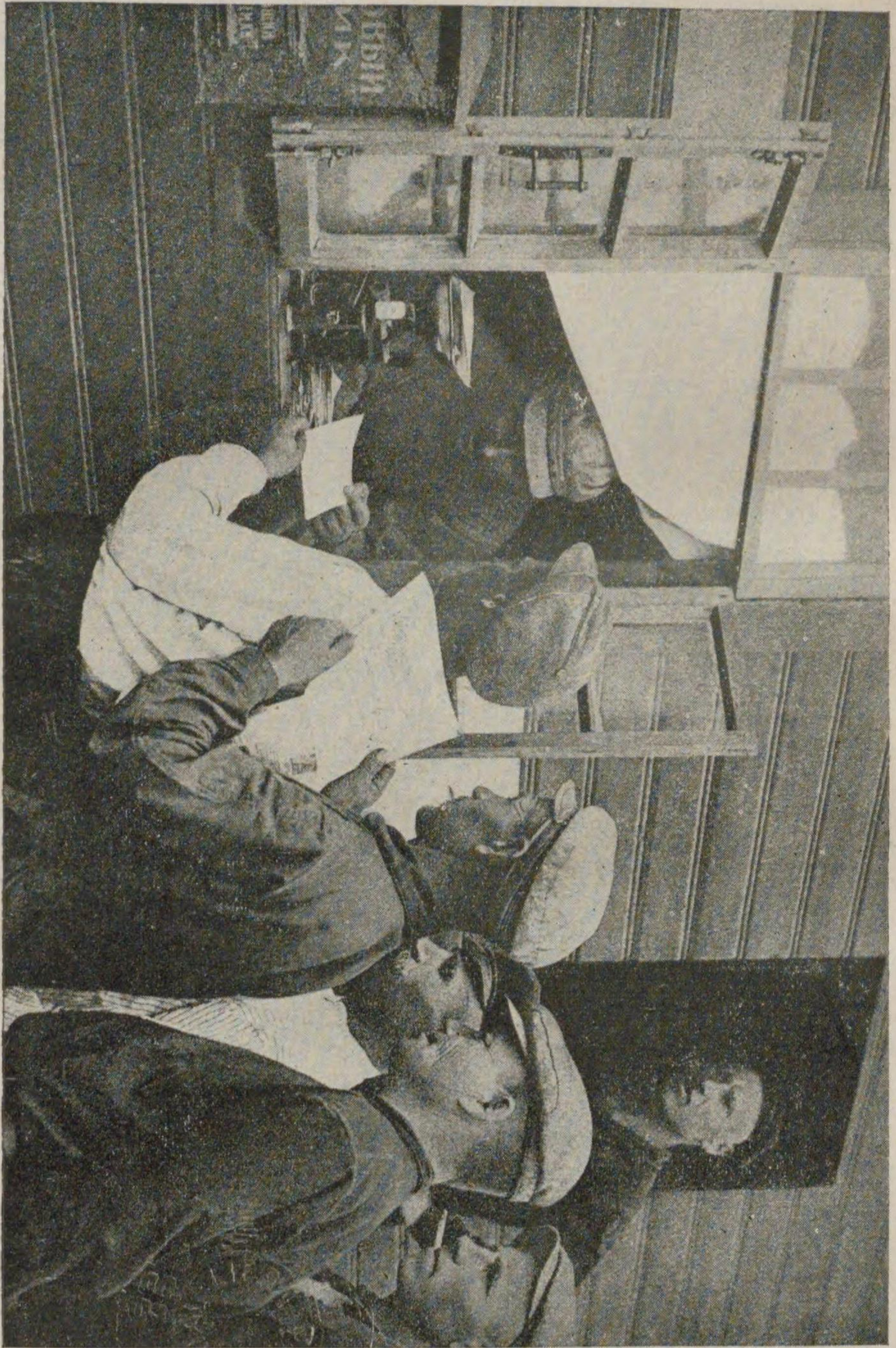
754 **20,6**

754 **20,6**

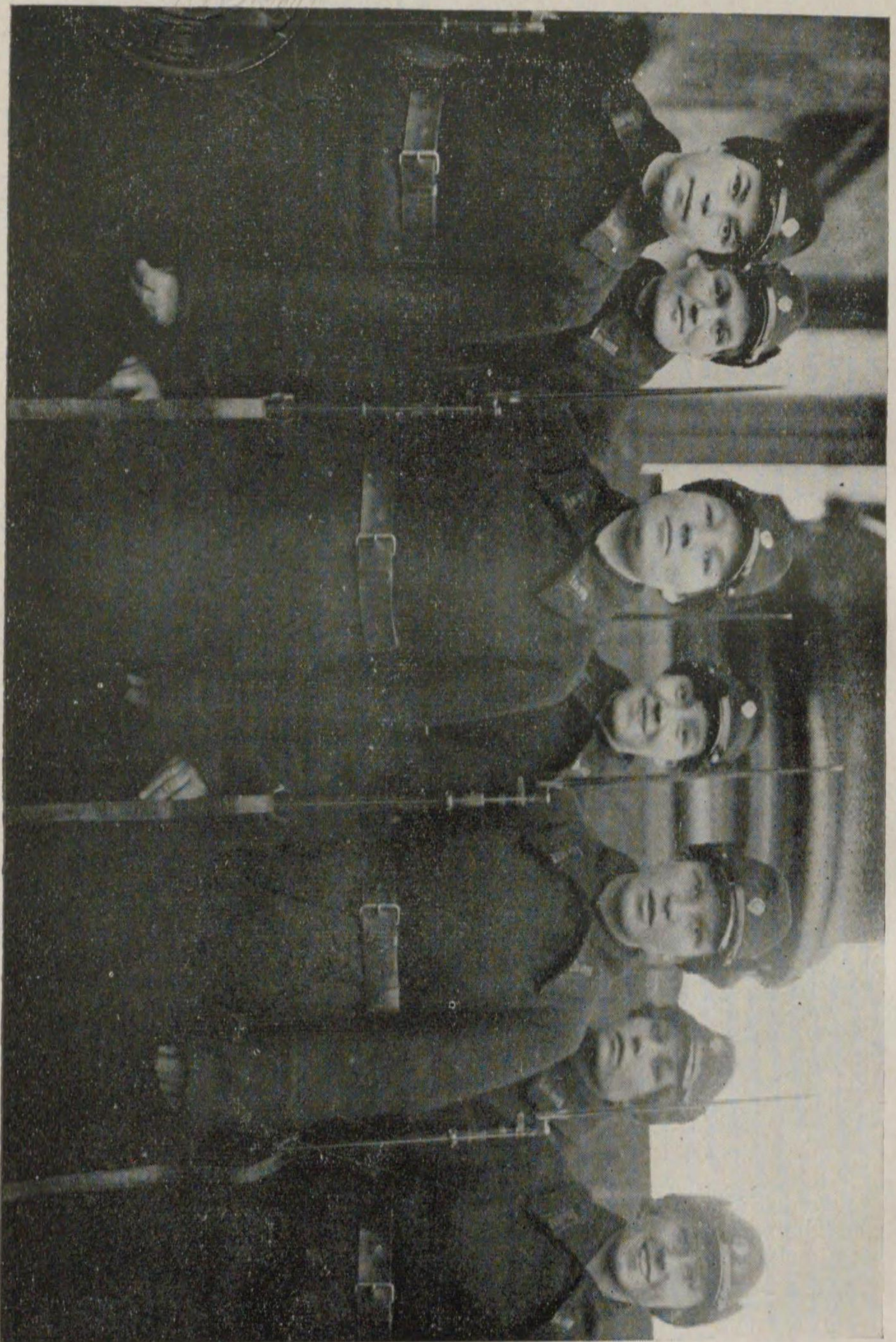
754 **20,6**

754 **20,6**

754 **20,6**

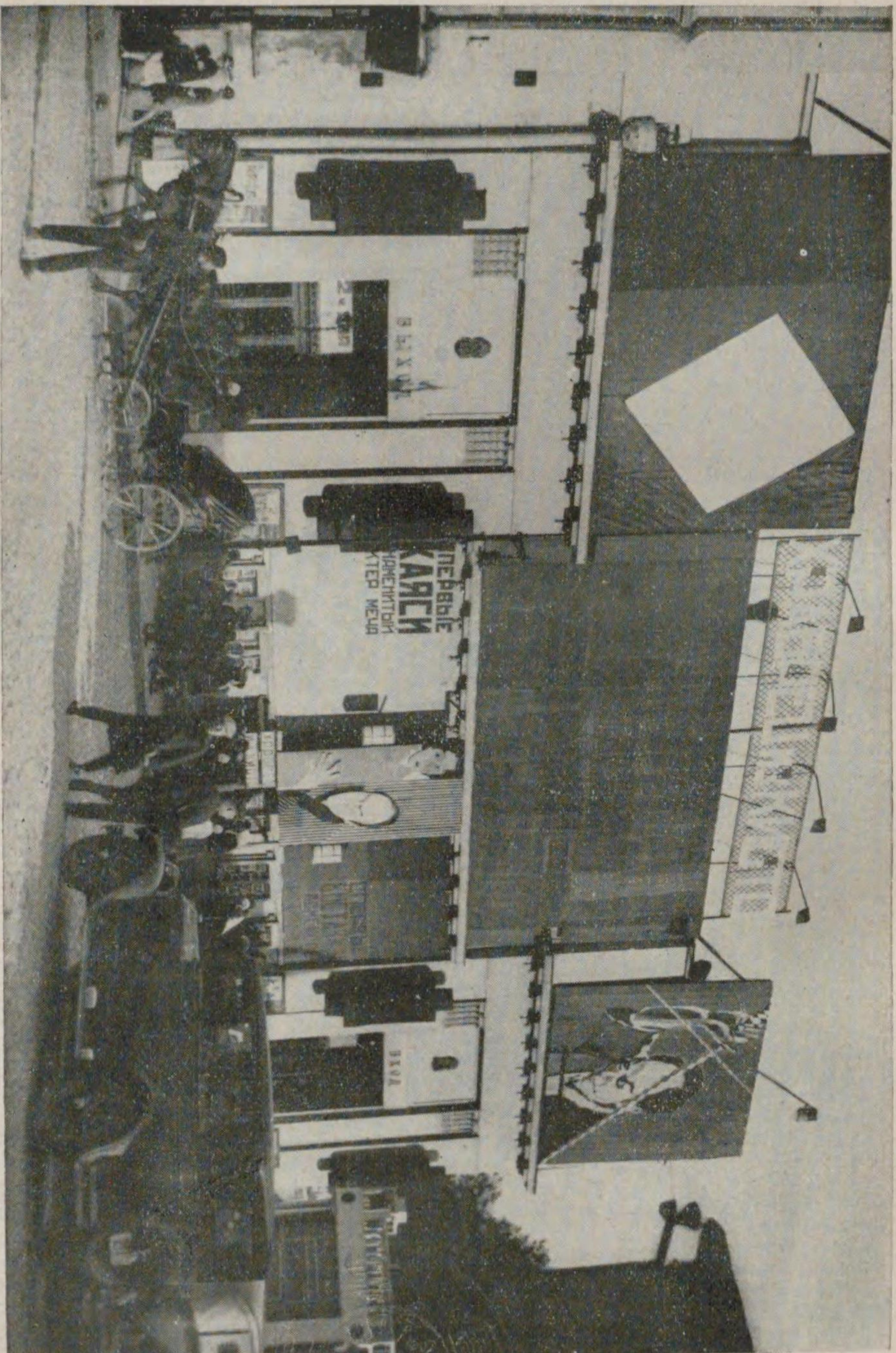


リグイエト國營農場「ギガント」に於ける移動郵便局

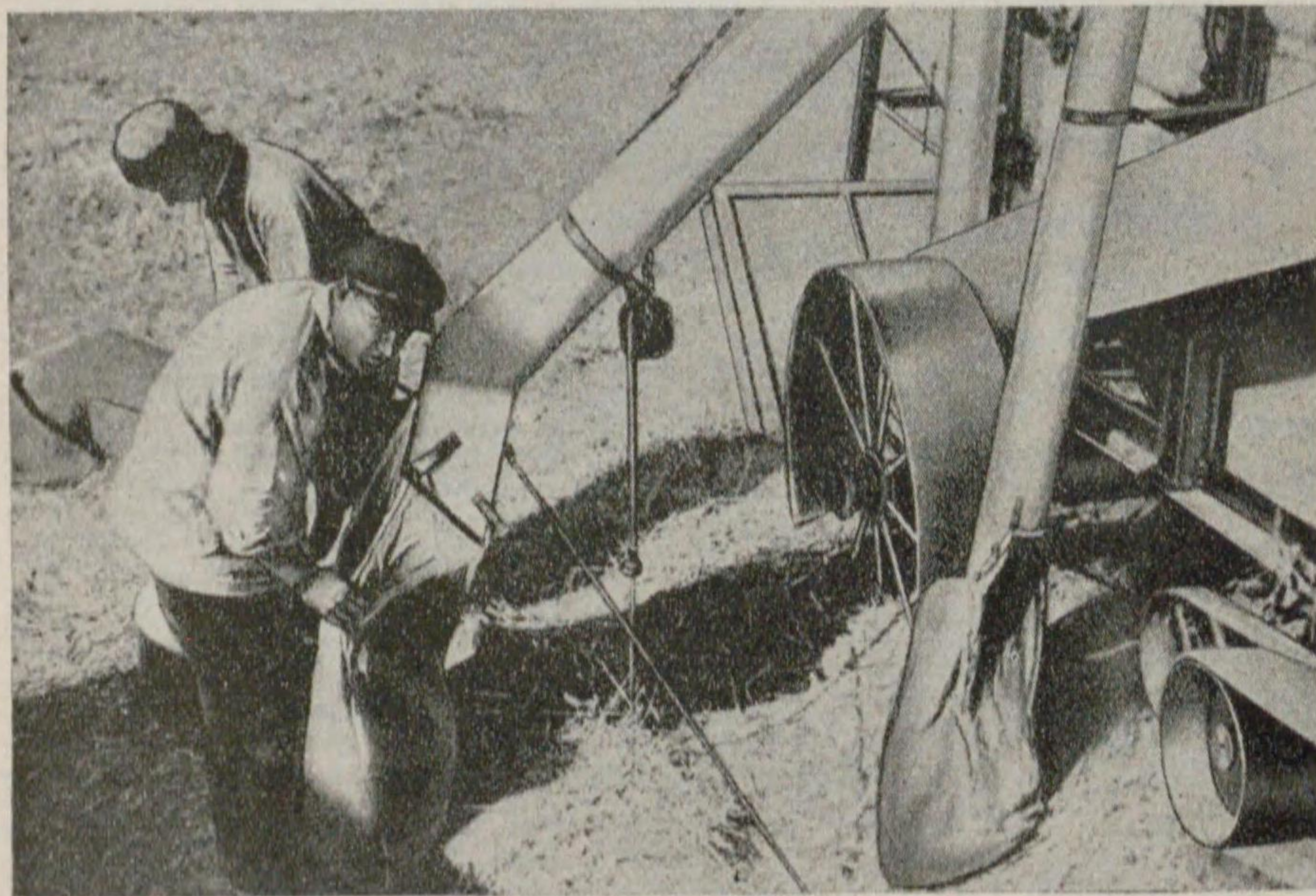
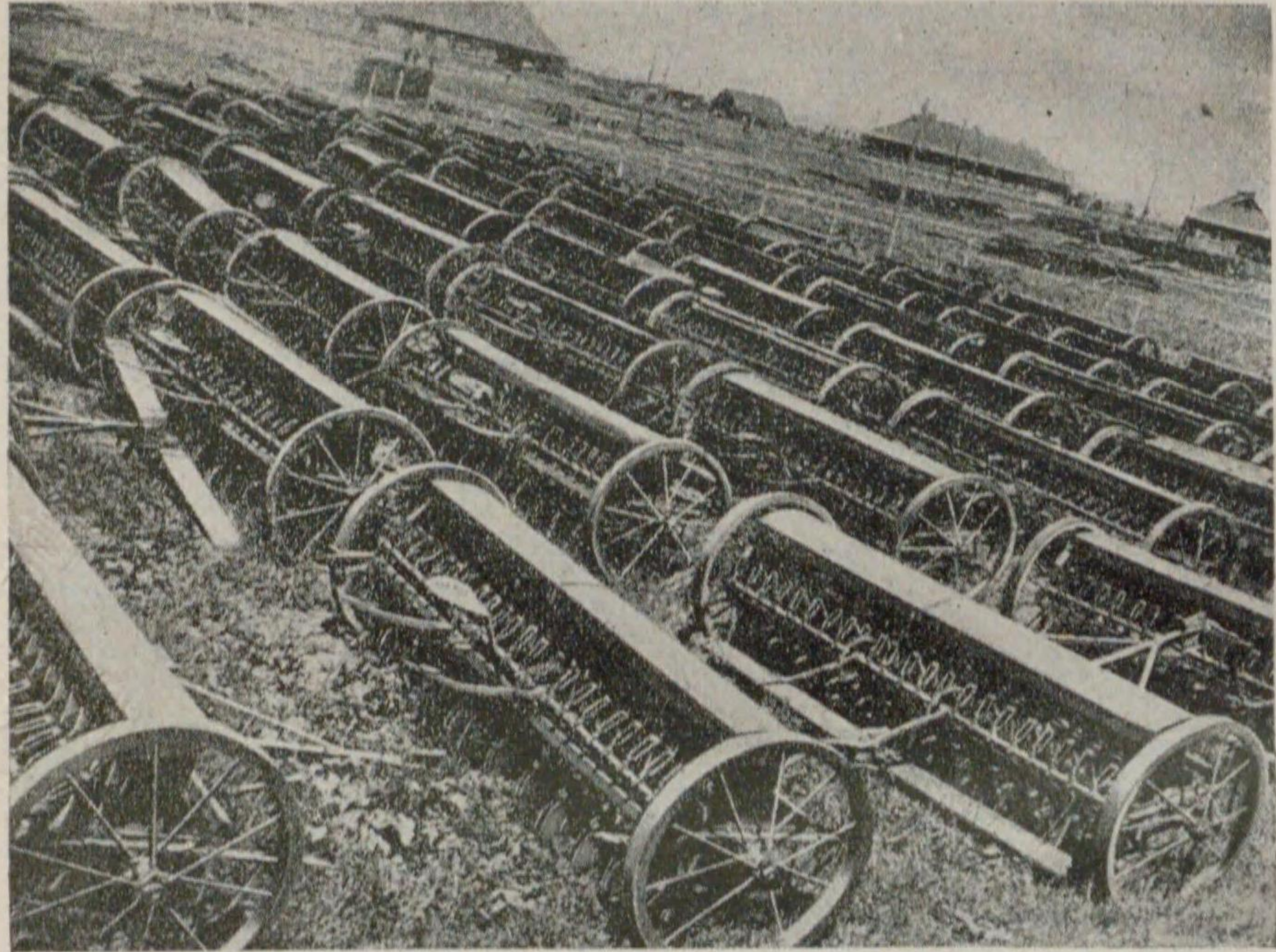


ソヴイェト聯邦の赤衛娘子軍





莫斯科で開かれた日本映畫展覽會
(一九二九年四月對外文化聯絡協會主催にて)



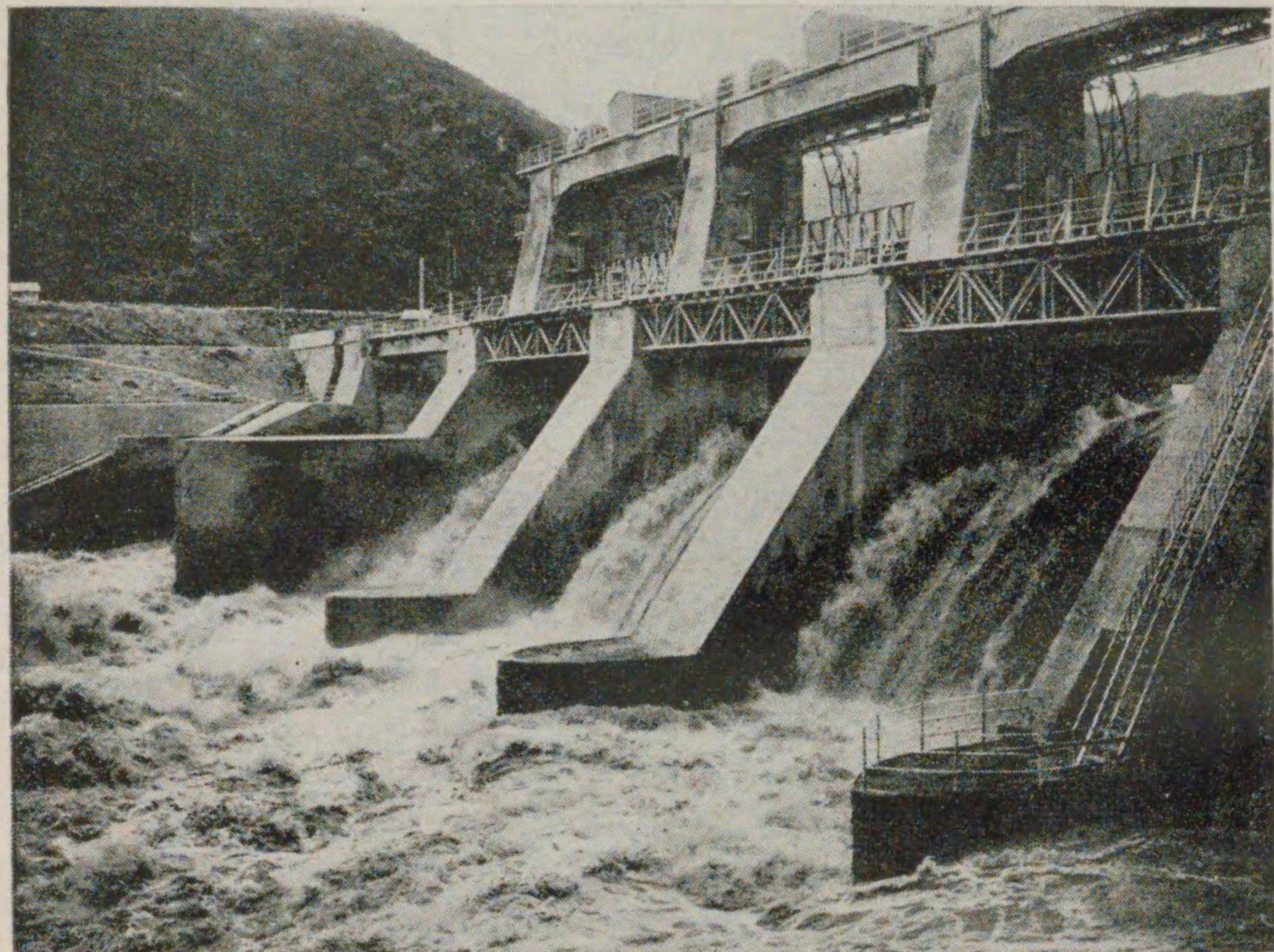
機械化されつゝある協同経営農場

(上圖は耕耘用・下圖は収納用機械)



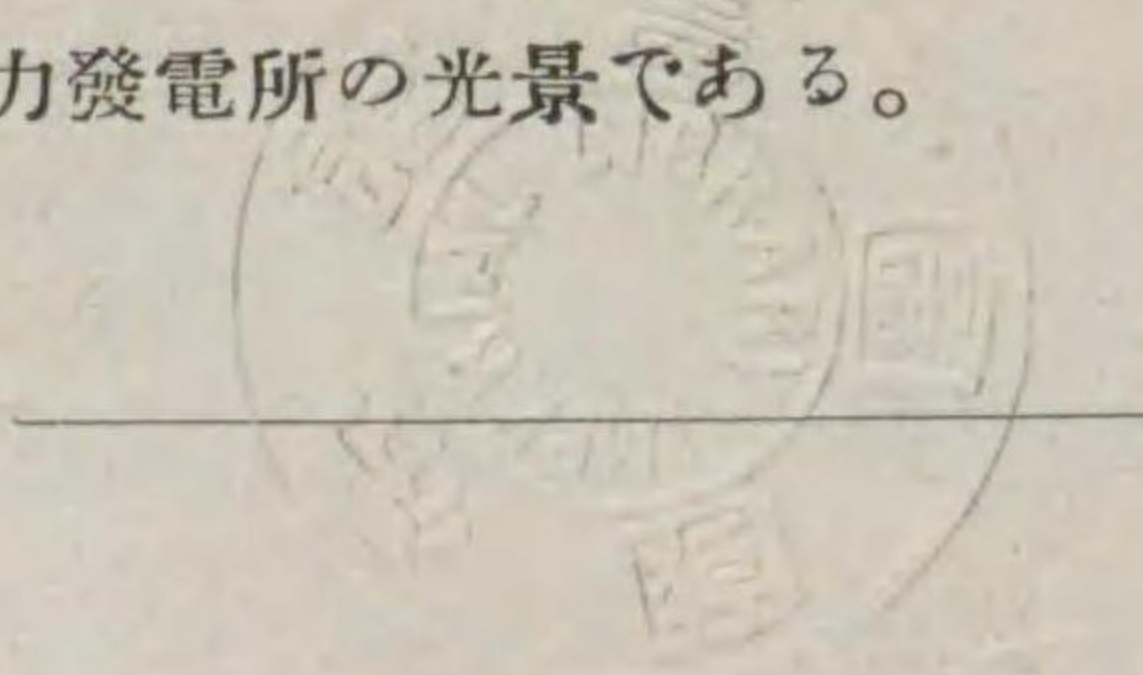


ソヴィエト紡績工女の作業状態



北高架索に於ける水力発電所

現代世界文化の母電氣に對するソヴィエト國家の憧憬はすでに一九二〇年當時レーニンの大電化計畫（エレクトリヒカーチャ）發案となり、爾來歐米最尖端國の技術に『追付き之を超越すこと』をそのスローガンとせる五箇年計畫時代の現ソヴィエト聯邦では電化の發達は何よりも力を傾注せるところ、從て此の分野においては他の如何なる産業部門にも増して急速なるテンポによる成功を収めつゝある本圖は『ドネーブル・ストロイ』『ウオルホーフ・ストロイ』等と並ぶ後高架索の大水力發電所の光景である。





莫斯科「モスセリブロム」カフェーに於ける
ソヴェト産サモワールの見本



ソ
ヴ
イ
エ
ト
聯
邦
の
今
日
と
明
日

一、ソヴィエト聯邦概観

先づ最初にソヴィエト聯邦の概観について述べたいと思ふ。ソ聯邦の法制上に於ける政治組織については既に各種の刊行物が既刊せられてゐるから、夫等の點は省略して、茲には主としてソ聯邦内の實情が如何に變遷し推移しつゝあるかといふことに重點を置くこととする。

ソ聯邦のことを通俗には露西亞と呼ぶが、正確には「ソヴィエト社會主義共和國聯邦」と稱すべきである。それは一九二三年七月にソヴィエト聯邦の憲法が制定せられ、聯邦組織が完全に成立したからであつて、其後露西亞なる地理的名稱を冠する國は、露西亞社會主義聯邦ソヴィエト共和國と稱せられ、ソヴィエト聯邦を構成する一共和國に過ぎないのである。斯く憲法的にソヴィエト社會主義共和國聯邦と云つて、何等地理的名稱を用ゐないことについては、云ふまでもなく今後社會主義の國が世界の一角に出來れば、ソヴィエト聯邦に加入せしむるに異存ないといふ趣旨からであつて、一例を引けば、一九二九年十一月まではソ聯邦は六個の共和國から出來上つてゐたのであるが、タジツク社會主義共和國が四月から聯邦に加入すること

なり、今日では七個の共和國によつて聯邦が構成されてゐる譯である。

「ソヴェエト」とは元來「會議」と云ふ意味で上下の政治は凡て會議制度に依る可き趣旨から出て居り、法制も亦此の趣旨により制定せられて居る。併し或方面ではソ聯邦が共產黨に依り支配せられ、而かも實權を掌握するものは黨の「ボリトビユーロー」(政治部)であり又レーニンの死後「ボリトビユーロー」の牛耳を執るものはスターリン及其の一派であるとの實情から見て、ソ聯邦は一種の寡頭政治の國であると視察して居るものもある。ソ聯邦の全人口は約一億五千四百万であるが其の内共產黨員は約百二十三萬人で「ボリトビユーロー」の定員は僅かに九名である。尤も目下缺員が二名あるから七名に過ぎない。而して其の書記長スターリンはジョルジア人であつて他の部員中猶太人は昨年十一月以後一人も居ない。夫れ故か巷間ではクレムリンの労働宮はシャシリツク(コーカサス地方人の好む食物)の香漲り、曩に愛好せられたるチェスノーク(猶太人の好む食物)の香を留めずと云ふが如き偶語すら傳へらるるに至つた。次にソ聯邦は共產主義の國であると通稱せられてゐるが、聯邦が共產黨一黨により支配されて居ることは事實とするも併し國の名稱は前に述べた通りソヴェエト社會主義共和國聯邦と云ふのであつ

て共產主義共和國聯邦ではない。然らば共產主義と社會主義とは如何なる區別があるかとの疑問が當然起つて来る。數年前迄は色々學者の間で區別致したのであるが併し社會主義の理想とする社會も共產主義の理想とする社會も殆んど差異が無いと云ふ様なことになり昨今では兩主義の差は只手段の點に存する、即共產主義に在りては革命とか又はクーデタとかに依つて資本主義的經濟組織を打壊はさむとするのである。換言すればボリシエヴィズムである。之に反して社會主義の方は立法の手段に依つて理想とする社會を實現したいと云ふのであつて結局手段の相違であると云ふのが通説になつて居る様である。所で共產主義であれ、又は社會主義であれ其の理想が實現された場合には果して如何なる社會が出来るか、如何なる道徳、如何なる法律が出来可きかと云ふ具體的の點に就いては未だ學者間にも定説が見受けられない。随つて斯かる主義の實驗場となつたソ聯邦内の各般の事情が如何なる變遷を來すかと云ふことは興味ある問題と云はねばならぬ。

二、ロシヤ革命の見方

露西亞の革命は政治的革命であつたと共に、經濟組織を社會主義化せむとする革命であつた。斯る觀念がマルキシズムに其の淵源を有するのは勿論であつて、私有財産制度及自由競争を認め資本主義的企業經營を認むる社會では労働階級は其の雇主たる資本家のために壓迫せられ當然自分等の受く可き労働の報酬の幾分を資本家より搾取せられ結局労働階級は遂に自分等の血を賣り骨と肉とを食ふが如き生活をなすの餘儀なきに至るであらうと推斷し、社會が社會主義化せられ「各人は其の能力に従ひて働き各人は其の求むる慾望を充足せしめ」得るが如き状態となりてこそ初めて斯かる不合理なきに至るであらうから全世界の労働者は互に結束して斯る社會主義化せられたる社會の建設の爲めに精進せねばならぬ。其の爲めには先以て労働者即無産階級の獨裁政治を行ふことが順序であると云ふのである。レーニン一派のボルシェヴィキは斯かる觀念の下に露西亞の如き農業國に所謂マルキシズム理論を適用して之を實行し、無産階級の獨裁政治を標榜する政權を樹立したのであつた。夫故所謂レーニニズムのことを農業國に適用せられたるマルキシズムであるとなし、或は帝國主義時代のマルキシズムであり、プロレタリア革命特に無産階級獨裁政治の理論及戦法であると定義するものがある理由である。

革命後の露西亞の状態を観察するには、大體次の三點を前提におく必要があらうと思はれる。第一點はマルキシズム理論の歸着する處は社會主義化せられたる社會の實現であり、斯かる社會の實現は凡ての生産手段を共有とする主義の實行に在ること、又産業經濟上の自由競争は資本主義の母體であるから之を否認するが社會主義の社會理想は社會の連帶 Social Solidarity 以外各人を凡ての羈絆より解放するに在ること換言すれば個性の完全なる自由を保障するに在るとの點である。

尙革命當初は一流の社會主義理論たる「各人は各人の能力に従つて働き其の求むる慾望を充足し得る様になすこと」を理想としたのであるが後には他の一派の理論たる「各人は各人の能力に應じて働き各人は其の提供せる労働の效果に従つて公正なる報酬を受くること」を理想とするに至つたのである。夫故給料労働の高は地方別、職業別及之を受くる人の労働能力技術如何に依り夫々差違があるのである。尤も共產黨員は申合せにより大臣格のもでも月手當二百二十五留以上を受けないことになつて居り、又労働の出來高拂又は「ボーナス・システム」の如きも或部分では採用せられて居ない。

第二の點は革命前後に於ける露西亞の農工業の状態に關する點である。マルキシズムは資本主義經營に依る工業の發達を前提としたのであるが

イ、革命當時露西亞の住民の約八割は幼稚なる農民であつたこと、此の事態は大體に於て其の後も變りなきこと（革命前の人口は約一億七千萬、革命後はフィンランド、ポーランド等バルチック諸州が獨立した爲め、約三千萬を減じ、内亂饑饉等によつても減ずるに至つたが其後人口増加し今日では約一億五千四百萬人となり農民は其の九割を占むることとなつた。

ロ、革命後土地は凡て國有とし帝室、貴族、大地主、寺領の土地は之を沒取したけれども大體從來の小作人に對しては其の小作地の使用收益權を認めたのである。土地を均等に區劃し農民に貸與した事例もあるが之れは寧ろ例外と云ふ可き程度である從て農民の耕作面積には廣狹あり、其の収入には高低がある譯で、例へば千九百二十六年頃に於ては約二千五百萬戸の農家の内十六町歩位を耕作し一人當り年七十留以上の収入ある農戸約三百萬戸もあり、又一人當り二十五留以下の収入しかない貧農が約五百萬戸もあつたと云ふ事である。

ハ、革命前露西亞は歐洲の穀倉であると迄唱へられた程の穀物の輸出國であつたが實は外債の元利支拂及輸入工業品の代價支拂等のため無理に輸出を計つて居たのであつて、貴族や大地主に壓迫せられて居た農民は黒パンと粗食に甘んずるの餘儀なき状態であつた。從て革命後農戸の分立と自家消費の増加とは輸出し得べき農産物量の減少を必然的に伴つたのである。

ニ、露西亞の工業は十九世紀の後半より漸次近世的資本主義經營の形態を探るに至つたが、尙革命前に於ける其の工業は専ら國內市場に製品を供給するのみであつて、併かも此等工業には外國資本が約十四億金留も投資せられ、又國內に必要な製造品の約六割は外國の輸入によつて満たされて來た。ところが革命後約三年間といふものは外國との通商が杜絶して居たのである。

第三點は露西亞内には多數の人種が存在するが根本をなす民族はスラブであり、約二千五百萬の亞細亞人約五百萬の猶太人其他ヂョルジャ人アルメニア人等が居るが大體に於て東洋哲學の影響を受け、宿命論者であること、又中世韃靼人の侵入を受け今より約四百年前迄其の

壓迫的政權の下に服従し、且又十世紀以後「皇帝ハ神ノ表現者ナリ」とする希臘正教を國教とした關係上專政政治の訓練（辭句は適當でないが）を受けて居ると云ふ點である。尙歴史の教ふる所によれば、スラブ民族は元來民衆的な政治習慣を有し、村の首長を選ぶには村民の會合で之を行つたと云ふことであるから今日のソヴィエト制度——會議制度——は民族的には適合して居ると見ることが出来る。又或方面では名は無産階級の獨裁政治と云ひ實は共產黨幹部の專制政治である今日の状態はツアールと頭のスゲ換をしたに過ぎぬと評する者もあるが、一般的に云へば前述の如き宿命論と訓練の結果、爲政者が何人であるかといふ點に付ては比較的無關心であると云ひ得やう。

三、新經濟政策の推移

ケレンスキー内閣が倒れて千九百十七年十一月七日にレーニン及トロツキー一派が勞農政府を樹立したが同政府は「働カザル者ハ食フ可カラズ」——（現在モスコイ市のソヴィエト廣場に在るオベリスクにこの標語を掲ぐ）——「生産ノ手段ハ生産ニ従事スル者へ」との標語の下に工

場は勞働者の管理へ、農耕地は耕作する農民へ、との理想の實行に着手し各種の法令を出して土地、工業、鑛山、森林、鐵道、銀行等を帝室、貴族、地主又は資本家より沒收して國有又は國營とし、内外商業を國家の獨占とし賃銀制度を廢して切符に依る現品給與制度を採り農民よりは其の生活に必要な以上の收穫物を現物税として徴收したのであつた。即國家の手により需給の調節をなす所謂單一經濟組織を樹て「都會は農村を又農村は都會を養ふ」ことを理想としたのであつた。前に述べた第二の點を考へれば斯かる試みが如何なる結果を招來したかは想像するに難くないのであつて工業品の不足、農民の不平、交通機關の破壊狀況等のため到底實行困難となり千九百十九、二十年の大饑饉及千九百二十一年の初クロンスタットに起つた水兵の叛亂等の爲め完全に行詰りとなつた。此の時代を戦時共產主義時代と稱して居る。茲に於て千九百二十一年三月の共產黨大會に於て、所謂新經濟政策即ネツプの採用を決議し、政府は之に基き各種の法令を出して同政策を行つたのであるが、其の綱要は大體次の通りである。

- 一、農民に對し其の收穫物を自由に處分することを許した。従て商業の自由を認めるに至つた。
- 二、或程度の國有工場を個人に貸下げ小工業の個人經營を許し國營工場製品を市場に賣出すこ

とした。

三、租税及手数料制度を復舊し幣制を改革の上中央銀行を設立し、準備金を有するチエルウオ
ーネット紙幣を發行し又特殊銀行を設立した。

斯の政策の採用は資本主義への降服を物語るものであつて最初の理想はシャボン玉の様に消えて仕舞つたと評せられて居る通り、大工業の國有、外國貿易の國家專營、及土地國有制を存するに過ぎない事態となつた。併し雇傭労働の保護調節に關する法令及社會保險の制度並に工業的生産及配給の國家管理の點に付ては、社會主義的特質を見出すことが出來ず又新經濟政策は見方に依れば國營企業の整理改革とも見得可きもので收支困難又は餘り重要ならざる工業は個人經營に移し、且國營企業の財的中央集權即直接の國家經營を捨て各企業毎に獨立の資金を定め商業的基礎の下に經營せしめ中央は此等企業を指揮監督するに止むることとなつたのである。大體の企業は株式會社組織に則り、國家機關、地方自治體及コーペラチヴのみが株主となり得るのである。又生産機關に屬するものは大體トラスト、配給機關に屬するものはシンジケートと稱せられて居る。又國有のため沒收した家屋の内餘り大きく無いものは全部原所有者に還付したのである。

四、共産黨内訌とトロツキーズム

斯かる政策實行の結果、都會にはネツプマンと稱する成金、農村にはクラークと稱する富裕なる階級が現出し、約四億留の個人資本が企業的に活躍するに至つたのである。次で一九二五年にはネツプよりも更らに農民に對する讓歩的政策が行はれた同政策のことを一部ではネオ・ネツプ（新々經濟政策）と稱へて居る。即ちソヴィエト選舉に關する同年一月十六日の布告は其の一であつて、同布告は農民が選舉に参加するを妨げられ又は指名の方法が行はれて村落ソヴィエトの自由なる選舉が妨げられたやうな地方に付ては選舉を無効とし、再選舉を行ふ可きことを宣言せるものである。これは農民のソヴィエト政權に對する消極的抵抗の増大と經濟上の困難の爲めに餘儀なくせられたる結果であると觀察せられて居る。又農業税の改正も行はれるに至つた。農業税は一九二四年度に對しては四億七千萬留を豫定せられ、實際の徵收額も三億四千萬留に達したに對し、一九二五年度に於ては其の豫定額を二億八千萬留に低下した。更に

又同じく一九二五年中には農業貸借の許容に關する法令が發布せられたのみならず個人商業及國內工業等に對しても幾多の緩和が認められた。特に重要なのは農業法典の改正であつて農民は或範圍内に於て雇傭労働者を使用するも、選舉權を失はないこととなり、又農業労働時間は八時間以上に延長し得ることとなつたのである。

斯かる緩和政策の結果一九二六年には各種の産業状態が大體戰前即一九一三年の程度迄復舊したと唱へられたが、同時に黨の一部に於ては斯る政策は爲政の局に當たれる黨幹部が經濟上政治上の難局に押されて工業プロレタリアートの革命的政黨本來の使命を没却し私資本に對する闘争に於て重要な陣地を抛棄せるものであると攻撃するもの漸次擡頭し來り、所謂幹部派と之に反對する者等との間に意見の疎隔を生ずるに至つた。之れが有名な一九二七年に於ける共產黨の内訌であつて、或方面では兩者間に政見の差異もあらうけれども裏面には政權争奪と個人的感情が伏在するものと觀察する者もある。幹部派とは云ふ迄もなくスターリン一派であり、反對派とは幹部派の主張乃至黨務執行に對する態度に慊焉たる者等の總稱である。夫故聯合 反對派と稱せられて居たのであつて、これに屬するものの主張は必ずしも一致せず主義及手

段に關する個々の具體的問題に對する所見も區々に亘り或問題に付ては全く相反した意見を有するものであつたが、併し乍ら彼等中の大立物は革命の元勳たるトロツキーであつた爲めトロツキーの意見が反對派の意見を代表するものと一般に解せられ、又重視せられたのである。夫れ故茲では煩を避けてトロツキーの唱へた説即トロツキーズムの大要のみを紹介することとする。トロツキー一派は新經濟政策實施以來著しくソ聯邦の國民經濟が復舊し且社會的經濟的活動の内社會主義化の實を失はざるものあるは事實であるとするも、其の程度に關する幹部派の統計的觀察は正確ではない、内には個人資本が跋扈しネツプマン及クラークが横行して居る。殊に二千二百萬に達する農戸は個々の經濟單位を擁して資本主義的經營の形態を採り未だ社會主義化せられて居ないのはプロレタリア獨裁政治に對し強力なる脅威を與へるものである。又官僚化及労働能率の低下に基く國營企業の不成績并に輸出入計畫の齟齬及其の彌縫は工業生産品の不足、物價騰貴、農産品の輸出困難を招來した。又外には資本主義國家の壓迫が絶えない、夫れ故ソ聯邦の實情は幹部派の唱ふるが如く、復舊時代より發展時代に入らんとする轉換期に在りとするも決して樂觀す可きではなく、實に内憂外患の危機に瀕して居る、幹部派の如き政

策を續くるに於ては量の問題は質の問題と化し、社會主義を標榜するソ聯邦は轉じて資本主義國家となるであらうと説き、社會主義の基調は工場労働者及工業の高度の發達に置かねばならぬ。農業に付ては之を集團的大量生産の大企業に改造し、其の下に農民をして工場労働者と均等の地位に在るが如くに取扱はねばならぬ、夫れ故コルホーズ(組合農場)及ソヴホーズ(國家經營農場)の増進、進んでは工場的國營農業企業の發展を計らねばならぬ。又其の施設の爲めには農業機械其他の技術的生産手段の製造を必要とするから、農村政策も亦工業力の増進が必須の前提條件であると論じ、農村に於ける個人主義經濟の勃興は即資本主義的勢力の増進であつて遂には都市に於ける社會主義の根底をも覆滅するに至るであらうから、クラークは勿論ネツプマンに對しては重税を課し、個人資本を彈壓せねばならぬ、又帝國主義と世界經濟とが行はるる現代に於ては何國と雖社會主義實現のプログラムを自國一個の經濟上の條件及發達の傾向のみに見て樹て得べきではない。殊にソ聯邦の工業は未だ資本主義の工業の發達に遠く及ばない實情であるから、今日に於ける工業化一日の遲緩は延て資本主義國工業に對する十年の退歩を招き、折角ソ聯邦に發芽せる社會主義的工業は遂に他國工業の爲めに潰滅せしめらるるに至るであらう。然るに、元來ソ聯邦は天産富源に恵まれ、又工業品を需要する關係上資本主義國に取り一大市場であり、又上得意先たるを失はないから、之等諸國に對する態度如何に依りては彼等も經濟的に接近しソ聯邦に對し、取引上の信用を與ふるに躊躇せぬであらうから、産業保護政策の極致である外國貿易の國家獨占制度の堅壘に據り、一大トラストとして國際分業の役割を演ずることとなし、以て工業必需品を始め農村の社會主義化に必要な電化機械等の輸入を可能ならしめ又利權政策を活用して外國資本及技術の輸入を計り工業化の速度を早めねばならぬ。恰かも嘗て資本主義國家が封建的經濟に營養を獲たるが如く、ソ聯邦は資本主義的經濟に其の營養を求むることに努めねばならぬ。之と共に資本主義國に社會革命が起つたなら其の工業はソ聯邦の社會主義化を支援するに至るであらうから、レーニンの言に従ひ世界革命主義の達成を期せねばならぬとの趣旨を主張したのである。

反對派に屬するものはトロツキーを始めカメネフ、ジノヴィエフ、サコルニコフ、ブレオブレンスキ、等從來黨内の識見家を以て目せられた連中であつたが、彼等は一團となつて幹部派に對抗する態度を執つた結果遂に黨内黨を樹て黨規を紊すものなりとの理由を以て夫々處分

せられ、トロツキ一の如き革命の元勳すら革命十週年記念祭の直後黨より除名せられ、アルマ
ハータ（中央亞細亞）に流刑の身となり、今は土耳其に亡命して居る。

五、スターリン派の新政策

當時幹部派はトロツキ一派の所説を評して工業多血症の致すところなりと評しソ聯邦に於て
社會主義化せられたる社會の建設を完成するには工業と農業との並行的發展を必要とすと説き
ソ聯邦としてはソ聯邦に適する速度を以て社會主義の實現に精進せねばならぬ、又他國の状態
が如何なるにせよ社會主義化せられたる社會の建設は一國のみにしても可能であつて、必ずし
も世界革命を前提としないとの趣旨を主張したのであつた。要するにスターリン一派の主張は
政治は須らく現實の事態に順應して之を行はねばならぬと云ふにあらう。然るに社會主義論と
してはトロツキイズムに眞理がある爲めか、當時トロツキイズムの共鳴者は非常に多く殊に青
年の間に其の支持者が多かつた模様であつた。それで反對派を抑壓せる以後に於て幹部派の採
つた政策はトロツキイ派の所説に酷似したものがあり爲めに「ト」派をしてスターリン派は今

や吾人のプログラムを盗用しつつありと豪語せしむるが如き事態となつたのである。又曩に反
對派として黨より除名せられ流刑せられたる者等も既に政策上の意見に異なりがないとの理由
で漸次黨に復歸した様な次第である。只トロツキイのみは依然土耳其に残つて居り、斯くて一
九二七年乃至一九二八年に亘ては黨及ソヴィエト政府の對内政策は著しく左傾的傾向を示し、
個人資本ネツプマン、クラークの彈壓が行はれ、莫斯科市内でも、一九二八年中に數百軒の個
人商店が閉鎖を餘儀なくせられたと云ふことである。また或地方の農村にて牛二頭以上を有す
るときはクラークとして迫害せらるる爲め、屠殺して仕舞ふと云つた具合で一九二八年の秋冬
に屠獸場に牛の行列が出来た位で一九二九年春頃から牛肉が缺乏したのは之れが爲めであると
さへ傳へられて居る。之と共に當局は官、公營の百貨店の増設に努め莫斯科では以前（グム）
と稱する政府經營の百貨店モストルグと稱する莫斯科市營の百貨店のみが存したが今日ではユ
ニベルトルグと稱する政府機關經營の百貨店が既に百軒以上も建設せられて居る。又農村では
ソヴホーズ、コルホーズの設立が高唱奨勵せられ或地方ではソヴホーズの設立を強制したとこ
ろもあると云ふことである。斯かる政策に依る實際の結果としては農民の消極的抵抗による農

產品の拂底物資配給の不圓滑を來し、當局は經濟上の困難に逢着したのである。

今農村方面の事に付少しく詳しく述べれば一九二七年より一九二八年初頭に及び、穀物買付の成績が思はしくなかつた爲め、非常特別手段の名の下に農民に對して戰時共產主義時代に類するが如き強制買付方法が行はれた。又農業税は一九二八年に對しては前年の三億七千五百萬留より引上げられて四億留と定められたのみならず、個別課税なるものを認め地方徵税官憲は富農クラスクに對し法律の定むる定率に依らずして實際の收入の基礎の上に課税し得るものとした。右個別課税は各地方に於て夫々適意の所謂クラスク即富農を定めて課し得るのであつて頗る專斷的の課税であり、現にカリーニンも一九二八年九月十八日莫斯科ソヴェトに於ける演說中に於て、個別課税に付ては其の實施の方法に弊害ありたることを認めざるを得ずとなし各個の縣又は地方としては前年に比し二倍又は三倍の課税を受け又各個農民としては五倍又は六倍の課税をさへ受けたと述べて居る。此の外一九二八年には第二回二億留工業化公債の應募が農村に強制せられ、又農村に對し所謂自治課税の制度が設けられた右自治課税とは地方的需要を満たす爲め農村住民總會が其の實施及税率を定め村落ソヴェトの認可を経て行はるるものであつて、農村の富裕階級に對し國税以外に八千萬留の附加的負擔を爲さしむることを豫想したものである。然るに一方穀物經濟の狀態が如何であつたかと云ふに一九二七、二八年度の買付量は一九二六—二七年度の八億六千五百萬布度に對し前述の如く強制買付が行はれたに拘らず七億二千六百萬布度に減少し、又穀物の輸出に於ても一九二六—二七年度に於ては一億四千萬布度を輸出し得たりしに對し、一九二七—二八年度に於ては僅かに二千五百萬布度を輸出し得たに過ぎなかつたのみならず、同年度末に於ては却て二千六百五十萬留（約三十萬噸）の穀物を外國より輸入せざるを得ざる状態となつた。從て當局は其の輸入計畫を變更して工業資材及工業原料の輸入を減少せざることとなり、延いて工業製品の缺乏を益々甚だしからしめた。茲に於て一九二八年十月以後の新經濟年度に對しては殊に力を増して輸出の振興を高調したが穀物の輸出は到底之が増大を期し得ざること明らかとなつた爲め、木材石油其の他所謂第二義的農產品の輸出を以て貿易の平衡を保つことに努力するの外なきに至り、經濟上の困難は愈々増大するに至つたのである。此點に付ては一九二八年十二月二十日ルイコフが職業組合團體の會議に對して爲せる演說中に最も明瞭に書き出されて居る。ルイコフの演說の大要は農業は未

— 21 —

だ頗る退歩状態にあるため大工業の充分なる基礎となるを得ない。穀物の需要は其の生産よりも急速の度を以て増大しつつあるのに、耕作面積は戦前の九十パーセントに達して居るに不拘農民一人當りの生産量は戦前の三十八布度に對し三十布度七分に過ぎない。斯る状態の下に於てはソヴェエト聯邦の貿易計畫は穀物輸出に對する期待を低下せざるを得ざるのみならず、却て穀物の輸入をも爲さねばならぬこととなる。ソ聯邦は農業の生産も又工業の生産も全國民の需要に應じ得ざる状態に在るが其の需要の増大は都市給養の危機と農村に對する商貨の危機とを招来しつつありとの趣旨であつた。

前述の通り一九二八年初頭より穀物の強制買付が熱心に行はれたが之れが爲め漸次農民の反抗強大となり、植付反別の減少を見るに至つたから黨中央委員會の決議に基き同年七月所謂非常特別手段は即時停止せらる可き旨發令せらるると共に穀物買付値段も亦引上げられた而して當局は穀物供給上の危機に付ては農村に對する穀物捕捉政策そのものの不結果に原因が存するのではなく、農戸の分散に依る穀物生産の不充分と人口の増加とに原因が在ると唱へて居る。一九二八年の穀物總收穫高は一九一三年の五十八億九千六百萬布度に對し僅に四十二億布度に

過ぎざるに反し、人口は一九一三年の一億四千七百萬に對し一九二八年末に當ては一億五千三百八十萬に達し毎年約三百萬人つつ増加して居ると述べて居る。一九二九年初めには穀物輸出の困難なるは勿論穀物の國內需要も政府機關の下に在る穀財では不足であるから、極力消費の節約をなさねばならぬと警告し、同年初期以來十六ヶの都市及工業の中心地に施行せられた所謂パン手帳制度を三月中旬から莫斯科其他に對しても行ふこととした。この手帳制度と云ふのは労働者及勤務員に對し其の勤め先の機關から一定の形式の手帳を交付し其の手帳を示せば一定量のパンを一定の價で買ひ得るのである、パン手帳制度採用の結果莫斯科市丈で一日約三百十二噸の穀物の消費が節約せられたと云ふことである其の後牛肉、砂糖、茶等も手帳制度に依り販賣せらるることとなり、手帳を受け得ない階級の人々は市場で高い物貨を買はねばならぬことになつた。當時當局は從來一般に安い値段でパン等を國家機關が販賣して居つたのは、勤務者労働者の寛容に基くもので今後は勤務者労働者以外の階級のもの高いものを買ふことになるも止むを得ないと説明したのである。

六、共産黨右派の權頭

斯かる状態になつたので黨員間には更らに幹部派に反對する分子が現はれた之を右傾的傾向の者と呼んでゐる。此の右傾反對派の主張は前に述べた左方反對派の論議に對すると等しく黨規の名の下に幹部派が極力強壓せむとしたのであつて従て其の詳細が世上に發表せらるることを許さざるは勿論黨内部の會議に於てすら黨員が之を存分に表白することすら妨げたのであるから詳細を知ること困難であるが併し其の主張の要點は農業國たるソ聯邦としては農民の反對を受けて黨及政府が其の存立を維持することは困難である。従て農民に對しては暫く緩和政策を執らねばならぬ。又工業化は農業の發達と相俟つて行ふ可きであつて、農業の増進を計ることは工業化の爲めにも必要である。然るに現實の事態として農業に於ける社會主義的セクターたる集團化經營は未だ發達して居ないから、暫らく農業の増進は個々の農民の生産の増加に依らねばならぬ。果して然らば農民中生産力に富む分子の生産を阻害するが如き政策は之を改めねばならぬ。又工業化の速度を弛めて農民の負擔を軽減すると共に國家の資力を生産手段の製

造工業に傾注せる從來の政策即農具を製造する工場、織物機械を製造する工場の建設を主とせる政策（一九二七年度に於て工業に對する投資總額十六億五千九百萬留中十一億七千三百萬留は生産手段の製造工業に充てられ、消費物の製造工業に對しては僅かに三億六千五百萬留が充てらるる計畫であつた）は之を改めて消費物の生産を増進することを急務としなければならぬ。又輸入に付ても工業上の目的のためにする輸入即工場設備用品、機械工業原料品等に重點を置ける從來の政策は（一九二七—八年度に於ては工業上の目的の爲めにする輸入は全輸入の八三・四パーセントを占めたるに對し大量の消費物の輸入は一一・五パーセントを占めたるに過ぎず而して一九二八—九年度上半期に付ては輸入總額は著しく減少したるも工業の目的の爲めにする輸入は九〇パーセントの多きを占め消費物の輸入は僅か二千四百萬留に過ぎなかつた）之を改めて大量の消費物殊に農民必需品の輸入を行ふことに依り農村に對する供給を潤澤ならしめ且農産品と工業品との價格の開き即缺の開きを閉ぢる様に努めねばならぬと云ふ趣旨を採るのである。

七、右派彈壓と新農業税法

此の右傾派は結束なく曩に一九二七年當時トロツキー派に付て見たるが如く、党内一派を構成する迄には至らなかつたのであるが、其の主張は現實の事實に即して居ただけに黨の内外殊に實際の局に當り居れるもの間に共鳴者が鮮くなかつたのである。現に一九二八年十月共產黨莫斯科支部内にも右傾的思想が著しく表現せられた爲め黨中央委員會は同支部に對し警告を發したと云ふ事實もあり又スターリンは同年十月十九日中央委員會に對し爲したる演說中に於て黨内の右傾的傾向は偶然に發生せるものではない、又個々の人物の陰謀の結果と見るべきものでもない。其の根底は之を一般的情勢の内に求めねばならぬ云々と述べ、次で十一月十九日同委員會に對し若し右傾派が勝利を得るとせば國內の資本主義的勢力は桎梏を脱して勃興するであらう。故に右傾派は左傾派と等しく之を撲滅せなければならぬと宣言した程である。併し當時農民の消極的抵抗による植付反別の減少は約二割にも達したと傳へられ經濟上に一大脅威をなすが如き状態となつたので、ソヴィエト當局は茲に再び農民に對する緩和政策を執らねば

ならぬ状態に立ち到つた。即一九二九年二月九日には所謂新農業税法なるものを發布したが其の要領は大體次の通りである。

(イ) ソヴィエト政府は農業の生産力を向上するを急務とし、現在の年度に對し少くとも六百萬乃至七百萬デシヤチンの耕地増加と三パーセントの生産能率の増進とに努力して居るのであるが、殊に重要なるは穀物農業の振興であつて之が爲め政府は既に幾多必要の措置を執り殊に穀物價格の引上を行つたが右價格は次年度も維持すべく又農業に對する投資額は一九二七—八年度の國家豫算に依れば三億留なりしも一九二八—九年度の豫算に於ては六億留を支出することとなつて居る。右金額は農業貸付金の増加、農業機械、化學肥料及種子の配給の爲めに充てらるべきであると共に又一方に於てはコルホーズに對する援助を増大し且ソヴホーズの増進を計る筈である。

(ロ) 併し農業の振興は中農及貧農をして自己の經濟の増進に強き利害を感じしめ、自己の經濟改善に努力せしめて始めて効果を見得べく従て農民の根幹的大衆たる中農に對し租税の負擔を輕減することが必要である。故に(一)一九二九—三〇年度(租税年度は五月一日が始期

なり)に對しては農業税額を三億七千五百萬留と豫定す(一九二八—九年度に對しては實徵額四億二千萬乃至四億三千萬と見積られて居る)(2)、全農民の三十五パーセントたる貧農に對しては從來通り免税す。(3)、新耕地に付てはクラークに對する場合を除き二年間課税せず。(4)、農民經濟を安定ならしむる爲め現在の定率を三年間變更せず。(5)、累進税率は五百留以下の收入のものに對しては廢止す(累進税率の適用せらるるは全農民の約八パーセントに過ぎざることとなるべし)(6)、定率に依らずして實際の收入の基礎に依る所謂個別課税の賦課せらるべき富農は、全農民の三パーセントを超へざることとす(本課税は當時全農民の約十二パーセントに課せられ居たりと云ふ)

その趣旨は右の如くであつて其後クラークの定義に關する法令も出たが要するに器械動力を用ひ工業的副業を營まないものは、クラークと認めないと云ふ趣旨であつて牛馬家畜を飼養してもクラークとは認められないことになつたのである。併し斯かる法令が發布せられたる後もコルホーズの設立が余りに高唱せられ或地方では強制が行はれ又農家の收穫物又は鶏や玉子等は一定の機關に賣渡す可きを命じ、自由にマーケット或はバザールに持行き販賣することを禁じ

た結果農民の不平及物資の窮乏は本年春頃に至り益々其の度を増し、都市の住民は食料に對する不安の念に驅らるることとなつたのである。それで本年三月十五日新らたなる命令が發布せられたが要は任意主義に依る可きことを宣明せるものであつて「コルホーズ」の設立を強制してならぬ。農民は其の收穫物等を自由に市場、バザルに於て販賣しても差支ない。又教會の閉鎖又は破壊は信者の請願ある場合のみに限り、之を行ふ可きものであると云ふ趣旨である。之れが爲め昨今では莫斯科に於ても食料物資が相當に潤澤となり、西伯利亞鐵道沿線でも亦數年前の通り各驛で焼いた鶏や玉子等を買ひ得るが如き状態になつた模様である。

八、五箇年計畫の採用

上述の通り一九二八年の終りから九年の初めにかけて幹部派は右傾的傾向の反對派を抑壓したのであるが一九二九年二月以來黨及國家機關の廓清を提唱して黨の結束を堅めることに努めた之と同時に一九三三年度を以て一段落とする所謂五箇年計畫案なるものを高唱して自派政策の擁護支援としたのである。

五個年計畫といふのは産業經濟の建直しを標榜するものであつて要するに五年間に於ける國民の總收入を約一千七百億留と見積り、其約半額八百六十億留を動員して一九三三年に於ける工業の生産を一九二八年の百八十億留より四百三十七億に増加し又産業の生産を百七十億より二百七十億留に増加せしめんとするものである。今主なる事項に付大體の數字を擧げて見やう。

甲、五年計劃に顯はれたる發展豫想

部 門	計劃の最初一九二八年度の生産高	同最終一九三三年の豫定
石 炭	三五、四〇〇、〇〇〇噸	七五、〇〇〇、〇〇〇
石 油	一一、七〇〇、〇〇〇"	二二、七〇〇、〇〇〇
鐵、鑄鐵	三、三〇〇、〇〇〇"	一〇、〇〇〇、〇〇〇
鋼	三、九〇〇、〇〇〇"	一〇、〇〇〇、〇〇〇
棉 糸	三二八、〇〇〇"	六二〇、〇〇〇
セメント	一一、九〇〇、〇〇〇樽	四〇、〇〇〇、〇〇〇
鐵 道	七七、〇〇〇キロメートル	九〇、〇〇〇

耕地面積	一一五、六〇〇、〇〇〇ヘクタール	一四二、〇〇〇、〇〇〇
ソヴホーズ	一一、三〇〇、〇〇〇ヘクタール	一八、九〇〇、〇〇〇
コルホーズ	一一、二〇〇、〇〇〇ヘクタール	四、四〇〇、〇〇〇
右の内ソヴホーズ	一一、二〇〇、〇〇〇ヘクタール	四、四〇〇、〇〇〇
コルホーズ	一、一〇〇、〇〇〇ヘクタール	一四、五〇〇、〇〇〇
總發電力	大小發電所並工場附を加へ一、七〇〇、〇〇〇キロワット時	五、五〇〇、〇〇〇
右の内公衆用	八八〇、〇〇〇キロワット時	三、三〇〇、〇〇〇
農産物收穫總高	七三一、二〇〇、〇〇〇(平年作柄)	一、〇五八、〇〇八、〇〇〇

A、使 途

一、經濟方面	五四、六二九(百萬留)
内 譯 工 業	一七、八八〇
農 業	六、七九六

電 化 二、九六〇
 運 輸 九、四七一
 住宅建設 四、〇二八

二、社會教育方面

内 教 育

一一、三七六

一〇、三八五

三、行政及國防

其他との合計

八六、〇〇五

B、資金調達

一、豫算

四四、七〇九

内

國家豫算

二九、六三九

クレジット

六、六二八

社會保險

九、一八〇

二、各經濟機關自己資金

一八、九六一

三、呼誘資金

六、五二七

其他との合計

八六、〇〇五

右の内クレジットとは各銀行が長期信用手形の形式を以て金融するもの又呼誘資金とは大體外國より受くる信用融通を指すものと解せられて居る。又公債の發行高は五ヶ年の終りに於て約六十億と見積られ紙幣は五ヶ年に約拾二億五千萬留を増發する豫定となつて居る

九、工業化と農業社會化

尙ソ聯邦は社會主義を目標として居るが社會主義經濟は凡て計劃主義に依るものであるからソ聯邦に於ては以前より何年計畫と云ふが如き用語もあり、五年計畫に付ても一九二六年以來毎年新たなる計畫を樹て來つたのであるが一九三三年を以て一段落とする五年計畫は特に一九二九年のソヴェト大會の確認を経る形式を採つた。これは前に述べた通り右傾反對派を抑壓したる幹部派としては其の政策を明らかにし産業經濟の建直しを標榜して經濟上の難局を打開するの必要に直面した爲めであると觀察するのが妥當であると考へられる。又ソヴェト大會

が確認を與へた案では石油は五年の後に年産二一、七〇〇、〇〇〇屯となつて居るが、其後半年を出でずして二六、〇〇〇、〇〇〇屯に改められ最近では更らに四千萬屯とする案が考へられて居る。夫れ故他の部門に於ても相當の變化がある可きは想像に難くない。

一九二九年四月の黨全國會議の前後に於てスターリン派側が新聞紙上に於て爲し又同會議に於て爲せる論議は右傾反對派及五年計畫の關係を知るに参考となるから茲に其の要旨を付記することゝした。

右傾派は外、資本主義の安定を過信し内、社會主義的改造問題に關する困難を過大視する結果黨の基本政策に離反せんとするものである。右傾派は穀物經濟の危機に付ては黨の工業化政策並對農民政策殊にクラークに對する鬭争に其の原因を求むるものであるが今日の事實に於て穀物生産の低下は寧ろ其の重要な原因を農戸の分散に求めなければならぬ。戰前千六百萬戸に過ぎなかつた農戸は、現在實に二千五百萬を算するに至つた。從て黨としては是等の農戸を集團化し以て其の生産力を向上せしむることを急務としなければならぬ。而して右に付ては黨の指導者は其の困難を十分認識し居るものなるも這般の困難は進歩發展に伴ふ困難に外ならぬ

從て黨は大衆の參加を得て目的の達成に向て前進せんとするものに外ならないのである。而して右傾派は今や農村悪化の結果農民と労働者との融和破壊せられんと爲すものなるも今日の事態に於て農民が労働者より多く負擔を爲すは事實已むを得ない所である。而して現在に於て直に工業製品の價格を引下げ又は農産品の價格を著しく引上ぐるが如きは、不可能なるも、黨は致々として農民の過重なる負擔を撤去せんが爲に努力しつゝあるものにして右は事實に徴すれば明らかである。

ソ聯邦は今や社會主義的經濟改造の具體的實現の第一歩を踏出したるものにして過去の五年計畫と向後の五年計畫とは此の點に於て根本的に相違するものである。向後の五年計畫は這般の改造の初期に當り將來の困難を豫見し其の具體的使命を明にして向後ソ聯邦經濟界が進むべき最善の針路を指示するものであつて一言にして盡さば五年計畫は一面社會主義の發展を計ると共に他面新經濟政策の下に擡頭せる資本主義を彈壓せんとするものに外ならざるが故に、此の針路は一步も變更すべきではない。

而して右五年計畫に依て工業化を實現し又農村を改造せんとするに當ては敵對的階級の抵抗

は漸く熾烈となるべく、又各種の困難は必然的に湧起するであらう。従てソ聯邦は今後益々労働階級の指導的地位を強固にし且貧農乃至中農の支援を確保して是等のものゝ上に支立すると共に一面に於て新事態に適應せる専門技術員を養成し、又官僚主義を撲滅することに依て計畫の實現を期せなければならぬ。之が爲めに黨が其の戰闘的結束力を強大にすることは何よりも肝要である。今黨情を見るに黨はトロツキズムを克服したとは雖も、其の勢力は尙全く終熄せずしてトロツキズムは其の小ブルジュワの趣味に依り相當多數の黨員就中青年の心を捉へ居るのみならず、トロツキズムに屬する分子は黨外に於て秘密運動を行ひつゝあり、而して一方右傾的思想は其の効果徐々に現はるゝ毒素の如く不知不識の裡に黨内に浸潤せんとする危険を示しつゝあり。従て黨は此の兩面殊に右傾的傾向に對し不斷の闘争を行ひ、又黨内不良の分子は速に之を排除して黨を廓清する必要あるも今次の全國會議の實際に徴するも黨の團結強固にして黨は今後益々結束を強むることに依て労働階級を社會主義の實現に誘導し得ること疑を容れない云々。

十、五箇年計畫と諸外國

五年計畫の數字が老大なることは今更云ふ迄もないが、外國方面殊に獨逸の一部論者は斯かる計畫はユートピアであり、ファンタジーであり狂氣の沙汰であると云ふ風に罵り、評して居たのである。然るに米國の實業家方面ではこの五年計畫に關聯して相當な取引を行つて居るのである。例へばフォード會社の如きニジノヴゴロツドに於ける一年十萬臺の自動車を製造する工場の建設及動力機械の供給並に技術援助契約を結んで居る。右工場建物の設計及工事を引受けたのはオノスチング會社である。其他スターリングラードと云ふ所にトラクトール・ストロイト・カトン・インコーポレーションである。

動力機械の供給及技術の援助はウエスチングハウス電氣會社、及びインターナショナル・コンパクション・エンヂニアリングコーポレーションと呼ぶ會社がやつて居る。一年に四萬臺即約六分毎に一臺のトラクターを製造する目論見である。此の他私の計算によれば約二十八九の

亞米利加の大きな商社が、五箇年計畫に關聯して商賣をやつて居る。大體どう云ふ方法によつてそれをやつてゐるかといふに、所謂五箇年を基礎とする信用許與契約を結んだ趣である。五箇年を基礎とするといふのは、一つの工場を建設するのに大體それを五期に割り第一期分に對してシツプメントをやる、さうして或る程度まで工事が出来上つた後今度は第二期のシツプメントに移る。第二期のシツプメントに移る時に第一期分の代價の支拂を受ける譯である。即ち五箇年の長年に涉つた信用許與でなく五箇年を基礎とする信用許與契約である。カバーされる期間は全體一年乃至一年二箇月位の契約になつて居るのである。

前述の五箇年計畫なるものは、國民の收入の五割を動員せんとするのであるから非常な無理なやり方であると評すれば評されるのであるが、當局としても全然戰時氣分でやらなければならぬ。平時に於て斯の如き事は爲すべきでない。産業の立直し及農業の社會主義化の爲には、是非共此計畫を遂行しなければならぬとて非常な努力をしてゐるのである。昨年春以來如何なる會合に出ても五箇年計畫が口に出ないことはない位である。従て五箇年計畫遂行の爲には有らゆる努力を盡して居るのである。

十一、能率増進に曆制の改革

其一例を挙げれば昨年来曆制の改革が行はれ、「間斷なき週間」の制度と云ふものを採用した。七日週間の場合は一年五十二週間であるから五十二の日曜日がある譯である。又ソ聯邦は祭日の多い國であつて、大體認められた祭日が十三日、其他休日が十二日ばかりである。従て七十四五日と云ふものは工場が休む、七十四五日工場が休むと云ふことは一年の五分の一工場の運轉が休んで居ると云ふことになる。工場に投資された固定資金だけでも百二十億留にもなつて居る。其五分の一が活用されずにあるのは不合理である。故に工場は休日なしに毎日運轉することにしなければいけない。併し三百六十五日全部運轉することも困るから、五日間だけ休んで、三百六十日間間斷なく運轉さすることゝすると云ふのであつて、其計畫は昨年の九月の終から十月の初にかけて立てられ、十一月の初には官廳學校迄も實行された。五日の休といふのはレーニンの命日である一月二十二日、メーデーの五月一日二日、革命記念日の十一月七日八日である。又この間斷なき週間の制度に關聯して五日週間なるものが採用せられ是亦昨年

の十月頃から實施された。元來資本主義國家に於ても、亦ソヴィエト聯邦に於ても、統計の示す所に依れば、日曜の次の日である月曜日は大體に於て労働の效率が擧らぬさうである。これは英語にもブラック、モンデーなる言葉があることによつて知られる。

火曜、水曜と労働の能率が發揮せられて、木曜日頃になると又下つて来るさうである。その統計的基礎に依つて、四日間働いて五日目には休むと云ふ制度を採つたのである。その制度に依れば休息の日が規則正しく五日目に來るわけであるから、労働者及勤務員の健康上にも宜しいと云ふのである。労働時間は其の結果どう云ふ風になるかといふに、休日の數が約七十三日及一般の休日が五日あるが、八時間労働制の場合に於ては大體に於て變化を見ない。七時間労働の場合には七日週間の場合より労働時間が少し少くなる。それは七日週間の場合は土曜日の労働時間が約六時間に過ぎぬ關係からであると云はれてゐる。今一つの工場に付て之を見やう。從來約一萬人の労働者が居たとすれば約二千名程を増加雇入れて全部を五分する。そして毎日其一部を休ませて四部分で運轉を續けるのである。學校の如きは五部教授となつた譯でこの兩制度は生産の増加労働能率の向上、労働者の健康保持のため採用せられたのであるが、同時に

失業者救済の意味からも適當であると論ぜられた。即七時間労働制採用のため約二十萬人の失業者が救済せられたが、間斷無き週間の採用が好都合に行けば現在の失業者約百二十萬人も亦吸取せらるゝであらうと説かれて居る。間斷無き週間の制度と云ひ、五日週間の制度と云ひ、採用されてから未だ數箇月を經ていないから實績に就ては未だ發表されてゐない。理論上から見れば、從來十個であつた工場は約七個で足り、残り三個は他の製品工場に移すことが出来る譯であつてこの兩制度の採用により五年計畫の或部門のものは四ヶ年以内に豫定の數字に達するであらうと説かれて居る。然し菓子工場を織物工場に替へるのには相當の時日と費用を要する。又原料の不足する工場もあるから十分の効果を擧げ得る迄には相當の期間を要すること勿論である。又五日週間に付いて労働者の方面に於ては餘程不平があるやうである。それは五日週間の場合には家族同時に休日が廻つて來ない。即ち或日には細君が休み、或日は自分が休むと云ふやうなことになる。又子供の如き或る日には一人の子供が休であり、次の日に又他の子供が休みになると云ふやうな譯で、家族團欒して公園に行つたり、又キネマに行くこと云ふやうな樂みがなくなる。樂みがなくなると云ふことは労働能力が減ることであると云ふ意味に於て

非難されて居る。此間斷なき週間制度に於ける工場の運轉に付いて、或る種類の物、即ち原料が豊富であるものならば宜いが、原料の餘り豊かでないものと、結局工場を休ませねばならない時期が來ると云ふので非難がある。併し今日に於ては工場、官衙、外務省の如きは勿論デパートメントストア其他國家機關の經營して居る商賣屋、お菓子屋とか又はカツフェーとか云ふやうなもの、前述の五日を除く外全部閉店されて居るから、一般の者には非常に便利となつた。

十二、經濟破綻説と樂觀説

是迄述べた所に依り明かなる通りソ聯邦當局の實行し來れる經濟政策は左右に動搖しジツグザツクに動いて居るのであるが、要するに工業化を根本とすると共に農業に於ける社會主義的セクターの増進及クラーク並にネツプ・マンに對する鬭争を方針とすることには變りは無いのであつて今後に於ても斯かる方針には恐らく變化無いものと大多數の方面で觀察されてゐる。が併しソ聯邦が從來の如き方針を繼續して居るとせば或は經濟財政上破綻を來す時期が來るかも知れぬと説き前途を悲觀する見方もある。その議論の焦點を爲す點は紙幣の發行高が非常に

殖えたに不拘準備金は殖えて居ないと云ふこと、又公債の發行高も從て非常に殖えて居るに拘らず、産業は振はないし、曩に輸出して居つた穀物類の輸出もなくなつてしまつた。それ故今の財政經濟に破綻を來す時期が來るであらうと云ふ風に論ずるのである。其説を爲す人は外國の學者ばかりではない。ソヴィエト聯邦の有名な識者中にもその論者を見出すのである。併し又他面に於ては、悲觀するのは當らない。否、漸次産業状態も回復するであらうと觀察する向もあり、この論旨の把持者は元來ソ聯邦は自足自給策を採らんとせば之を行ひ得る状態であるとして或る政策を實行して若し不都合があれば新法令を出して之を改むるに躊躇しないと云ふやり方であるから、困難に逢遇せば何とか局面打開の方策を講ずるであらう。また實權者が專制的に之を行ひ得るのである。これは從來の實例を見ても明かである。併かも米國實業界では相當の取引を行つてソ聯邦の工業發達を援けて居りまた獨、英の實業界も最近では米と競争的に取引を行つて居るのであるから五年計畫に豫定されてあるが如き發展は覺束ないとしても漸次工場も出來上り製品も市場に出て來る事になるであらう。又中央亞細亞と西伯利亞を連結しトルキスタン地方から綿を西伯利亞へ又西伯利亞よりトルキスタン地方へ穀物を送ることを眼

目とせる約九百哩のトルキスタン西伯利亞鐵道の如き大計畫も既に完成せんとしつつあるではないかと説くのである。此等の説特に紙幣の増發とソ聯邦の經濟との關係に就き簡單に記述したい。元來ソヴィエト聯邦としては外國貿易を國家の管理下に置いて居る。輸出入共總て國家の指導機關が行ふのである。ソ聯邦の紙幣貨幣貴金屬の輸出入は嚴禁されて居る。爲替のオペレーションは是亦國家及指導機關が一手に引受てやつて居る。

それ故ソヴィエト聯邦としては一般的物資の國內的價格と國際的價格とは殆んど關係が無いと言つても宜い程度である。そしてソヴィエト聯邦内に於ける生産及分配は、殆ど全部國家機關の手に於て行はれて居るのみならず、パンとか其他着物のやうな日用必需品の値段は國家機關が定め、其定め方は大體勞銀に比例してやつて居る。要するにスライディング・スケール式になつて居るのである。即ち勞銀の平均率が上るとすればパンの値段が上る、勞銀の平均率が下ればパンの値段が下ると云つたやうな譯である。であるから假に不換紙幣であらうとも、紙幣が増發されたが爲めに日用必需品の物價が上るやうなことはなく、唯寶石類とか贅澤な花とか、贅澤な毛皮のやうなものは値段が上る譯である。而もソ聯邦當局は、勞働者及勤務者に對

してパン賣渡の手帳を渡して居る。其手帳を持つて行けば一定量に限り何時でも公定の値段で賣ると保證して居るのであつて現に買へるのである。さう云ふ次第であるが、さて今此處に一つの鑛山があるとす。其鑛山を開拓するのは相當な賃銀を拂はなければならぬがそれには紙幣を發行する。さうして製出された金塊を國外に輸出する。假にそれが一千萬馬克に賣れたとすると、其金を以て護謨の原料を買求め、輸入して國內でそれを加工する、その加工に要する勞銀及資金の運轉は矢張り紙幣増發を以てやる、護謨製品が出来たならばそれを國外の有利な市場に賣る。斯くすれば普通の場合は一十馬克プラス・エツキスになる譯であるが、其プラス・エツキスの部分だけは機械なり工場設備用品を買つて來るし、他の一千萬馬克は等しく護謨の原料を買つて來る、斯かるオペレーションを何遍も繰返す。さうすると國內に於ける不換紙幣の量は殖えるけれども、工場又は工場の設備は漸次出來上つて行くわけである。また紙幣を以て賃銀の支拂を受ける勞働者及勤務者は一定の値段でパン及日用必需品を買求めることが出来る譯であるから大體に於て困らない。即ちパン手帳が青色の引換券であり、紙幣は赤色の引換券であると見ることが出来る。而して或る時期に到達すれば工場の設備も整つて行くから國

内に生産される工業原料を以て生産品が出来ることになるのである。而して此等生産品を一般住民に賣ることになるから、それだけの量の不換紙幣は國家の手に回收されることになる。此れを経過的に考へて見るとソヴィエト當局としては勞働者に與へたパンに對する引替の手帳に書いてある量だけは賣渡して保證しなければならぬけれども、それに必要な穀物は百姓から不換紙幣で買上げて來れば宜い譯であるから國內の原料で製造される品物を國外に賣る場合の國際的コストは殆ど零に近いと言つても宜い譯である。左様な譯で斯かるオペレーションを繼續して居る間には或る程度の工業力を回復するのではないであらうか、尤も工業生産品の國內供給が或程度迄潤澤になる迄は、一般住民の不平を招くであらうから、引續き永年間に斯様な事を行ひ得るものと考へらるゝのである。即世界市場が團結してソ聯邦をポイコットしソ聯邦には物品を賣らぬ又ソ聯邦からは品物を買はぬと云ふ様な状態とならない限り、ソ聯邦としては斯るオペレーションを行ひ得るものと考へざるを得ない。只今の例は極て極端なる例を採つたのであるが、それにしても理論的にはやつて行けるやうに思はれる。今此れに關聯した實例を舉

げて見ると、昨年十月だつと記憶するが、獨逸ではマツチの專賣制度を採つた。是は多分御承知かも知れないが、千九百二十七年八年頃から獨逸に向つてソ聯邦は盛にマツチを輸出して獨逸マツチ業者と非常なる競争をやつた。獨逸方面では、貿易を國家機關が行つて居るソ聯邦としてダンピングをやるは甚だ怪しからぬと攻撃したのであつた。併ながら獨逸では商業の自由が認められて居るから、結局ソ聯邦のマツチに抵抗することが出来なくなつて其結果として遂にマツチの專賣制度を採るに至つたと云ふことである。瑞典の如きにもソ聯邦のマツチが輸入されて居る。それから一兩年來穀物の輸出が出来なくなつたソ聯邦としては、外國に賣れるものであれば何でも外國に輸出して輸入代金に充てて居る。従てチーズ、バター、キャビア、卵と云ふやうなものは殆ど輸出されて居る。是に於て勢ひ獨逸佛蘭西に於ける百姓達はソ聯邦の農産物の爲に非常な悪い影響を受けて居るのである。

さう云ふやうな關係で、昨年の十月頃から獨逸及佛蘭西の言論界等に於てはソ聯邦を非常に攻撃する傾向を生じて來た。即ちソヴィエト當局としては曩に其傀儡である所の共産インターナショナルを通じて思想的に宣傳をやり革命を圖つた、併し其企ては遂に失敗に終つた。だか

ら今度は手を變へて産業的經濟的に西歐羅巴に侵入を企て、取も直さず工業及農業の基礎を覆さうとして掛かつて居るのだと云ふ風にソ聯邦の事を悪しざまに言つて居るものもあるのである。併しソ聯邦としては果して西歐羅巴の工業及農業の基礎を覆さうとしてやつて居るのであるか、又は自分の存立の爲め即ちソ聯邦の經濟の立直しの爲に必要だからやつて居るのか遽かに判断は出来ないのであるが、先程簡單に理論を述べた通り理論上行ひ得る事を實際に行つて居るのでないかとも考へらるゝのである。此點に付昨年八月頃ソ聯邦の或經濟學者が、ソ聯邦の如き社會主義的經濟組織の國に於ては紙幣は必要とする丈發行して差支ないと云ふ趣旨の議論を發表したと云ふ事である。斯様な譯で私自身としてはソ聯邦の將來に付悲觀するのは當らないと考へて居るのであつて、或はソ聯邦は我國に取り思想上のみならず或種産業上の脅威をなす時代が來るのではないかとさへ考へて居る。嘗て露西亞の如き農業國に「マルキシズム」を實行せんとするのは誤りであると評した者があつたが評者の言の當否は別として露西亞の如き自足自給を行はんとせば行ひ得る國であり國土も廣く開拓す可き天産富源も多く又特殊なる國民性を有する國柄なればこそ社會主義經濟組織を樹立せんとする試練に堪へ來つたものなることは前述したところにより窺知し得らるゝことと考へる。

十三、私有財産制と特種遺産相續

今日、ソヴェエト聯邦内では前述の如く個人資本の活動は壓迫されて居るけれども、中には多少の例外もある。例へば家屋の建築の如きは自由であり税金も安いし賃貸料を幾ら取つても差支はない。之に關しては一九二八年に法令が出たのであるが、當時外國では資本主義への一讓歩であると批評するものもあつた。更に又た財産の如きも勤務又は勞働によりて貯蓄した財産であるならば、幾ら持つて居つても差支なく遺産相續にも制限はない、只相續税の累進率は非常に高く、又貯蓄した金を資本主義的即ち營利に使ふ場合は高い税金が掛かるのである。

尤も例外として斯う云ふことが理論上あり得る。最近公債を頻に發行して居るが多く富籤附である。豊民に賣る爲には射倖心を唆らなければいけないと云ふ所から起つたのであらうと思はるゝが、從て富籤附だけで公債の利率の零のが幾らもある。所が其富籤に當つた額は所得税も遺産相續税も掛からぬことになつて居る。茲に幸運なる人が居つて強制的に十枚の公債を買

はされたが、十枚共十萬留の富籤が當つたとすると百萬留になる、其百萬留は子々孫々迄傳へ得ると云ふことになるのである。また工場の經營を外見から見ると資本主義的經營と殆ど變らない。國營であつても商業的基礎の下に經營して居るのであるから労働者が怠ければ解雇する弊ばらつて勤務でもしやうものなら直に給金を下げる。又其給料に就てもボーナス・システムまたは出來高拂と云ふものもある。而して工場に於ける労働賃銀は大體十五級に分たれて居り、特定の労働者が幾らの給料を受くべきかと云ふことに就ては、工場内に評價委員會と云ふものがあつて左右することになつて居るが、それは法制上の理論で實際は情實も交はる事と云はれて居る。

十四、家族制度否認の矛盾點

次に社會事相に就て述べて見たいと思ふ。社會主義なり共產主義なりの社會思想は、各人を有らゆる羈絆から解放せむとするので、換言せば各人の完全なる自由を保障しなければならぬと云ふことである。但し産業經濟上の自由競争と云ふものは資本主義の母親であるからして之を否認する。自由を束縛する一番の始りは何かといふと、家族制度である。家長と云ふものが有り兄弟姑舅等があると自由を制限する、それ故家族制度を否認する。家族制度を擴充した國家組織を否認する。家長を擴充した皇帝、帝王を否認し忠、孝の觀念を罪惡と認める。又資本主義の經濟組織は從屬關係を生ずる、即ち傭主及被傭人と云ふやうに從屬關係を生ずるから又之を否認する。此思想が所謂赤い思想とか又は危險思想と云ふものゝ根本であらうと私は考へる。所が實際に於ては養子制度を採用して居るのである。養子制度は云ふ迄もなく家族制度を前提とするのであるが、千九百二十七年一月一日から實施された親族法で養子と云ふものを認めしたのである。又家族制度を否認する結果としては子供の養育は社會がやらねばならぬ、社會の連帶に於てやらなければならない。併し數百萬の子供に對する養育所とも云ふべき、育兒院を設備し經營することは、財政上に於ても到底不可能であつた爲に、母親又は父親の養育に委して居る。又資本主義は從屬關係を生ずるから之を否認すると云ふたが、現在のソヴェエト聯邦内に於ける工業と云ふものは、前述の如く商業的基礎の上に立つて居るが故に、やはり傭主及被傭人の立場に労働者を置いて居る譯である。即ち職業組合と云ふものが活躍して、國家機

關に對立して居る譯である。

併し理想とする自由に就ては、法制として存し又實際に行はれて居る點も決して少くない。自由は各男女を平等の立場に置くことを前提とする。夫れ故にソ聯邦では女の外交官もあり、軍人、將校、警察署長、巡警、運轉手、左官、鑛夫等にも婦人が居る。最近女を臺所から解放する意味で共同炊事場又は共同食堂を建設中であるが、モスコーに最近出來たものには一日七千人からの出入があるものもある。而して此等は孰れも米國式の建物及設備である。

自由に關聯し性的にも平等を認むる結果婚姻の解消即離婚は自由であつて、合意ある場合は勿論何れか一方の意思に基いて決定することが出来る。即ち相手方に直接通知することもなく只登記所に對し一片の届出をなせば宜しいのである。尤も配偶者の一方のみの届出の場合は登記所は其相手方に對し婚姻の終了を通告することになつて居る。従て又婚姻の豫約の破棄又は誘拐に付ても損害賠償の問題は起らない。只法律上の婚姻を解消した場合に於て、相手方が労働能力を缺くときには一年間扶養の義務がある。墮胎も適當の資格ある者によりて行はるゝ限り刑法の罪を構成せず、たゞ女自身が行ふことは母胎を傷けると云ふ理由で禁ぜられて居る。

斯く墮胎が公許せられて居るに不拘人口が増加して行くことは前にも述べた通りであるが私生子、庶子、嫡出子の如き區別なきは勿論である。重婚罪も又成立せずたゞ二重に届出をなすときは偽りの申告をなしたる廉により處罰を受けるに過ぎない。畢竟姦通の如きは觀念上あり得ぬことであつて、従て姦通罪の如きは刑法に規定がないのである。これは男女共平等の立場に在つて各々身を處するの自由を有し、且離婚成立の爲めに不貞操を立證するの必要がないから又姦通は子孫に全然無關係であるのみならず出生兒の監護に付ても無關係であるからである。裁判所は父又は母の何れが後見人であるかを決定して出生兒の利益を考慮するけれども、姦通者が誰であるかを考慮する必要はないと云ふのである。次に賣淫の如きも罪を構成しない。それは女が自由意思によりて或る事を爲す以上罪とならぬは勿論だと云ふのである。併し之に反し女の自由を枉げて賣淫行爲を働かせ又は媒介し又は房屋を貸した者は嚴罰に處せられる。だと云つて決して賣淫を是認して居る譯ではない、即賣春婦なるものは資本主義的エクスプロイテーションの結果生じたものであるからとて之を否認し、又病毒傳播豫防の趣旨から行政的に取締つて居つて、常習者と認むる者等は之を婦人隔離所と云ふ所に收容して授産等の方法を執

つて居る。病毒取締は頗る至嚴である、即ち病毒を感染せしめた場合は假令夫婦間であつても損害賠償の訴へが成立するのである。次に法律上の婚姻は原則として届出により成立するが事實婚ありと裁判所が認定しても成立することになつた。この裁判所の判定によることは非常に議論の結果法文となつたのであつて、それは共產主義の議論より云へば、兩性平等であり届出の有無により權利義務關係に差ある可き筈がないと云ふのであるが、斯く届出も認定もなく一時限りでも關係があつたからとて婚姻が成立するものとせば、子女扶養料、財産等の問題に付非常に紛糾を生じ、裁判所は其の煩に堪えないのみならず、夏季中一時都會の女をして手助けせしめて居る農民には非常なる苦痛と(「サンマー・ワイブス」の語あり)なると云ふので反對論が出て、漸く或條件を加味して法文となつたのである。然らば婚姻の効果如何といふと、婚姻成立後は配偶者の所得は共有となり、婚姻解消後は兩當事者に分割せらるゝのである。次に出生兒は親たる者より扶養を受くる權利を有つて居る。母たる者は再婚如何に不拘父たる者より父の収入の三分の一(父は如何なる場合に於ても収入の二分の一以上を支出する義務はない)を扶養料として請求することが出来る。右は婚姻が解消せざる場合に於ても同様である。

斯る次第であるから法廷に現はれた例に依れば、一人の女が數人の男と關係を有することは決して稀らしくはない、従て女が母となるときは此等數人の男の内最も収入の多き者を父と認定して扶養料請求の訴を爲す傾向を生じて居るといふことである。右の認定は二人の證人があれば勝訴となる相であるが、曩に法廷の問題となつた例に次の様なものがあつた。

或トレストの支配人は一女事務員の哀訴に動かされ五十留を貸與した。次で女の求めにより同女を訪問したが女は劍もホロロの態度で五十留を投げ出して、斯かる少額で自分を誤魔化さんとするのは餘りに非人道だと叫び男は夢心地で退去した。其の時他の二人の女が居つたが其の後男は法廷に呼び出され扶養料支辨の判決を與へられた。即母となつた女事務員は友人たる二女を證人として支配人を父と認定して訴へたので、男は泣寝入の憂目を見たのであつたが、その後計らずも證人たりし女と該女事務員との仲違ひから真相が曝露し、母たる女は二年の懲役に處せられたと云ふのである。尙自由の點から申さば、例へばAと云ふ女がBと云ふ男と結婚した場合マダムBとなつても又はマダムAの姓稱を取つても差支はなく又離婚せられた場合マダムBの姓稱を保持して居つても差支無いのである。夫れ故子供が出来た場合には、父親の姓

でも母親の姓でも又は第三者の姓でも選擇して定めて差支ない譯である。帝政時代に於ては離婚は宗教との關係上容易に出来なかつた。又姓名も家名と其人の名前との外に父稱と云つて父の名前をも附加へなければならなかつた。夫れ故或人は帝政時代の反動であると簡単に説き去るのであるが、併し何れも社會理想たる自由から出發して居るものと見るのが正當であると考へる。今申した様な法制の下に在る社會が果して如何なる實情に在るか云ふことは別とし、或人々は道德が廢頽するだらうとか社會が亂倫の状態になるであらうとか評して居るのであるが、他の或人々は、從來の法律道德はブルジョアに培かはれたもので虚偽に充ちて居る。人生は須らく虚偽を去り正直に送る可きである、夫婦關係としても眞の愛、眞の理解の存する限り夫婦であればよい、相手方を愛するならば相手方よりも愛せられ又其の愛を冷却せしめざる様正直に働らく可きであつて、斯くてこそ意義ある夫婦關係となり人生の向上發展があるのである。スパルタの昔に於ては泥棒した者は罰せられずに泥棒された者が罰せられた、そんな間抜け者は國の守にならぬと云ふのであつた。これと同様に法律道德も唯物史觀が教ふるが如く環境に依つて變化す可きものであると説いて居るのである。

十五、布教の拘束から任意主義へ

終りに宗教問題に付て簡単に述ぶることとする。

モスコの革命廣場の一角に「宗教は國民に對し阿片の如し」との標語が掲げられて居るがこれはマルクスの云つた有名な辭句であつて、從來の宗教は傳統に捉はれて居るから正邪善惡に關する個人の判斷力を癡痺せしむるものなることを戒めたもので、決して宗教自體を否認したものである。或人は帝政露國は希臘正教を國教として居たが革命は猶太人によりて行はれた爲め、基督教を否認したものだと言き、又或人は希臘正教は皇帝即神とするが、皇帝を否認する以上神をも否認するものであると説いて居るけれ共何れも正當でないと思へる。即ち自由を社會理想とするのであるから宗教又は信教は自由であるべき筈で、憲法にも明に信教の自由を認むと規定せられて居るのである。尤も昨年四月憲法の改正があつて宣教の自由だけは無くなつた。信教は自由であるけれ共從來あり來りの宗教は之を是認して居る譯ではない即ち傳統的の宗教はブルジョアジの傀儡であると云ふべきである。又所謂科學的社會主義は

唯物史觀に根底を置いて居るが、その唯物史觀なるものに依れば人間間の事柄は人間間の關係であつて、何等超自然的又は超人間的の力が存在するが爲に左右せらるゝものではないといふのである。それ故超自然的の力、超人間的の力の存在を前提とする宗教は好ましくない、さういふ宗教を信ずると正邪善惡の觀念を鈍らせることになる、カール・マルクスが宗教は國民に對して阿片の如しと言つたが其通りであるとして啓蒙運動として無神の教を宣傳し、反宗教運動を起したのである。希臘正教以外の宗教宗派は帝政時代には壓迫を受けて居たのであるが、革命後信教及布教の自由が認められた結果として漸次其の勢力を増して來た事實もある。所謂メノニット派其の他のセクタントの如きも活動して來たし、更に回々教徒の如き、帝政時代にはメツカに參詣するにも切かに旅立をしたのであるが、革命後は公然と代表者を選んで參詣するに至つたと云ふことで、ソ聯邦の新聞にも斯ることは帝政時代には見ることを得なかつた現象であると書いたことすらあるのである。又神の存在を前提とする傳統的宗教は之を否認するのであるが、英雄崇拜の如きものを宗教と見るとすれば之を否認せないのは勿論である。即ち反宗教運動の一現象として『我等の偉大なる神レーニンよ』なる辭句すら目抜き場所に在るボ

スターに見受けられたこともあるのである。併し前に述べた如く一九二七年以來農村を壓迫した結果、物質的幸福を奪はれた農民共は勢ひ精神的方針の慰安を宗教に求むることになり又革命後自由の活動を認められた宗教宗派は漸次其の勢力を増して來たがために、此等の宗派又は教會の行動は政府當局の實際政治の上に相當の影響を與ふるが如き事態となつて來た。即ち村落の教會は政府の政策に反對する分子の集合所と云ふ様なものになり、教會は政府の政策實行上の一の大なる障害物となつたのである。茲に於て教會の破壊を計ると云ふ風潮が起り、一九二七年より九年に亘つては多數の教會が打壞はされ又は閉鎖せられ宣教師の迫害せられた例などが随分多かつたのである。前に述べた一九二九年四月の憲法改正により布教の自由を認めぬこととなつた理由は大體今述べた所で明になることと考へるが、併し教會の強制閉鎖又は破壊が農民の不平不満の炎に油を注ぐことになつたのは當然であつた。之が爲め本年三月十五日發布の命令で嚴重に規定せらるることとなつたが、それは今後教會を閉鎖せんとする場合又破壊せんとする場合には全信者の請願あることを要する、全信者が一致して請願した場合に限り教會を潰して宜しいと云ふ趣旨の法令である。即ち任意主義と云ふ様な字句を用ひたのであつて今

後當局の採る政策は住民を強制してはならぬ總て任意主義にやらなければいけないと言ふことに變つて來たのである。斯くて獨逸方面の新聞の内にはスターリンの降服だと評するものもある様な次第である。

ソヴィエト聯邦の對外關係

對外通商關係の特質

一、通商關係の三形態

ソヴェエト聯邦は今日世界の主要なる國家との間に殆んど洩れなく通商關係を設定してゐる之は同國の世界的に重要な地理的、經濟的位置の必然的に然らしむる處であらう。但し通商關係の性質については多少の相違あり、大體において之を次の三形態に分つことが出来る。

- (一) ソ國と通商條約を締結せる諸國(獨、英、伊、土、波斯其他)
- (二) 正式國交を有し乍ら通商條約未締結の諸國(日本、佛國其他)
- (三) 正式國交(隨つて通商條約)を有せず單に通商の實際關係のみを有する諸國(米國、チエツコ・スロヴツク其他)

夫等の相互關係、利害得失、ソヴェエト聯邦外國貿易の實際に現れた其の特殊性等につき左に検討してみたい。

ソ聯邦と通商條約を有する國の中には、條約締結後却て其の對ソ輸出の減少せるものあり、又米佛及日本の如く未だ正常の國交關係乃至通商條約を有せざる國の對ソ貿易が引續き好調を呈せる事實あり、斯かる事實を以て或はソ聯邦が其の外國貿易に統制を有するを利用し、政治外交的考慮に依り對外貿易を左右する結果に外ならずとし、對ソ貿易の關する限りソ聯邦と通商條約を締結することは却て不利を招來する惧ありと觀察するものあり。或は又元來ソ聯邦としては其の存在を維持し社會主義化の目的を達成する必須條件として外國貿易國家監理制度の下に世界市場を相手とする「ネット、バランス」主義換言すれば輸出を計つて輸入を制せむとする主義を執り、之に依り輸入に付世界の最も有利なる市場を撰んで取引せむとするものにして、特に近時に於ては農村政策を主因とする經濟的困難殊に輸出穀物の激減に直面するに至り、對内的には消費の節約又自給自足策を講じ、對外的には極力第二義的農産品及雜貨の輸出を計り、一般物貨の輸入は之を可及的に制限し國內産業の工業化及農村の社會主義化並に國民生活上に缺く可からざる資材は之をなるべく有利の條件殊に長期の信用を許與する市場に求めむことを其の貿易方針となし、現に所謂經濟建直に關する五個年計畫の審議に當りても其の實績に

影響す可き重要な因子として外國の許與す可き取引上の信用如何を擧げ居れりと説き、前記統計上の事實は斷交の如き特殊の場合に於けるものを除き全く斯かる方針の結果に外ならずと推論する者がある。今關係諸國の貿易統計の内容に付其の對ソ輸出の減少せる品目を點檢するに、何れも他國の競争あるものか又はソ側が其の自給自足策或は一般的輸入緊縮策の結果他國よりの輸入も亦減少し、或は均しく他國よりの輸入もなきに至れる種類に屬すること、並に對ソ貿易の好調を呈し居れる國の對ソ輸出品は、大體に於て他國に比し前記ソ聯邦の所謂貿易方針に適合せる條件を有するものと認め得可き種類に屬するかの如くである。尤も斷交後に於ける英國の對ソ輸出の激減せるは云ふ迄もなくソ側の政治的考慮に支配せられたるものであるが尙斯の場合に於ても或種類の貨物に付ては英國の對ソ輸出は却て増加し居る事實あり、即對ソ貿易は特殊の場合を除けばソ聯邦の政治的方針に依りて左右せらるゝものと見るよりも、寧ろ主として前記の如きソ聯邦の所謂貿易方針に依りて支配せらるゝものにして、關係國の産業上の條件並に其の對ソ金融及信用許與の程度如何が對ソ貿易の消長に重要な因子をなすものと觀察するが妥當である。併し乍らソ聯邦としては對外貿易上の統制を有するを以て斷交の如き

場合は勿論政治的其の他の考慮に依り或國との貿易を隨時加減し得る立場に在るは明かにしてソ聯邦が或國より正式承認を得むとし、或國と通商條約を締結して其の國際上の地位の向上を計らむとする場合、當該國に對し通商上の利益を與へて誘引に努め、或は條約締結に當り政治的考慮を加へて當該國に有利なる條件を認むるが如きことあるべきは之を否み能はぬ所であらう。從て斯かる場合第三國が其の對ソ貿易上に影響を被ることあり得可き點は之を看過する譯にゆかぬ。加之ソ聯邦が特異の法制を有する爲め國民待遇及最惠國約款の如きも相手國に對し多くの利益を與ふるものと謂ひ得ないからソ聯邦との通商條約に於ては此等の諸點を考慮に入れ、通商貿易上の利益を確保する趣旨を以て何等かの方案を工夫し、之に依る特殊の取極をなすことを期せなければならぬ。

二、ネットバランス主義とコンチンジェント

此點に付從來ソ聯邦と通商條約又は暫定取極を締結せる諸國の中には所謂「ネット、バランス」主義又は「コンチンジェント」制度を設定せるものあり。此等は云ふ迄もなく保護貿易主義の極致とも稱し得可き外國貿易家監理制度を有し、並に個人資本の自由活動を極端に制限する社會主義的經濟組織を理想とする國家との通商貿易を調整する趣旨を以て工夫案出せられたるものにして、見方に依ればソ聯邦の相手國に對し或限度に於て通商貿易上の利益を保障するものと見るを得可くソ聯邦が或國に對し斯かる主義制度の設定を認めたるは、恐らく當該國との政治的考慮に出でたるものと推定するのが適當である。併し乍ら他の見方に依れば「ネット、バランス」主義に在りては比例的數字に據り又「コンチンジェント」制度に在りては人爲的數字に據り通商貿易を律せんとするものなるにより、産業上特殊の條件例へば他に競争品なき特産品を有するが如き場合は格別なるも、一方がソ聯邦の如く「トラスト、オヴ、トラスト」として貿易及産業上の統制を有する國なるに反し、他方が貿易及産業上自由競争の基礎に立つ夥多の經濟單位を有する國なる場合に於ては、後者は前者の爲めに兩國間の貿易を制禦せられ、取引に供せらるゝ貨物の價格等に付常に前者の從屬的地位に置かるゝ結果を招來するか如くである。加之斯かる制度の設定は煩瑣なる手續の規定を要し、運用上種々の困難を伴ふのみならず、其の手續の規定如何によりては自由競争を認むる相手國に於て種々の弊害に逢着す可く

之を矯正せんとするには自由競争を禁止せざるを得ざるに立ち至るであらう。此等の諸點は前述せる波斯、土耳其、ラトヴィヤの例に依つても推知し得可きところにして結局此等の制度は我國が直に採つて做ふ可き範となすに足らざるものゝ如くである。

此外對ソ輸出助長策として嘗て獨逸に於て論議せられたるものに所謂豫前輸入 *Varschlussweise Einfuhr* 及一般的供給契約 *Generallieferung gesvertrage* なるものがある。之は何れもソ聯邦の經濟活動が計畫主義に依るものなるを前提として考案せられたるものにして、前者は一種の委託販賣制度の如きもの即ソ側が設定せる輸入計畫の枠内に屬する關係貨物は元來ソ側が其の個々の産業部門の需要を考慮せるものなる可きを以て、外國商社が一定期間内に賣捌き得る可能性あるものと認む可く、而してソ側としては個々の商品の供給をなるべく有利なる市場に求むる立前を執る可きも、餘りに分散的に注文をなし購賣に當るときは却て勞力と費用とに浪費を生ずるのみならず其の額の小なるソヴィエト手形が多數に外國市場に現はるゝことはソ側の信用受領能力を害する惧もある可きにより、或る種類の貨物に付ては寧ろ手近に在る關係商品を購入するを便とすることある可しとの見解に基き、本案に於ては斯かる種類に屬する貨

物に付てはソ側をして豫め之が輸入及委託販賣を認めしむることゝし、條約には之が運用に關する原則を規定せむとするものである。次に後者はソ側の通商代表又は或産業機關と相手方外國商社との間に特定の期間内に特定數又は額の貨物の賣買取引を約する契約を結ばんとするものにして、右特定期間内に於ては關係商品のソ聯邦輸入は當然許可せらる可きものである。該契約の内容即貨物の種類、數量、價格、支拂條件等に付ては當事者の合意に依り種々の態様ある可きも、賣主たる外國商社としては特定貨物の品質及給付期限を保障するため、一定割合の貨物を在庫豫備品としてソ聯邦内に存せしむるか又はソ側當事者に前渡をなし(即信用許與)之に對し買主たるソ側機關としては特定期間内に特定の數量又は價格の注文をなす可き義務を負ふ可きことを本案契約の本質となしてゐる。G、E、其他半國商社に於ては五個年に亘る信用許與を基礎とする賣買契約をソ側當局と締結して居るが右は本案の一種と見ることを得可く而して此等の契約は通商條約に關係なく締結せられ又締結し得可き性質のものたること勿論である。

通商關係の實際

一、獨逸及米國との關係

ソヴィエト聯邦と獨逸の通商條約改訂商議は、漸く昭和三年十二月二十一日に至つて終了したが、新協定は大體に於いて舊協定を踏襲し、且つそれを稍從來よりも精確ならしむる範圍に限定された。従つて獨逸民間に於て貿易上の利益を保障する方策として論ぜられたコンベンション制度等には觸れられてゐないが、然しその議定書中には、出入國及滞在に關する問題、假令國籍の所屬に疑ある者と雖も被逮捕拘留者を所屬國領事に通告する義務、税關手續、營業上の權利保護、商業上の紛争に關する仲裁規定、鐵道貨物の直通聯絡、電話通信、船舶交通、獨逸汽船會社代理人の入露許可等の諸規定を定め在ソ聯邦獨逸大使に總てのソヴィエト人員委員部と直接接衝の權利を認め、且經濟間牒の意義を明白ならしめたる外、著作権保護、關稅率及二重課稅問題に付一九二九年新に交渉を開始することを約せる等獨逸側に有利なる諸點も少なく

ない獨逸實業家によつてなされた幾多の訴願乃至不滿に付ては單にソヴィエト當局に於て此の種問題は好意を以て其の都度當事者と直接協議して困難の除去に努むべき旨聲明し且つソヴィエト經濟機關に對し獨逸實業家との物品購入及販賣に付公正に處理すべき旨聲明したに止まる當時兩國共右改訂商議成立に満足の意向を表し、殊に獨逸側は之に依り其の對ソ貿易は一層増進するに至る可しとして前途を大に囑望した。然るに最近獨逸側に於ては其の對ソ貿易が著しく安定を缺き殊に千九百二十七、八年度（二十七年十月より二十八年九月に至る）に比し二十八年、九年度に於ける獨逸の對ソ輸出は甚だしく減少せるに反し、ソ聯邦の對獨輸出が激増せること並にソ聯邦の米國よりの輸入が著しく増加の傾向に在ること及ソ側が技術援助を多く獨逸以外の外國より求め現にソ側の締結せる技術援助契約大小七十の中獨逸との間に之をなせるものは僅かに三十に過ぎざるのみならず、米國側との契約は大規模のものあること等を挙げソ獨通商協定締結以來四年の今日斯る結果を見るは意外であるとなし、その原因をソ聯邦の貿易政策殊に其の貿易國家監理制度及ダンピング政略に基くものなりとして之等を痛撃し、或者はラツパロ條約及過去に於ける三億馬克の信用許與にも言及しソ側が正常の國交關係なき米、英の

訪露實業團に對しては多額の注文を爲すの意向あるを明示せることさへあるに不拘獨逸側に對しては斯ることすら之をなさず、却て對獨注文を減少せるは不都合且不合理なりとしてゐる。而して對ソ貿易増進の爲めには寧ろ英、米の例に倣ふに如かずとさへ極言するに至つた。之に對しソ側に於ては政治經濟的理由に基き戰前より露國市場を殆んど獨占し來れる獨逸工業が、最近に至り米國工業のソ聯邦進出に逢ひ基礎工業及運輸事業用品の米國對ソ輸出激増並に「ゼネラル、エレクトリック」及「フォード」其他多數に亘る技術的援助契約の締結せらるるを見て大恐怖と大不満足とを抱くに至れるは無理からぬことながら、之れソ聯邦が故意に獨逸を疎外せんとするに非ずして、其の社會主義的經濟組織建設の爲めに必要且適切なるものを最も有利に提供する方面に求めんとする結果に外ならず、新友を得て舊友を疎するの愚はソ聯邦としても能く之を知つてゐる。經濟組織を社會主義的に改造する爲めには米國式大規模の技術機械を欲せざるを得ないのである。獨逸の所謂識者中にはソ聯邦の五年計畫を以て一のユートピア、一の妄想なりと嘲りソ聯邦の經濟が近く破滅す可しとさへ豫言するものもあり、彼の年産十萬臺の自動車工場年産四萬臺のトラクター工場の如き又「セリマシストロイ」其他「ドネブ

ロストロイ」の如きものに付ては七千萬の獨逸人は殆んど之を知らず、個人資本主義的獨逸の事業家達は之等を冷視するも米國の技術及資本は之等を重視し之等に援助を吝まざるのみならず、米國は其の對ソ輸出に付相當長期の信用をソ聯邦に與へてゐる。斯る結果米國の對ソ輸出が増進するのは當然であると説き、獨逸がソ聯邦の態度に不平を表するに際しては先以て前記の如き所謂識者の豫言が誤なることを認め、銀行團の對ソ取引封鎖的態度を改むる必要あり、又ソ聯邦の對外輸出を以てダンピングなりと攻撃するが如きは資本主義國家に於ける物價が資本家の結束に依る獨占的價格によりて定めらるる事實を忘れ、計畫經濟主義に依る生産が如何なる利益を齎すやを了解せざるものであるとの趣旨を以て酬ひて居る。

尙前記の中「セリマシストロイ」とはロストフに建設中のもの又年産十萬臺の自動車工場とはニジノヴゴロツドに建設中なるフォード會社との技術的援助契約に依る自動車工場を指す同工場の建築に付てはオースチン會社との契約に依るもの。又年産四萬臺のトラクター工場とはスターリングラードに建設中の「トラクトールストロイ」を指すもので同工場建設費七千六百五十萬留一日生産トラクター百四十一臺即各六分毎に一臺の割合にして同工場の設計に付て

は Albert Kahn The との技術的援助契約に依り動力機械に付てはソ側と Westing house International Company 及 International Combustion Engineering Corporation との間に五個年を基礎とする信用許與に關する賣買契約存する趣である。尙斯種長期信用をソ側に許與せる米商社としては右の外次の如きものがある。

- Allis Chalmers Company, Worthington Pumps Company,
- Ingersoll-Band Company, Link Belt Company,
- International Harvester Company, John Deere Company, Caterpillar Tractor Company,
- Hercules Motos Company.

今獨逸及米國の對ソ輸出を比較して示せば左の如し。

獨逸	ソ聯邦總輸入高に對する割合		米國	同上割合
	(單位千留)	(單位千留)		
一九二四・二五年	一〇二、六七〇	一四％二	二〇一、八〇〇	二八％

二五・二六年	一七六、〇〇〇	一三％三	二二二、二〇〇	一六％
二六・二七年	一六一、三〇〇	二二％七	一四五、七〇〇	二〇％五
二七・二八年	二四八、四〇〇	二六％二	一八七、八〇〇	二〇％
二八・二九年 (但六箇月間)	一四〇、六〇〇	二四％〇	八八、八〇〇	一五％

米國の對ソ輸出品の主なるものは棉花、ゴム、鞣皮、有色金屬等にして此等は何れも獨逸に産せざるものに屬し、其の他近年激増せるものは工場建設用品、工業用及運輸事業用機械及部品、トラクター、農業用機械器具等である。

次に獨逸の對ソ輸出品中著しく減少せるものは染料、精製皮革（未精製皮革の輸出は反對に激増せり）綿絲等にして例へば千九百二十五年に於ける染料の對ソ輸出は三千二百八十萬馬克に達し、獨逸の染料輸出總高の一割一分に相當したが、最近に至つては僅かに二分に過ぎぬ狀況で此の外農業機械類の對ソ輸出亦大體に於て減少せるも最近ソ聯邦の對獨逸輸出増加に伴ひソ聯邦の對獨逸注文高亦相當の額に達してゐる。即ち

品目	一九二七・二八年		一九二八・二九年	
	輸	入	注	文
皮革工業用品	(單位千留)	一六、一〇〇	(單位千留)	七、〇〇〇
化學用品	一一、九〇〇		一四、八〇〇	
工業施設用品	六、九〇〇		一六、八〇〇	
動力用品	一一、七〇〇		一四、〇〇〇	
織物機械	二〇、七〇〇		一六、一〇〇	
重工業用品並に鋼鉄鐵類	五〇、二〇〇		五二、四〇〇	
農業用機械	七、八〇〇		二四、五〇〇	
鐵道及船舶用品	二、四〇〇		六、三〇〇	

右に依れば最近、穀物の輸出皆無となり、第二義的農産品の輸出に汲々とし輸入を引締め居れるソ聯邦としても其の經濟の建直しに必要な品に付ては獨逸に對しても依然相當額の注文をなせるものと認めざるを得ざる可く、從て獨逸の對ソ輸出の減少は主として染料及米國の競

争ある機械類に關するものと認められる。而して右染料輸出の減少せるはソ側に於て獨逸「G^e Farbenindustrie (拾五億馬克の資本を有する Interessier Genossenschaft der Farben, industrie Akt Ges)」と技術援助契約を締結する等自國內の染料生産を以て其の需要を充足せんと努め、一般的輸入を制限すると共に輸入餘力は之を基礎的工業建設用品及原料品に振向けんとする方針の結果と認め得可く佛國の對ソ染料輸出も近年激減し又チエツコスロヴァキア、及波蘭の對ソ染料輸出は何れも千九百二十七、八年度以來皆無となつた。此點に付てはソ聯邦工業活動に對する獨逸の技術的援助問題の爲め、一九二九年九月ソヴィエト西部商業會議所獨逸部の主催せる會合に於て前記「G^e Farbenindustrie 株式會社社長ドクトル・ミューレン氏」がソ聯邦に技術的援助を與ふるには獨逸商社として其の事業の種類に留意せざるを得ず、例へば發電所、水道又は鐵道等に對し援助を與ふるは可なるも、或種類の事業に援助をなせば、そのために獨逸商社は其のソ聯邦市場を失ふに至るであらう。故に技術的援助は兩國の共存共榮の趣旨に反せざるものに限る必要があると高唱してゐる。これは玩味に値する言葉といはなければならぬ。

尙ソ聯邦より獨逸及米國への輸出高は

年	獨逸		米國	
	輸出高 (單位千留)	ソ聯邦總輸出高 に對する割合	輸出高 (單位千留)	同上割合
一九二四・二五年	一八八,二五二	一六%四	二八,一七六	五%〇
二五・二六年	一一一,六一八	一六%六	三〇,六六六	四%五
二六・二七年	一六九,一一七	二二%九	二二,二〇七	三%〇
二七・二八年	一八六,一五二	二四%〇	二八,〇三二	三%六
二八・二九年 (但六箇月間)	八九,三七四	二二%八	一七,二五二	四%一

獨逸の輸入は鶏卵、豆類、毛皮、石油、野鳥家禽、タバコ、材木、豚毛、アスベスト等を主とし米の輸入は滿俺礦石、獸腸、毛皮、豚毛、木材、甘草等を主要なるものとしてゐる。

二、英國との關係

一、英ソ通商條約の内容

英國外相ヘンダーソン氏と駐英ソヴィエト大使ソコロニコフ氏との間に交渉を重ねられて

ゐた英ソ通商假條約は一九三〇年四月十二日成立を見るに至つた。該條約は他日締結さるべき正式英ソ通商條約の基礎となるもので、それは船舶航運に關する或る特殊の場合を除外し、通商及び國民の待遇に關し相互に最惠國待遇を規定し居り同時に露國に對しては商務官一名と大使館員二名とより成る通商代表機關を倫敦に設置するの權利を與へた。結局上述の三名は外交官としての特權を享受し通商の目的のみ使用さるべき代表團事務所に従屬することになるのである但し右の特權は商取引に關する裁判訴訟手續きには通用されぬことになつてゐる、而してどちらか一方が右の假協定を廢棄せんとする場合には六ヶ月前に通告することを必要とするものである。該條約はソ聯邦が締結せる對外通商條約中最新のものに屬し、且つその諸條項中には參照すべき點も少くないので、その主なる内容をより詳しく紹介して置く。

ソヴィエト聯邦と英國間の通商關係の進展及び強化を目的として、兩締約國は最惠國待遇を許與することに同意する。ソヴィエト聯邦及び英國に於て、他の外國の人民或ひは市民、その國の法律により設立せられたる會社を含む法人、それ等個人及び會社を含む法人の財産に對して與へられたる、或ひは與へらるゝことあるべき總ての特典、權利便宜は、相互に英國の人民

その保護の下にある人々、及び英國の會社を含む法人、ソヴィエト聯邦の市民及び會社を含む法人、並に其等の財産の上に及ぼすべきものである。英國の農工業はソ聯邦に於て、ソ聯邦の農工業は英國に於て、他の外國の農工業に與へられたる、或ひは今後與へらるゝことあるべき輸入或ひは輸出の禁止或ひは制限、關稅其他公課、運輸、倉庫に於ける保管、戻稅及び消費稅に關する總ての特典、權利、便宜を與へられなければならぬことを規定してゐる。

ソ聯邦の法律により、その外國貿易は國家の獨占であるに鑑み、英國政府は、ソ聯邦通商代表及びソ聯邦大使館員の一部を爲す通商代表代理二名より成る所の通商代表部を、ロンドンに設立する權利をソ聯邦政府に對して與ふることを承諾してゐる。

通商代表部の首腦者は、英國に於けるソ聯邦通商代表であり、通商代表及びその代理二名には、本條第一項により、外交官としての特權及び免除を與へ、本條第三項記載の目的のみに使用さるゝ通商代表部の宿舎（ロンドン、オールドヴィチ、ブシ・ハウス東翼五階）も亦免除を與へられる。通商代表及び二名の同代理以外の代表部員は何人も英國に於て他國の商業機關の勤務員に與へられ居る、或ひは與へらるゝことあるべき權利以上の特權或ひは免除を享有しない

通商代表部の機能には（イ）ソ聯邦と英國間の通商進展を助勢し、獎勵すること。（ロ）ソ聯邦の外國貿易一切に關する聯邦の利益を代表すること。ソ聯邦の爲に又ソ聯邦の名に於て、英國との通商貿易を檢査し、調節し、實現すること諸項を含む。

通商代表部がソ聯邦の名に於て、又その爲に通商關係の活動を爲すに於ては、ソ聯邦政府は英國内に於て通商代表、或ひは彼の委任を受けたる者が合法的に爲せる總ての契約に對し責任を負はなければならぬ。但しソ聯邦政府は、聯邦の法律により自己の行爲に對し全責任を負ふやう規定され居る國營經濟機關の行爲に對しては、何等の責任も負ふものでない。斯る行爲に對する責任が、ソ聯邦政府の名に於て又その爲に仕事をなせる通商代表により、明白に自分の上に執られたる場合はこの限りでない。

通商代表及び彼を代表する全權の氏名は、雜誌「ボアード・オブ・トレイド」に週期的に發表し、又他の方法にて公衆に告白する。通商代表部を代表する此等の人々の權限は、同一方法により然らざることを發表する迄繼續するものとす。

英國内に於て通商代表部が締結せる商取引契約に關して起り得べき總ての問題は、英國の裁

判所に於て同國の法律により解決される。

英國内にあるソ聯邦の所有物には、第六項記載の商取引契約に關して英國裁判所が判決を下したる場合、その判決の實現の爲に合法的に適用し得べき方法を適用される。但しこの所有物が、國際法により、國家主權の實現の爲、或ひはソ聯邦の外交代表乃至領事官の公式の機能の爲必要なものとして、前記の方法を免るゝ財産である時は、この限りでない。

英國の船舶、その積荷及び乗客、並にソ聯邦の船舶、その積荷及び乗客はソ聯邦及び英國の諸港並に領海内に於て、他の國の船舶、その積荷及び乗客、或ひは最惠國の船舶、その積荷及び乗客が享有せる、或ひは將來享有すべき權利、便宜、及び特典と均等のものを享有する。

本條の規定は、之を沿岸航行に之を及ぼさない。兩締約國は、同一海岸に位置する諸港間の沿岸貿易を内國船舶の爲に留保する。同一海岸にあらざる諸港間の沿岸貿易に關しては、兩締約國は他方の船舶に對して、他の外國の船舶に與ふると均等の待遇を爲す義務を有する。本條の規定は、左記には之を及ぼさない。

(イ)國民商船隊の保安、復興及び發展の爲にする特別法の適用。(ロ)海上スポーツ協會に與

へられ居る特權。(ハ)水先案内、曳船、生命救助、海上に於ける援助を含む港務。(ニ)一般に外國船舶に對して閉鎖しある、或ひは接壤國の船舶に對してのみ航行を開放しある、國內水路の航行。

本協約の規定は兩締約國合意の上、適宜の變更を加へて、英國皇帝陛下の自治領(自治領政府によつて治めらるゝ委任統治地域を含む)或ひは印度に、ソ聯邦政府と各自治領域或ひは印度政府との間の覺書交換により、之を及ぼすことを得る。

本協約の規定は、モスクワに駐劄する英國大使、或ひはその不在中は代理大使が、ソ聯邦政府に覺書を提出する場合、英國の植民地、屬地、保護領、英國政府の委任統治地域に及ぼすことを得。

斯る商務代理人は、植民地、屬地、保護領或ひは委任統治地域に於て外國人に關して適用される普通の法律に服従すべく、其の土地に居住して、外交官或ひは領事官としての特權、或ひは免除を何等享有せざること勿論である。

二、英ソ取引關係

英國の對ソ輸出入は

	輸 出		輸 入	
	(單位千留)	(ソ聯邦總輸出 入高との割合)	(單位千留)	(ソ聯邦總輸出 高との割合)
一九二五・二六年	一二九、五四九	一七%一	一九四、〇五〇	二八%七
二六・二七年	一〇一、一八二	一四%二	一九八、六一三	二五%八
二七・二八年	四七、五二八	五%〇	一五〇、七八六	一九%四
二八・二九年	一九、六〇九	五%一	八二、七九〇	二〇%二

にして對ソ輸出品の主なるものは最近は機械器具、機械部分品、電氣機械附屬品、鋼鐵、鋼製品、羊毛、毛糸、撚糸、有色金屬、針金、黑色金屬、ゴム原料等であるが一九二五—六—七年度に於ては綿織物、麻織物、毛織物、自動車針金製品、ジュート原料、皮革、ナメシ材料、未精製皮革、香料等の輸出多額に上り一九二七年五月國交斷絶後「マンチエスター、クツズ」等は最も影響を被りたるも有色金屬、鋼鐵針金等は反對に増加を示した。輸入品の主なるものは

野鳥家禽、ベーコン、鶏卵、油粕、木材、毛皮、石油、絨氈等である。

尙英國政府は一九二九年八月一日より輸出信用保障制度を對ソ貿易にも適用してゐるが、これは種々の制限難障の爲十分の効果を發揮するに至らなかつた。然るに一九三〇年四月前記英ソ通商暫定條約の成立を機會に、英ソ間の通商取引は一段の發展振を示し、即ち紐育のソヴェイト聯邦通商機關アムトルグ代表より駐英通商代表に榮轉せるブロン氏が四月十九日モスクワに於て英ソ通商の現況につき發表する所によれば、

同氏は去る四月十一日英帝國化學工業會社理事ヘンリ・モンド氏と二箇年期限の信用購買契約を締結した。これによつて露國は英國から肥料、染料、半加工品及び金物類三百萬磅を購入し得ることになつた。またこの契約に基いて英國側はソ 邦化學工業に對し技術上の援助を與へることになつてゐる。其他英國一流の諸會社と交渉を遂げ其の結果ソ聯邦の各種工業に對する技術方面の援助申込が澤山來てゐる。既にソ國は英國のアイムストロング會社やヴイツカース會社に農用トニクターやプラウを多數注文した。尙英ソ國交恢復以來六箇月間にソ國から英國への注文高は一千萬磅(約一億萬圓)に上つたが、之は復交前同期間に於ける四

百萬磅(約四千萬圓)に比し二倍半に當つてゐる。之等の通商契約に當つては英國政府當局の援助に負ふ所甚だ多い。

三、土耳其との關係

土耳其はソ聯邦との通商條約に於て所謂「ネットバランス」主義に依る「コンチンジェント」制度を設定せる最初の國として注目すべきである。其の對ソ輸出を見るに

年次	(單位千留)	ソ聯邦總輸入高に對する割合
一九二五・二六年	九、八三七	一%三
二六・二七年	一〇、七七五	一%五
二七・二八年	一三、〇四九	一%四
二八・二九年 (但し六箇月間)	五、四四〇	一%八

註—此等の數字中には同國の亞細亞國境通過貿易を含まざるを以て全體としては今少し増加せるものと認めらる。

右品目の主なるものは棉花、柑橘類、乾果實、タンニンゲ材料種子等である。ソ聯邦の對土輸出趨勢右の如し。

年次	(單位千留)	ソ聯邦總輸出高に對する割合
一九二五・二六年	一七、六六一	二%六
二六・二七年	一三、七一〇	一%八
二七・二八年	一四、〇七一	一%八
二八・二九年 (但し六ヶ月間)	六、八五三	〇%二

註—輸出と同様亞細亞國境貿易を含まず

貿易額の點より見れば土耳其側に取り順調の如きも、本年春頃よりコンスタンチノーブルの諸新聞は在土耳其ソ聯邦通商機關が土耳其共產黨と關係あり、又ソ側が通商條約の規定を遵守せずとてソ側を批難し、民間に於てはソ側の輸入許可手續が徒らに繁雜であり、ソ側の輸入品の買付が兎角政治上の考慮に依り左右せられ、商取引上の安定を缺くことソ聯邦が政治的見地よりダンピングを行ひ市場の攪亂を計ることソ聯邦内殊にオデッサ方面に於ける土耳其人に課

せらるゝ税金課金若くは關稅が餘りに高きこと等を擧げてソ側を攻撃し、通商條約の改訂を唱ふる聲が漸次高まつて來たが之に對しソ側に於ては斯かる批難は是迄伊國產又はパレスチン産柑橋類の仲買的取引に依り巨利を占めて來た君府方面の買辦的商賣がソ側當局に依り其の取引の途を絶たるゝに至つた爲め惡聲を放ち、西方諸國商工業者の使喚を受けてソ土間通商關係を惡化せむとするに過ぎず、又税金課金に關する土耳其人の苦情は之等税金課金が土耳其商人に對し差別的に賦課せらるゝものに非ざることを忘れてはならない。現に土耳其政府は此等商人輩の言に耳を藉さずして兩國親善關係の鞏固なるべきことを聲明し居るにあらずやとの趣旨を以て酬ふる處があつた。

ソ土間の貿易に於ては條約取極により nettobalans 主義の下に双方に於てコンチンгент制度を設定せる處右制度は大體に於て順調に運用せられ居り、(一)在ソ聯邦土耳其商人が外國送金をソ側に申立つる場合(條約によれば土耳其商人はソ聯邦内に於て販賣せる賣揚金に付國營機關「コオペラチヴ」に賣却したる場合は、其の七割迄又個人企業者に賣却したる場合は五割迄公定相場を以て外國爲替取組の權利を附與せられ居れり)ソ側が面倒なる手續を要求する

等の爲め實際爲替取組を見る迄には多數の日子を要するを常とした。尤も未だソ側に於て條約規定範圍の送金を拒絶せる如き事例はなきも、商人としては金融固定し、利息を失ふ爲め右に付不平あること、(二)土耳其人のソ聯邦に輸入し得るものは土耳其商品に限られ居るところ實際に輸入せられたる品物の原産地に關する紛争多き爲め、商人側に不平あること、例へば土耳其商人が土耳其産として輸入せる柑橋類に付ソ側は之等を他國産なりと主張する事あるが如し)柑橋類に於ては個々の柑橋にマークを付すること困難なりし事情等のため、過去に於て斯る紛争を生じた。又最近には鞣皮に付ソ側當局に於ては斯かる高級品質のものが土耳其に産出する苦なしとて難辯を付けたることあり。乍併土耳其産なること明かとなる場合ソ側に於て何等故障を申出でたることなきは勿論である、(三)在ソ聯邦土耳其人は本年春頃よりソ側當局より重税を課せられ、爲めに其の對ソ取引が損失に歸せる事例あり。之れ土耳其商人の唱ふる不平の内最も深刻なるもので、右はネツプの反動とも見る可きソヴイェト國內政策に基く一般個人商賣壓迫の結果なるは勿論にしてソ側の説くが如く土耳其人に對し特に差別的重税を課せるものではない。然し多くの土耳其人は其の對ソ取引に付本國に於ても營業税及所得税を課せられて

居るのみならず、在ソ土耳其人に土耳其産物の賣却を許與せる條約の精神は之等取引に従事する在ソ土耳其商人の存立を可能ならしめむとするに在るに鑑み、土耳其政府は此點に付ソ側に抗議し、其の反省を要求中である。尤も右に付ては對ソ輸出に充てらるゝ商品に對するソ側の輸入許可書が土耳其内に於て投機的に賣買せらるゝに至つた爲め、斯かる許可書に對し高價を支拂へる土耳其人としては一層大なる損害を蒙るに至つたのである。

斯かる次第にて目下在ソ土耳其商人の手持品尙相當の額に上り居る處、土耳其側としては曩にソ側に對し以上の諸點を指摘し何等か圓滿なる解決を期しつゝある次第にしてソ側も右諸點に付條約の一部改訂をなすことに賛同し、前記(一)及(二)に付ては大體調整の方法工夫せられたるも、右改訂商議に關し外務部係官に於ては土側の不平は主として(三)即ち在ソ土耳其人に對する課税の點に在り右に付てはソ聯邦への輸入許可書が土國內に於て高價に賣買せられ居る事實も大なる關係あること明かとなり、土國側に於て右許可書の投機的賣買を嚴重に取締る可き意向を示し居るに鑑みソ側としては在ソ土耳其人に對する課税に付税率は國民待遇に依る可きも課税上の査定に際しては土耳其商人の提出する證憑書類に基き其の存立を可能ならしむる様相當の保障を與ふる用意ある旨語れる趣である。

四、波斯との關係

波斯ソ聯邦間に於ては一九二七年關稅協定成立の際同年十月一日附交換公文を以て暫定的貿易方法を取極めたが右に依ればソ側は波斯に對し毎年一定額(過去の實績に徴し最初の年度は五千萬留迄とし次年度は前年度の九ヶ月經過後兩國代表にて合議の上決定すべく其の額は五千萬留以上とす)の波斯生産品(表に依り品目を定む)の對ソ輸出を認め、右總額の五割は在波斯ソ聯邦通商代表部に依り取引し、他の五割は波斯商人に於て輸出し得ることとし、右輸出總額に付ては、原料品六〇%、消耗品四〇%の割合なるを要し、波斯商人の取引する分も同様の割合に依るべきも、其の輸出に係る原料品の二割五分はソ聯邦に輸入後先づソ聯邦政府筋又はコオペラチーヴに賣却方交渉を行ふ可く其の商議成立せざるときはソ側個人に賣却し得るものと爲した。而して波斯商人に依て行はるるソ聯邦より波斯への輸入に付てはネットバランスの基礎に依り波斯商人の行へる對ソ輸出額の九割迄は必ずソ聯邦生産品を波斯へ輸入するを必要と

し、爾餘の一割に付てのみ外國爲替取組を許與せられ以上各項に付一チエルヴオーネツは五〇クランに相當するものとして計算せらるることとなつてゐる。右實施後の成績に關し波斯側商人間に在りては在波斯ソ聯邦通商機關の買付價格が低廉なること、商人の輸出貨物中政府筋又はコオペラチーヴに賣却に際し不當に値切らるること又個人賣込に付ては種々不便あること、波斯への輸入に充つ可きソ聯邦貨物に付ソ側が法外の高値を唱ふること、對ソ輸出貨物代金中の一割に對する送金爲替取組又は外國貨幣支拂に付ソ當局が滯り勝ちにして往々難癖を付くること等に付批難ある趣である。

波斯の對ソ輸出は羊毛、棉花、樹脂、精製皮革等の原料品、米、果實等の食料品を主としてソ聯邦よりの輸入は織物、砂糖、石鹼、マツチ、等であるが輸出入状況左の如し

年	輸 出		輸 入	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入高に對する割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出高に對する割合
一九二五・二六年	四三、九四三	五%八	三五、二二九	五%二
二六・二七年	四〇、八四九	五%七	四三、二七七	五%六
二七・二八年	六二、六〇〇	六%六	七二、四三五	九%三

(一九二八・一九二九年
但六ヶ月間)

三三、五三〇

八%八

四〇、三三六

九%七

五、ラトヴィアとの關係

ラトヴィアとソ聯邦間の通商條約に於ては互惠的に關稅の特別減免を定め之れに依り片貿易即ラトヴィア側の輸入超過を調整せんとする趣旨の下にソ聯邦側に於てはラトヴィアより第一年に千五百萬留以上を輸入すること(次の四年間も同様)ラトヴィアはソ聯邦より一九二五・二六年度の對ラ輸出額たる約七百萬留以上を輸入すること兩國は互惠的夫々最低關稅率に對し更に特別規定を設けること、秘密條項としてリガ港經由ソ聯邦輸入商品に對する鐵道運賃に付ソ聯邦鐵道に於てソ聯邦獨逸間通商條約附屬秘密取極にも存するものと稱せらるるケーニツヒスブルク經由ソ聯邦輸入貨物に對する割引率と同一程度の割引をなすこと等の事項を定めて居る。右に付當初ラトヴィア側に於ては果してソ側が以上の如き規定に基き註文を發す可きや否やに付疑を抱けるものもあつたが、一九二七年十月以降ソ側に於て所定金額に相當するもの註文を爲したる爲め「ラ」國工業界は一時活況を呈せんとする傾向ありしも註文を引受けたる

企業中には其の履行に應ずる必要上勢ひ其の規模を擴張せざるを得ざりしものもあつた。然るに之等企業は同工業者の競争もあり、旁引續き同様の註文を引受くることを得ざる破目に陥り結局損失を招いたが、斯かる企業の數次第に増加するに伴ひ之れソ側が「ラ」國工業を故意に攪亂せんとする結果に外ならずとてソ側殊に其の貿易國家監理制度を攻撃し不平を唱ふるものを生じた。又ソ側註文品中にはラトヴィア工業に於て之に應じ得ざるものあり、例へば近時ツエルローズ(製材原料)釘等の註文を受けたるも之等を謝絶するの止むなきに至れる事情もあり旁條約中特にソ側の註文す可き金額及貨物の種類を定めたるもラトヴィア側としては豫想せるが如き實益を得ることの期待薄弱となり、爲めに昨今に於ては互惠的關稅減免に付「ラ」側に許與せる減免程度が貿易上の利益に比し大に過ぎ不利を招きつつありとの議論が擡頭し來れる趣である。

今ラトヴィアの對ソ貿易額を見るに

年	對ソ輸出額		輸入額	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入額に對する割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出額に對する割合
一九二五・二六年	五、三六七	〇%六	六三、五四〇	九%四
二六・二七年	一、五九三	〇%二	五七、四一二	七%四
二七・二八年	五、七五九	〇%六	七九、九一六	一〇%三
二八・二九年 (但六ヶ月間)	七、〇六五	一%九	四七、一四三	一一%四

即ち大體好調の如きも依然片貿易たるを失はず、尤もソ聯邦よりの輸出品の大部分は更に第三國に輸出せらるるものにしてラ側としては通過貿易に於て相當の利益を收め居るものと認められる。而して對ソ輸出の主なるものは精製皮革類。紙類、毛織物及毛製品、編組物、自轉車肥料、農具等であるがソ聯邦よりの輸入は主として麻類、毛皮、木材、野鳥家禽、バタ等である。

六、伊太利との關係

伊太利はソ聯邦と通商條約を結びたる先驅者であるが、一九二四年條約締結後其の對ソ輸出

減少せることあり、又ソ聯邦通商代表部が伊國內にも設置せらるゝや同部は曩に伊國船會社金
 屬及纖維工業者等が共同して組織しソ聯邦各地殊にウクライナ地方にも支店を設けたる所謂
 “Cispa” (伊太利外國貿易會社) 及 “Taira” (伊露貿易會社) を以て資本主義的獨占を擅にせん
 とするものなりとて、之との取引を廻避せる等の爲め右兩會社共不成績にして遂に解散するの
 止むなきに至つた事情もあり、旁伊國內にては伊ソ條約に對し彼是れ批難するものを生ずるに
 至つた。之に對しソ側にては右伊の對ソ輸出激減はソ聯邦の對外輸出に伴ふ一般的輸入緊縮策
 と伊國側が金融上便宜を與へざる結果に外ならずとの趣旨を以て辯解する處あつたが、近年伊
 國側に於て其の對ソ輸出取引に付相當期間の信用を許與するに至つた等の爲め對ソ輸出漸増の
 傾向に在り、伊側不平も漸次緩和し來れるのみならず State Export Institute により設定せ
 られたる輸出信用制度(金額の三分の一迄を保障す)を對ソ輸出にも適用するに至れるに依り、
 今後其の對ソ輸出は一層増進すべきものと期待せらるゝに至つた。之がその現在の情勢である。
 今伊太利の對ソ輸出入を見るにソ側統計に依れば、

年	對ソ輸出		輸 入	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入高 に對する割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出高 に對する割合
一九二五・二六年	二二二、一九六	三%一	三三三、四八一	四%三
二六・二七年	三、一五二	〇%五	三七、六五八	四%九
二七・二八年	九、一四〇	〇%九	二五、八二七	三%三
二八・二九年 (但六ヶ月間)	四、三四六	一%三	一三、八一四	四%一
一九二九年十月十二日の Allgemeine Zeitung が同月十日在ミラン通信員の報道として掲ぐる處に依れば	一九二九年十月十二日の Allgemeine Zeitung が同月十日在ミラン通信員の報道として掲ぐる處に依れば			

年	對ソ輸出入額	
	對ソ輸出額 (單位千「リラ」)	ソよりの輸入額 (單位千「リラ」)
一九二五年	六七、〇四五	一四八、四七一
一九二六年	三七、一九三	三二五、七六八
一九二七年	三二、五二七	三四〇、五四〇
一九二八年	八四、〇一五	二二二、六九四

一九二九年

(但一月より六月迄)

六三、八四九

一四八、二七七

之に依れば伊の對ソ輸出額はソ聯邦の統計よりも多額であるが右は統計年度の相違(ソ聯邦の分は十月より初まり伊太利の分は曆年により一月より初まる)にも依るべきもソ聯邦の統計には或は飛行機等の輸入を算入し居らざるにあらずやと認めらるる。

而して對ソ輸出品の主なるものは機械及附屬品、自動車、柑橘類、硫黄、硫黄華、科學製品タンニング材料、綿絲、(飛行機)等なるが一九二五、二六年度に於ては綿織物を主とし精製皮革類、綿絲、機械及附屬品、電氣附屬品、編み物、釦類等相當多額に上りたるも一九二六・二七年度に入り綿織物、綿絲、編み物、釦類の對ソ輸出皆無となり、電氣附屬品も二七・二八年以來皆無となつた。

又伊太利の輸入は以前は穀物であつたが現在は石油及其の精製品(原油總輸入高の六割七分はソ聯邦産なり)を主としマンガン、冷肉、麻種及蠶繭等も相當多量に上り居れり。尙前記「アルゲマイネ、ツアイツング」所報に依れば、伊太利はソ聯邦に對し千九百二十八年度に於て自動車三百九十一臺其價格千三百七十萬リラを、又本年度上半期迄に於て既に三百五十二臺其價格千三百二十萬リラを輸出したが、此の外永續的輸出品にあらざるも千九百二十八年度に於て飛行機二十二臺及附屬品其價格二千三百萬リラを輸出し又ソ聯邦より船舶三隻の造船注文(千七百萬リラ)を受けたる趣である。

七、其他締約國との關係

以上列記の外現在ソ聯邦と通商條約を結べる諾威、瑞典、希臘、イエメン、エストニア中

(一) 諾威の對ソ輸出入は

年	輸出額 (單位千留)	ソ聯邦總輸入 高との割合		輸入額 (單位千留)	ソ聯邦總輸出 高との割合	
		輸出額	輸入額		輸出額	輸入額
一九二五・二六年	六、六五一	〇%九	六、七五七	一%〇		
二六・二七年	三、〇四一	〇%四	一五、七二一	二%〇		
二七・二八年	五、〇一四	〇%五	一一、三六三	〇%三		
二八・二九年 (但六ヶ月間)	二、二二七	〇%六	九六二	〇%二		

にして對ソ輸出は輸入に超過し、輸出品の主なるものは鯡、鱈、墨色金屬、有色金屬、バルブ

硝石等にして紙、機械器具は一九二八、二九年度に入り輸出皆無となつた。
輸入品の主なるものは未加工木材、皮革原料、石油製品等である。

(二) 瑞典の對ソ輸出入は

年	輸出額		輸入額	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入 高との割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出 高との割合
一九二五・二六年	二〇、九六八	二%八	三、二八九	〇%五
一九二七	一一、一六三	一%七	六、二〇九	〇%八
一九二八	一六、五五五	一%八	三、四七五	〇%四
一九二九	七、三二七	一%九	一、二五六	〇%三

即ち輸出は輸入に超過し、輸出品の主なるものは機械及部分品、電氣機械附屬品、墨色金屬鑄鐵及鋼製品等にして一九二六・二七年度の輸出額が前年度と比較し激減せるは機械器具、農業機械の注文減少したるに依る。輸入品の主なるものは現在木材、油粕、果實等である。尙瑞典はソ聯邦各種の利權事業に關係しS、K、Fの「ポールベヤリング」製造電氣器具製造の利權は目下好成績を擧げつつある。

(三) 希臘の對ソ輸出入は

年	輸出額		輸入額	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入 高との割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出 高との割合
一九二五・二六年	一八三	〇	五、七七〇	〇%九
一九二七	四〇二	〇	六、七九六	〇%九
一九二八	一五八	〇	五、四五八	〇%七
一九二九	二二三	〇	二、〇五七	〇%五

即ち取引額は極めて微々たるものである、其の對ソ輸出品の主なるものは以前は機械類及第一義的商品(海綿、種卵、オリブトリー、オリブ油)等であつたが、現在は柑橘類、オリブ油等にして貿易上は希臘の入超となり居るもソ聯邦側は希臘の航運業者に對し傭船料として相當多額の支拂ひを爲し居り(雅典銀行發行財政經濟時報に依れば千九百二十七年度の對ソ貿易に於ける希臘の支拂勘定は三億三千万トラハムに達したるに對しソ聯邦が傭船料として希臘の航運業者に對し支拂を爲したる金額は二億トラハムに達せる趣である、從て在雅典ソ聯邦通商代表部が通商條約締結に當り毎年百三十萬金貨ルーブル以上の希臘貨物を輸入するの意向

ある旨聲明せるは、此等の勘定を顧慮せる結果と見られる。

八、佛國との關係

ソ聯邦と通商條約を有せざる諸國中其取引額に於て第一位を占むる米國については獨逸と比較して之を示したからこゝに略するとして、第二位にあるは佛國である。

佛國の對ソ貿易趨勢左の如し。

年	輸出額		輸入額	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入 高との割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出 高との割合
一九二五・二六年	一九,三二三	二%六	三九,七五一	五%九
二六・二七年	二二,二〇九	三%一	五四,一〇一	七%〇
二七・二八年	三五,八五〇	三%八	四〇,五六九	五%二
二八・二九年 (但六ヶ月間)	一四,三五二	三%七	二二,六七一	五%二

佛國はソ國に機械及機械部分品鑄鐵、鋼製品、毛糸類、撚り糸有色金屬、黑色金屬、タンニ
ング材料、皮革、電氣機械附屬品、醫療化學機械、自動車等を輸出し、最近絹織物の輸出殆ん

ど杜絶してゐる。輸入品の主なるものは石油、毛皮、木材、豆類、肉類、植物性油脂等にして
輸出入とも好調にある。

九、波蘭との關係

年	輸出額		輸入額	
	(單位千留)	ソ聯邦總輸入 高との割合	(單位千留)	ソ聯邦總輸出 高との割合
一九二五・二六年	九,七七七	一%三	三,一三九	〇%五
二六・二七年	一三,三三三	一%九	一九,四七六	二%五
二七・二八年	七,三六九	〇%八	一四,九三四	一%九
二八・二九年 (但六ヶ月間)	六,五八〇	一%七	五,六八九	一%四

波蘭の對ソ輸出は減少しつつあつたが、一九二九年度に入り稍増加した。輸出品の主なるもの
は墨色金屬、有色金屬、綿織物、鑄鐵、鋼製品、機械及器具等で以前は石炭、綿織物、羊毛織
物、毛糸、燃糸等相等多額を輸出したるも一九二七・二八年度以來激減した。ソ聯邦よりの輸
入は鐵礦石、油粕、ゴム靴、滿俺礦石、木材等にして二六・二七年度に小麥、裸麥、燕麥の輸

1925-1929

入多額に上りたるも現在皆無である。

十、和蘭との關係

輸出額	ソ聯邦總輸入 高との割合		輸入額	ソ聯邦總輸出 高との割合	
	(單位千留)			(單位千留)	
一九二五・二六年	七、三六三	一%〇	一一一、一三九	三%一	
二六・二七年	五、〇五八	〇%七	二二、二八五	三%〇	
二七・二八年	四、九〇八	〇%五	一六、八九六	二%二	
二八・二九年 (但六ヶ月間)	八八八	〇%二	一〇、四八六	二%五	

對ソ輸出は激減しつゝあるが一九二五・二六年度には砂糖製品を主とし、ココア、茶、電氣ランプ等多額に輸出したるも二六・二七年度に入りて皆無となり、若くは激減し、化學製品有
色金屬も二七・二八年度には輸出したが一九二九年度に入りては化學製品等小額に止まる。ソ
聯邦よりの輸入は未加工木材、加工木材、植物性油、滿庵礦石、豆類等を主とし麥類の輸入一
九二九年度に入り皆無となつた。

十一、芬蘭との關係

輸出額	ソ聯邦總輸入 高との割合		輸入額	ソ聯邦總輸出 高との割合	
	(單位千留)			(單位千留)	
一九二五・二六年	一四、八七三	二%〇	四、五四八	〇%七	
二六・二七年	一七、八九四	二%五	一〇、四七九	一%四	
二七・二八年	一六、五七三	一%八	七、四八七	一%〇	
二八・二九年 (但六ヶ月間)	五、九七六	一%五	一、八一四	〇%四	

對ソ輸出は減少しつゝあるが其の主なる輸出品は、パルプ、紙、厚紙、馬、化學製品等であ
る。二七、二八年度迄は本製品、羊毛機械部分品、農具等を輸出し居り、ソ聯邦よりの輸入は
油粕、石油製造品、骨粉等にして裸麥は二七・二八年度迄輸入の太宗を爲した。

十二、白耳義との關係

輸出額
ソ聯邦總輸入
高との割合

輸入額
ソ聯邦總輸出
高との割合

一九二五・二六年	(單位千留) 一、九二八	〇%三	(單位千留) 一八、六〇七	二%七
二六・二七年	一六四	〇%〇	一三、一七八	一%七
二七・二八年	一、二六七	〇%一	一三、六二三	一%六
二八・二九年 (但六ヶ月間)	二、三三三	〇%六	六、二〇一	一%五

對ソ輸出は一時激減し一九二九年度に入り増加したるが輸出品の主なるものは羊毛、機械器具、ポイラー。電氣器具、有色金屬等である。又輸入品の主なるものは木材、亞麻、石油、滿
俺礦石等にして以前は大麥、小麥の輸入ありたるも現在は皆無である。

十三、澳太利との關係

輸出額
ソ聯邦總輸入
高との割合

輸入額
ソ聯邦總輸出
高との割合

一九二五・二六年	(單位千留) 二、一八九八	三%〇	(單位千留) 三、〇六六	〇%五
----------	------------------	-----	-----------------	-----

一九二五・二六年 一九、九二二 二%八 三、五九七 〇%五
 二六・二七年 一六、八一六 一%八 七、五七八 一%〇
 二七・二八年 八、四七八 二%三 三、四〇二 〇%八
 二八・二九年
 (但六ヶ月間)
 對ソ輸出は減少し來つたが一九二九年度に少しく増加した。輸出品の主なるものは機械器具
 農具、電氣器具附屬品、織物、黑色金屬等にして有色金屬、綿織物、羊毛、毛糸、撚り糸、農
 業機械等一九二九年度に入り皆無となり針金等も著しく減少した。ソ聯邦よりの輸入品の主な
 るものは馬毛、獸腸、鶏卵、ゴム靴である。

十四、丁抹との關係

輸出額
ソ聯邦總輸入
高との割合

輸入額
ソ聯邦總輸出
高との割合

一九二五・二六年	(單位千留) 一、七六六	〇%二	(單位千留) 一〇、三六四	一%五
二六・二七年	九四五	〇%一	九、八八〇	一%三
二七・二八年	一、九九七	〇%二	一一、四四六	一%五

二八・二九年
(但六ヶ月間)

一、六二二

〇%四

九、一五四

〇%一一

對ソ輸出は農業器械類にして輸入品の主なるものは油粕、機械油である。

十六、ソ聯邦の輸出入

以上が各國別ソヴェト聯邦外國貿易の實情であるが、ソヴェト政府の發表により其輸出入貿易總額を示せば左の如し。

	輸 入	輸 出	合 計
一九二五・二六年	七五六、三三二 (單位千留)	六七六、六一〇 (單位千留)	一、四三二、九五二 (單位千留)
二六・二七年	七二二、六九一	七七〇、五四三	一、四八三、二三四
二七・二八年	九四五、六三二	七七七、八四九	一、七二三、四八一
二八・二九年 (但六ヶ月間)	三七九、六〇八	四一三、八六〇	七九三、四六八

ソ聯邦輸入品の主なるものは農具外の機械、農業機械、機械部分品、電氣機械及附屬品、棉花及綿屑、羊毛、鑄鐵、鐵及鐵製品、有色金屬黑色金屬、皮革未精製品にして何れも逐年増加

の傾向にあり、タンニング材料、眼鏡、物理學上器具及其の附屬品、自動車、各種金屬製品、綿糸、ジュート原料、毛織物及毛製品、毛皮、編物、人造肥料、動物脂及樹脂、レヂン硫黃華、銅、ニッケル、アルミニウム、錫、鉛、亜鉛、ヨード、果實、茶、カカオ、鍊及鱈等は増加し、若くは増減少く、結束用トワイン、パルプ、紙及厚紙、職業用道具、針金製品、ボロ、染料及染料材料、皮革精製品、ブリキ製品等は年々減少の傾向にあり農具、石炭、コークス、硝子製品、絹、及半絹織物、種子及植物、キルク、樹脂、コーヒー、香料、木製品、オフィス用品、パラヒンワックスワゼリン等は激減し砂糖、ゴム原料、硝石、磨研材料、人造建築用石材及防火用材等は二七、二八年度迄多額に上りたるも本年度前半期に於て激減するに至つた。

輸出品の主なるものは石油、未精製毛皮、精製毛皮、加工木材、亞麻、肉類、鶏卵、家禽野禽、バタ、穀物(小麥裸麥大麥燕麥黍玉黍菀豆隱元豆大豆其他種子)等であるが(穀物は一九二六年度迄は輸出の太宗を爲したるに拘らず、二七・二八年度來激減し、本年度前半期は豆類を輸入せるに過ぎず)其他、滿俺礦、煙草、植物性油脂之に次ぎ、ゴム製品、獸腸、未精製皮革、絨、果實、乾果、製油原料、種子其他種子、家畜、鳥毛、繭、魚卵、生魚、鐵礦石、石

炭、ボロ、石綿、ゴム製品等である。一七・二八年度以來燐寸、有色綿織物、家内手工藝、美術品、糸、膠、骨董品、美術品、野菜、サントニン等が輸出せられつゝある。

日ソ通商關係

一、國交の根幹は經濟的必然

日ソ兩國の相互關係は、それ自身の經濟的並に地理的特殊關係に促進されて年と共に發展の道を進みつゝある。兩國の國交を構成する諸部門中政治、文化等に増して就中重要性を持ち、その殆んど基礎的部分を占むるものは經濟である。兩國の國交は經濟的必要の上に締結され、經濟の流域を通じて發展しつゝあると見ることが出来る。このことは兩國の政治組織が根本において對立し支配的文化關係が同じく相對立してゐる事實に見るも極めて當然の歸結である。偕て一九二九年は日露國交の第四年に相當するが、此期間に兩國の經濟關係は如何なる成果を收めたか。

通商、漁業、利權企業等の全經濟部門に亘つて、殆んど一手に本邦との經濟關係を遂行しつゝある駐日ソヴェエト通商代表部は、一九二九年——正確には一九二八年十月一日より一九二九年九月三十日に至る一九二八・二九年度の兩國經濟關係の總決算ともいふべき精査報告を發表した。

二、貿易の發展趨勢

一九二八・二九年度（昭和三年十月一日——昭和四年九月三十日）の日露貿易は更に新なる進展を跡づけた。即ち前年度に比して比率に於て二割四分四厘、絶對數に於て七百四萬九千圓の増加であるが之を近年に於ける兩國輸出入取引額と照合すれば左表の如し。（單位千圓）

年 度	日本の輸入	日本の輸出	合 計
一九二五—二六年度	一〇、二七八	二、八八三	一三、一六一
一九二六—二七年度	一一、六八一	五、八九九	一八、五八一
一九二七—二八年度	一九、五九五	一〇、一七五	二九、七三八

一九二八—二九年度

二二、七六四

一五、一二三

三六、八八七

貿易増加趨勢は一九二六—二七年度には二五—二六年度の四割一分増二七二八年には前年度の六割増、二八—二九年度には二割四分四厘増を示した。右の中増率の特に著しいのは日本の對露輸出で即ち前記四年間に實に五倍（正確には五倍四分の一増）に達し日本の對露輸入は同じ期間に二倍の進展を跡づけた。我對露輸出増進は最近二年間に特に目覺しく即ち二七—二八年度には二六—二七年度に對し四百二十九萬四千圓、二八—二九年度には二七—二八年度に對し四百九十五萬圓の増加であつた。我對露輸入の増加テンポは昨二八—二九年度に幾分緩漫となつたが之は主として我對露輸入品目中通常輸入總額の五割乃至六割を占むる木材、二割乃至三割を占むる魚類の本邦市場に於ける價格低下に起因するもので之を立證するものは我對露輸入の大宗たる木材がその數量に於て前年度に比し二割四分増を示せるに價格に於ては僅に七分を増加せるに過ぎなかつた。木材其他の市場關係による輸入テンポの緩漫と並んで或品目、例へばサントニンの如きは前年に比しその増率極めて著しく、即ち前年度の八十一萬五千圓に對し一百七十一萬九千圓といふ實に二倍以上の激増を跡づけ、又魚類にあつて

は其價格低下並に市場關係の不良にも拘らず四割乃至一百七十一萬一千圓の増加を示した。前記貿易現象の當然の歸結として我對露輸入品目の比率上には種々の變動が現はれ、木材は前年度に於て輸入總額の六割二分を占めたものが二八—二九年度には五割四分となり、反對に魚類は二割一分から二割七分に進み、サントニンは四分から七分五厘に増加し、白金は六分七厘から五分五厘に減じ其他品目に於ても六分七厘から五分五厘に低下した。一九二八—二九年度兩國取引額を品目別に表示すれば左の如し。

三、日ソ輸出入内容

日本の輸入は左の如し。

品目	輸入總額	總額との比率
木材	一一、八四〇、〇〇〇	五四%
魚類	五、九二六、〇〇〇	二七%
白金	一、二二五、〇〇〇	六%

サントニン	一、七一九、〇〇〇	七、五%
其他	一、〇四五、〇〇〇	五、五%
合計	二一、七六四、〇〇〇	一〇〇

其他品目内譯

北樺太國營原油——二四三、〇〇〇圓

古鐵——一六四、〇〇〇圓

豆粕——一五〇、〇〇〇圓

其他各種——四九七、〇〇〇圓

次に日本の對ッ輸出は左の如し

品目	輸出總額	總額との比率
金屬及金屬製品	四、三五二、〇〇〇圓	二九%
各種糸及漁網	四、二九八、〇〇〇	二八%
食料品	二、九七二、〇〇〇	二〇%

各種木製品	一、一六二、〇〇〇	七
化學工業品	三一七、〇〇〇	二
各種用紙	二四四、〇〇〇	一、五
其他	一、八一三、〇〇〇	一一、五
合計	一五、一二一、〇〇〇	一〇〇

右輸出品目中、食料品には本邦綠茶（二百四十八萬七千圓）及び小麥粉（一百二十三萬七千圓）が包含されて居り、金屬及金屬製品中には各種鐵（五十一萬六千圓）罐詰用鋳力（六十八萬二千圓）機械並に部分品（一百十八萬九千圓）鋼鐵（十七萬二千圓）各種器具類（二十六萬圓）が含有されてゐる。次に各種糸漁網の内譯は漁網並に漁網用糸（三百六十四萬八千圓）綱索（八萬七千圓）綿織物（十五萬三千圓）其他吳服類（三十一萬六千圓）木綿太糸（九萬四千圓）で更に化學工業品中には沃度（十六萬三千圓）染料（四萬八千圓）各種化學工業品（六萬八千圓）から構成されてゐる。

一九二八——二九年度本邦對露輸出品の内容を點檢するに其大宗は従前と等しく依然漁業用

品で漁網を中心とする各種漁業用品の需要は極東露領に於ける露側漁業の發展と共に益々増進の傾向を示し、一九二七—二九年度に六百萬圓であつたものが、昨二八—二九年度には八百萬圓に達し、我對露輸出總額の五割以上を占めてゐる。極東露領各種産業の發達は一般に我對露輸出の増加を促進し就中工業機械の需要は極めて多大であるが一方綠茶輸出の趨勢も亦無視し難く即ち次の如き計數を示してゐる。

	數 量	金 額
一九二六年	四〇〇、〇〇〇封度	二六〇、〇〇〇圓
一九二七年	一、〇〇〇、〇〇〇	五七八、〇〇〇
一九二八年	一、四〇〇、〇〇〇	八〇五、〇〇〇
一九二九年	一、五〇〇、〇〇〇	一、四八七、〇〇〇

日露貿易に就て最も興味ある現象は輸出入取引品目が年と共に新品目を加へ擴張されつゝある事實で我對露輸入にあつては單に極東露領西伯利亞地方の生産品に止らず歐露方面よりものが輸入を仰がれ、同時に我對露輸出にあつては、極東露領の外に歐露中央地方へも仕向けられ

るに至り、且新輸入品目としても現在では白金、サントニン等の外に二八—二九年度より新に苛性曹達の七萬一千圓を加へ一方從來極東露領のみに仕向けられて來た我漁網は昨年度に入つて裏海漁場をも新市場として獲得するに至り、沃度其他も歐露方面へ輸出されつゝある。

日露貿易發展上の一大難關は兩國相互の市場知識の缺如であるが然し之は年を逐ふて緩和され補充されつゝあり即ち日本人が漸次露國商品に對する知識をも増進しそれに向つて馴致されつゝあるが如く露國も駐日通商代表部の認定する本邦對露輸出増進上の他の難障は取引條件そのものに關してあつて商品の品質、價格の競合ひ、支拂條件等が即ちそれである。之等の條件が露國側にとつて他國よりの輸入に比し有利である限りに於ては、本邦對露輸出は、益々好調に發展を遂ぐるであらう。

對外關係結論

之を要するにソ聯邦の對外政策、部分的にはソ聯邦の外國貿易政策は、平等と對等の原則に立つて相互に利用する事をもつて其本旨としてゐる。此政策は一九二一年新經濟政策採用當時

から現在まで原則的には何等の変更を見ず採用されて來て居り、又個々の對外政策乃至對外關係の上に明瞭なる實證を見出してゐる處である。一例を引けば、トロツキイ派の鬪將として今日では完全に没落して了つた前駐佛ソヴィエト大使ラコウスキイ氏が佛國政府との間に通商條約の締結について折衝した當時、ソ側は佛國政府の提議にかゝる舊對露債權承認要求に對し、佛國政府にして若しもソヴィエト國家に金融的援助（新國債の發行による）を惜まないならばよしそれが佛國の利札生活者を利するものであれ、帝政時代の對露債務返還に對し、ソヴィエトは或程度の承認を與へるであらうと答へてゐる。即ち佛國の利札生活者それはソヴィエト政府が、取つてもつて敵とする帝國主義者金融資本家の別名稱である。ソヴィエト政府に利用價値を與ふるならば、よしそれが敵であれ、我等も亦彼等に利用價値を與ふるであらう——これがソヴィエト政府對外政策の要諦である。そしてこの要諦は「世界がロシアを必要としてゐるやうに、ロシアも亦世界を必要としてゐる」と言つたレーニンの言葉に根を垂れてゐる事が首肯される。

ソヴィエト政府の對外貿易政策は又、その世界獨特の國家的特殊性よりして、上述したやう

にネットバランス主義に準據してゐる。即ち輸入は輸出を超過すべからずといふのがそれであつて、之は外國貿易の國家管理並に計畫的經濟主義からみても相當忠實に實行されてゐる。それが爲め外國に對する貿易上の支拂手形決済問題について今日まで未だトラブルが発生したといふことを聞かない。これはソヴィエト當局が常に誇りとしてゐるところである。

かくてソヴィエト聯邦との對外關係、部分的には通商關係は、他の諸國との關係の中に存しない種々雑多の制限を受けてゐる。

だが上述したソヴィエト聯邦諸外國間の通商上の實例、その特殊性を十分に考慮に入れて彼の國と通商する時、我國の如く、地理的にも相互の經濟的相互關係からもソ國との關係交渉極めて密接なる國家にあつては、その貿易は今後相當に發展の可能性は大きい。

農業革命と協同経営運動

農業革命と協同経営運動

一、序 説

ソ聯邦に於ては社會主義達成の手段として重要視せるものに三種の公機關がある。即ち一を政黨とし二を職業組合とし三はコオペラチーフである。右コオペラチーフは其の形態及組織に於ては大體諸外國に於ける産業組合に近いが、其の目的は國家が其の制御の下に、労働階級又は中流階級以下大衆の結合力を通じて貨物の生産及分配を調整し、以て個人資本の活動を制壓且驅逐するに在ると共に、コオペラチーフが發達し頂點に達するときは右結合體をも自ら國家直營の産業機關と融合合體せしむるを終局の目的とするものである。

コオペチーフは其の業態に依つて大體五種に區別されてゐる、即ち消費組合、農業組合、信用組合、生産組合及住宅組合是である。而して農業組合も亦三種に大別せられ、一は農業に對する信用農産物の販賣農具種子肥料の購買等主として商業的業務を目的とする一般的のもの、二は一般的農作物の耕作に従事し主として純生産的業務を目的とするもの、三は特種の農作其他の目的とするものであるが、茲に記述せむとする協同經營農業組合は右の二に屬するもの

である。農業組合の體系は他種の組合と同じく、自然人なる個々の農民を組合員とする組合を單位とし、其の外に右組合を組合員とする地方聯合會及地方聯合會を組合とする中央聯合會あり、單位的組合は多くは行政區劃に關係なく經濟上便利とする區域に従ひて個々の農民之を組織し、聯合會は行政區劃に従ひて漸次下級より上級に向て之を組織するものである。而して協同經營農業組合は、一般的農業組合とは別個に自己の聯合會を有つてゐるが、同時に一般的農業組合系統に加入することは、諸般の關係上便宜多きものみならず政府側に於ても之を保護監督上利便として奨めて居る。尙又ソ聯邦を通じたる農業組合の最高中央聯合會なるものもあるが、ソ聯邦を構成する各共和國に於ては、一般的農業組合と特種の農業組合とは各別に中央聯合會を有するのであつて、例へば露西亞共和國に於ては一般的農業組合中央聯合會セリスコサユーズ（生産具の供給を主として取扱ふ）なるものと共に、家畜飼養、亞麻栽培、果實野菜栽培、煉乳、養鶏、養蜂、菜栽培、種子採取、馬鈴薯栽培、穀類買付、煙草栽培等の各組合と協同經營農業組合と共に各自己の中央聯合會を有つてゐる。尙露國の協同經營農業組合中央聯合會は所謂コルホーズ、ツェントルである。農業組合は政府に對する諮問建議及所屬組合員指導の機關としてソ聯邦農業組合協議會なるものを有し、協同經營農業組合にも亦同様にソ聯邦協同經營農業組合協議會が設けられてゐる。

二、協同經營農業發達の沿革

(イ) 帝政時代

露國に於ける協同經營農業の制は、遠く「アレクサンドル」一世の治世に始まつた。即ち當時下級軍人の子弟に依つて組織されし兵村に於て先づ農具家畜及勞力の共有制が行はれ、次で一部の地主が之に見做ふて農奴をして協作組合を組織し其の收穫を均等に分配せしめ、或は地主が寺院の建築費を得んが爲農奴をして一定の土地を協作せしめたるあり、其の後農奴の解放に際して、農民が土地銀行より買入れたる土地の代金又は地主より借入れたる土地の地代仕拂の爲、組合を組織して連帶責任を負ひ且生産具を右仕拂に對する共同の擔保としたるあり、或は千九百七八十年代に於て「ナロードニキ」なる一政派が、資本主義の爲露國の土地制度の破壊せらるゝを防止すると共に自派の主義達成の爲、一種の組合の建設を主張して自ら之を組織し

たる如き史實の示す所であるが、然しながら以上の組合は孰れも主義目的等に於て現時の協同經營農業とは趣を異にしてゐたのである。

(ロ) 革命から新經濟政策實施まで

現時の協同經營農業は革命直後起つたものである。即ち外戦三年の後、都市に於ては工業極度に廢類して多數の失業者を生じ、又農村にあつては家畜農具缺乏し耕地荒廢に歸して了つた當時右失業者は農村に流入したのであるが、如何せん土地の國有令に依りて地主の農業は禁止の憂目に逢ひ、農業雇傭労働者の間にも多數の失業者を生ずるといふ有様であつたがために、是等の失業者や家畜農具を有せざる貧農は、是非共同等の方法に依つて活路を見出さざるを得ざる窮地に陥つた。是に於て是等の者の多數は手取り早い方法として舊地主の農場中手頃のものを掠取し、此所で農業を營むこととなつた。即ち當時發生したところの協同經營農業である。

斯の如くにして出現した協同經營農業は、當時國家が自ら舊地主の大農場に於て、殘存家畜農具家屋等を資本として設立した國營農場と、其の成立の狀況に於ては軌を一にするけれども何等官憲側の保護なきのみならず、往々反革命的思想を有する地方官憲の壓迫を受くることすらあつたので、其の漸く法律上並經濟上の地位を認めらるゝに至つたのは、千九百十八年末開會せられたる土地行政機關と耕作組合の第一回協議會以後のことである。而して之が出現の由來敘上の如きを以て、當時成立せるものは協同經營農業の三大種別中、農業財産の共有と労働の協力の程度に於て最も高度を呈する共産組合に屬するは言ふ迄もなく、尙組合員は消費方面及私的生活に於ても共有協同を實行し、以て組合を所謂消費的共産組合に化し、延て組合の生産を自給自足程度を以て足れりとする傾向を有せしむるに至つた。この傾向は今猶根絶せずとて共産組合其の者に對する非難すらある程であるが、右に付ては革命直後行はれたところの穀物徵發令に依り、農民から自家用穀物を除きたる餘剩穀物全部を徵收したことも大に其の因を爲せりと云はれてゐる。

當時所謂中農の協同經營農業に對する態度は如何であつたか。中農は其の社會的地位の關係上保守的思想に富み、特に土地私有欲を有すると共に一面貧農乃至都市より流れ來れる労働階級の設立したる前記消費的共産的協同經營農業に懐らぬばかりでなく、反面舊地主又は大農等

が之に對して有ゆる惡評を放ち、結局廢滅の外なかるべしなどと宣傳したために、中農は協同經營農業の運命及利益を疑ひ、從て之に加入するものは極めて僅少であつた。其後千九百十九年頃即ちソヴェト政府の基礎鞏固を加ふるに及んで、中農の協同經營農業組合を設立し或は之に加入するもの漸く増加して來たが、而かも其の設立又は加入したものは概ね共產組合以外の別種の組合たる「アルテリ」若は所謂簡易組合であつた。而してこの「アルテリ」及簡易組合の多くは、共產組合の如く舊地主の農場に起つたものではなく、農民が官憲から割當てられ又は自ら割り取りの上耕作したる土地若は農具等を基本としたものである。尙ほ右の内前者は當時漸く發達して居たものであるが、共有協同の點に於ては共產組合に比して程度低く、又後者は當時新に起つたもので組合員は各自獨立經濟を營み、唯農具及勞力の協同出資に依つて土地の協同耕作を爲すに過ぎない。中農が共產組合を避けて是等二種の組合中の一を選んだのは、其の地位並に思想に鑑みて眞に無理からぬこと、言はねばならぬ。尙當時中農が耕作組合に参加したる理由は、其の希望に依りて耕地を増加し得るに反し、一般に農具及家畜缺乏せしるため共用の必要を痛感せしと共に、此等組合に對しては政府が個人的農業に比すれば多少なりとも保護を加へたることである。

叙上の如く協同經營農業組合は漸次其の數を増したが、ソ聯邦の土地制度に對する變革の基礎既に確立し、一方にありては農村の社會的分化問題漸く政界に於ける論議の焦點となるに及んで、之に對する政策も亦一の政治問題となつた。即ち共產黨の一部論者は、協同經營農業を以て同國の社會的的革命達成上最も有効にして、特に農村の社會主義化の爲唯一の手段なりとして農民の協同經營農業組合強制加入を高調し、之に反し國營農場は雇傭労働者を使用する理由を以て排斥すべきものであると論じたが、反對論者は、農民は其の貧農たると中農たるとを問はず孰も私有慾に富むを以て、如何に之を善導するも一部論者の如く農村の社會主義化の目的を達することは出來ない、其の設立に係る組合は消費的自足自給的團體に終始し、遂には其の財産を蕩盡したる後解散の外なかるべく、之に反し國營農場は社會主義的國家に直屬し、國營工業及都市住民に對して原料及食糧を供給し、以て國家をして私有慾ある農村の羈絆を脱せしむるを得べしと反駁して、前者とは氷炭相容れざる説を爲したのであるが、幾多論議の末共產黨は右兩說の中間を採り、國營農場と協同經營農業とは根本に於て其の成立の基礎を異にする

けれども、農業の生産力を向上し社會主義的大規模農業を建設する點に於ては兩者共に均しく重要な手段なりとなし、特に協同經營農業に付ては強制加入を排すべきも國家より保護援助指導を與へて組合の事業を振興せしめ、組合參加の有利なることを普く農民に知らしむべく、就中中農に對しては懷柔策を行ひて以て徐々に協同經營農業組合の設立又は之に加入を慫慂することに方針を決定した。右決定と同時に政府は協同經營農業組合に對し指導を與へ、且物質上の援助を加ふると共に組合に義務を課し、其の収入は全部農事改良及擴張に充當して農産物の餘剰は之を政府に納付すべきを命じた。乍併、實際には財政上困憊の極に陥れる當時の政府は、組合に對し何等援助指導を爲さざるのみか、當局官吏中には往々政府の方針を誤解して組合を國家の機關となし、或は組合に對し誅求壓迫を加ふるものあり、又組合側に於ても政府の方針を充分に諒解せず自己の經濟的發達に熱心でない爲に組合の消費的共產的傾向は益々顯著となりたるの痕跡があつたのである。

(ハ) 新經濟政策實施以後

叙上の如く革命後發生したる協同經營農業組合は、種々の事情の下に其の圓滿なる發達を遂ぐることなくして戰時共產時代を經過したが、千九百二十一年新經濟政策實施と共に更に其の存續上一大難關に逢著した。即ち新經濟政策に由りて貨幣經濟確立し或る程度迄經濟上の自由競争が認められ、産業は國家又は公共機關の經營たると民營たるとを問はず凡て獨立自營の建前を採ることとなつたから、勢ひ協同經營農業組合も自由市場に活動して獨立の途を立てなければならぬ。然るに組合の多數は從來自給自足的經濟を營んで居るから農産物の餘剰が無い。加之貨幣經濟は共產的乃至原始的の生活に慣れた組合員相互間の關係さへをも脅かすに至つて組合は甚しき苦境に陥つた。爲に組合員中には生活の難を避けんとして組合を脱退するものあり又飽迄自給自足的經濟に躑躅したる組合は、四圍の壓迫に堪へ兼ねて遂に解散の已むなきに至つた。而して此間簡易組合が比較的打撃を受くること少なくして共產組合及「アルテリ」が最も大なる影響を被つたのは、全く右の事情に由るのである。右影響の狀況は、左に示す露西亞共和國に於ける千九百十八年千九百二十一年及千九百二十五年度の組合數を對比すれば明らかである。

	一九一八年	一九二二年	一九二五年
共産組合	九七五	三、一二〇	一、二六六
アルテロー	六〇四	一〇、一六五	六、三四二
簡易組合	—	二、五三四	三、一二四

尙右組合數の激減に付ては、地方官憲中此等組合を以て新經濟政策と兩立せずと爲して往々閉鎖を命じ、又組合の使用土地建物及農具等に對し借料の名義を以て課金し、或は農務人民委員部の官吏中協同經營農業に對し故意に迫害を加へたることも其の理由である。斯の如く新經濟政策實施後に於て、一時組合は數に於て減じたが、併し一面に於て、比較的健全なる組織を有するもの殘存し又は新しき經濟的状況に適應したるものが設立された爲に、實に於ては却て進歩した傾があつたことは否むべからざる事實である。

以上は新經濟政策實施の直後に協同經營農業組合の被つた最も大なる打撃であるが、更に之をして最近迄充分なる發達を遂げしめなかつた二つの事由がある。即ち其の一は協同經營農業組合が外圍の壓迫に對抗して自衛の策を講ずると共に、組合の發達を期する目的を以て既に千

九百十八年に共産組合中央事務所を設立し、更に千九百十九年十二月には共産組合及アルテロー全露聯合會を組織したが、其の後間もなく協同經營農業組合の聯合會を政府の隸屬機關たらしめ、次では農業及林業労働者の職業組合は此等組合を併合せんとし、遂に千九百二十一年には一時併合を實行し之と同時に協同經營農業組合の聯合會は解散され、爾來協同經營農業は統制を失つて發達上益々不利な立場に陥つて了つた。其の二は新經濟策の實施と共に商取引が自由となつたため、各種農業組合中に於ても右取引に重要な關係を有する一般的のものを重視して比較的關係少なき協同經營農業組合を輕視するの傾向を生じ、遂に千九百二十二年に至つて一般的農業組合に合併せられたのであるが、當時一般農業組合は充分なる發達を遂げ居らずして自己の機能さへ發揮し能はざりしが故に、新に其の系統に加へられたる協同經營農業組合に對して何等指導援助を爲すの力なく、爲に同組合は混沌たる當時の經濟界に放置せられたる觀ありしことである。

爾來協同經營農業組合は、政府側よりも將た一般的農業組合側よりも殆んど何等支援保護を受くることがなかつたが、その後、協同經營農業組合側が極力運動した結果、千九百二十五年

露西亞共和國協同經營農業聯合大會召集せらるゝや、同會は組合振興の爲各種の決議を爲し、政府側に於ても同組合の實力及實益を認むるに至り、右決議に基いて更に組合振興策之に關する法案審査の爲ソ聯邦協同經營農業組合協議會を設立した。然るに右協議會は其の組織上多くの缺點ありし爲其の事業遅々として進まず、漸く年餘を経たる後其の審査の結果は千九百二十七年三月十六日附法律として現はれたが之れ協同經營農業組合振興に關する現行法である。

三、協同經營農業に對する政府の方針及法令

協同經營農業に關する千九百二十七年三月十六日附ソ聯邦中央執行委員會及人民委員會議決の内容は、之に對する政府の根本方針を窺知するに足るが故に之を一瞥すると、右決定は其の冒頭に於て、協同經營農業が新經濟政策初年に於ける難境を脱して其の個數及組合員數を増加し、農産物の商品化を増進し労働及生産を組織化し、以て農業の合理化及收益増加に付個人農業に比し優秀なることを實證すると共に、組合の増加は組合以外の方法に依りては農民の多數が自己の地位を改善すること不能なること、並に大農業の基本たるべき複雑なる機械を應用

することを出發點とせる組合化運動の有望を語るものなることを述べたる後、農村の社會的分化農業の機械化及經濟上の各般の理由は貧農の組合化を促がすものであるが、協同經營農業は農業組合中最も困難且複雑なる形態を有するものなるに鑑み、今後の發達はソ聯邦の工業化と農業の技術的進歩並農民の協同經營化を使命とする一般的農業組合の發達と、貧農及中農の獨立性の増進に俟つべきものなるが故に、協同經營農業組合を一般的農業組合の系統に編入すると共に國家は極力これを保護するの必要がある。抑も之が發生の當初は舊地主の農場を利用するの便があつたが、今は其の便がない。故に農民は獨力を以て組合の設立に當らねばならぬ。之が爲現時協同經營農業組合は組織經營上幾多の缺陷がある。例へば労働及生産方面の組織上の缺點と之に伴ふ労働生産率の低級、農産物の商品化の少量、組合内部關係の不圓滑と組合員に對する指導事業の不振、組合員の脱退及加入の頻繁、組合と周圍農民との間の聯絡及組合と一般農業組合との聯絡の不十分を挙げ得べく、是等缺陷を艾除することは實に之が發達促進上の急務である。而して協同經營農業發達の跡を見るに、現時最も普及せむとする組合は簡易組合（農具共有組合を含む）なるを以て、複雑なる組合（「アルテリ」及共產組合）の鞏固を圖

ると共に先づ多數の農民特に貧農を糾合して簡易組合に加はらしめ、然る後簡易組合をして獨力漸次高次の組合に轉ぜしむる様極力援助するの要を認むる旨を記述し、更に進んで、簡易組合は往々大農が之を貧農搾取の手段に利用することあるを以て特に監視するの必要があるが之と同時に農民の組合加入を強制し若は簡易組合の高級組合への進化を外部より強行せしむることとは、却つて協同經營農業組合の發達を阻止するの害あるが故に、組合加入及組合形態の決定に關する任意制は飽迄之を嚴守するの要あることを指摘したる後、左の通り規定して居るのである。

—協同經營農業に關する法規—

- 一、協同經營農業組合の經濟及組織を鞏固ならしむる爲必要な事項左の如し
- (イ) 組合に於て複雑なる機械を使用し及附帶事業を起して技術上の基礎を固むること
- (ロ) 労働を合理化し労働に對する報償に付ては組合員をして組合事業に熱心ならしむべき方法を採ること
- (ハ) 組合事業を計畫化及組織化すること

- (ニ) 農産物の商品化を奨励し地方の状況に應じて農業を分業化すること
- (ホ) 組合と附近農民との聯絡を密接ならしむること
- (ヘ) 大農の耕作組合利用を防止すること

之れが爲(一)農具共有組合に對する農業機械購入上の特典は貧農及中其のみより成る組合に附與し(二)親族より成る似而非組合を否認し(三)トラクター其他の大農具を以て農具共有組合設立委員數を十人に増加し(四)ソヴィエト選舉權を有せざる者が役員及設立委員たることを禁止すること

- (ト) 協同經營農業組合を一般農業組合系統に加入せしむること。
 - (チ) 組合幹部の素質を改善し其の技能を向上すること
 - (リ) 組合員の社會的階級の調査を爲すこと
 - (ヌ) 協同經營農業組合と一般農業組合系統との關係を鞏固ならしめ後者をして前者に對し經濟上及組織上の援助特に販賣及供給上の援助を與へしむること
- 二、協同經營農業組合の急進的發達と共に組合に對する組織上の指導を與ふること必要なるに

付ソ聯邦協同經營農業組合協議會の外に各共和國にその中央聯合會を組織せしめ之に所屬組合員に對する組織上の指導並一般農業組合系統及國家經濟機關との聯絡の職能を附與せしむること

三、協同經營農業組合中央聯合會の事業資金として一般農業組合系統より一定金額を補給し且國庫よりも補助を爲すこと

四、協同經營農業組合に對し租税の減免の外農業資金の貸付、農具買入、土地整理、貸付中の農具建物等の交付、右財産貸付料の納付、工業的事業其の他の交付、木材拂下森林の利用農業技師の供給等に付特典を認むること

五、各共和國の教育人民委員部をして協同經營農業組合の政治的文化的事業を振興せしむること

六、協同經營農業組合聯合會の設置及組合間の合同事業經營を獎勵すること

以上の法律に基いてソ聯邦及各共和國では數多の法令が制定せられたが、其の多くは耕作組合に對する助長又は保護に關するものである。而して協同經營農業組合の組織權利義務等に關

する規則はソ聯邦を構成する各共和國の法律の定むるところであつて、露西亞共和國に於ては千九百二十七年十月三日付同共和國中央執行委員會及人民委員會議決定即ち農業組合法中に特に一章を設け、協同經營農業組合のみに關する事項を規定してあるが、其の他の事項に付ては農業組合の一般規定を適用することとなつてゐる。右特別の章に依れば、協同經營農業組合は其の組合員が合同農業の協同經營（アルテリリ及共產組合）又は組合員の根幹的作業の協同經營（土地協同耕作組合）の爲設立するものであつて、作業は凡て組合員が自己の勞働を以て行ふべき義務あるも、特種の知識を要する補助的又は技術的作業の爲の外、急施を要する季節的作業に對して組合員の勞働力不足の場合には雇傭勞働者を使用し得ることとなつてゐる。

四、協同經營農業組合の種類及聯合機關

協同經營農業組合は之を協同生産の程度について仔細に觀察すると各組合決して一樣でない從て之を一定の標準の下に種別を定むることは頗る困難である。故に一般に本組合を簡易組合アルテリリ及共產組合の三種に大別して居るが、實際に於ては其の何れに屬するや辨別し難き

ものがあるのである。尤も右三種組合の種別には大體左の如く標準づけてゐる。

(一) 簡易組合（法律上の土地協同耕作組合） 本組合は協同生産の最低程度に屬し、就中其の最も簡易なるは組合員所屬土地及農具の一部を共有とし組合員は勞力を協同して耕作するものであつて、通常更に進んではトラクター打穀機等の大農具を協同購入協用するものであるが、其の他の財産の多くは組合員の私有とし且組合員は各自獨立の私的生活を営むものである。尙ほトラクター其の他の大農具の協有を目的として設立せる農具協有組合なるものもあるも、右は土地協有、耕作の協同を行はざる限り、嚴格なる意味に於て本組合に屬せぬものである。

(二) アルテリ

本組合は簡易組合に比すれば協同生産の程度稍高く、土地農耕用家畜、農具、勞力等に付協有共同を行ひ、其の他の關係に於ては各組合員は獨立の私的經營を營み、右に要する家計用財産は各自の所有とするものである。

(三) 共產組合

本組合は協同生産の最高度に達したるものにして、組合員は農業用財産は全部出資して之を協有とし、協同して勞働に従ふのみならず私的生活をも協同として所謂共產的生產を營み、組合員の私有品としては身體附屬の衣服靴類等のみに限られてゐる。

要するに以上の種別は土地財産及勞力の協有協同の程度を標準とするものであるが、右協有協同の程度増進するに従つて、簡易組合はアルテリに、又アルテリは共產組合に化するものである。而して簡易組合に於ては右増進の度特に著しきものがある。依て簡易組合員所屬土地及所有財産總量に對する協用土地及財産の比率を最近三年間の統計に依り表出すれば左の如くである。

	土地	農具	農耕用家畜	建物	牛
一九二六年	二二%	三〇%	二二%	一%	一%
一九二七年	三四	七〇	二四	四	一
一九二八年	五一	七四	三三	五	一

尙農具協有組合にして土地の協有を行ひ協同經營農業組合に變化するものもあるのである。

而して協同經營農業組合は序説の章に於て述べたるが如く地方及中央の聯合會を有し、是等聯合會は組合又は下級聯合會の指導機關であるが、右の外協同經營農業の發達したる地方に於ては隣接組合々同して農業技師を傭聘若は農具を購入し、又は製粉所其他農作物加工所農具修繕所、種畜飼養場を設置することがある。是等合同事業並聯合會の經費に對しては組合より出資する外國庫よりも補助されてゐる。

五、協同經營農業組合の現状と五年計畫

千九百二十七年この方、協同經營農業組合の發達獎勵の結果として組合の數漸次増加し、千九百二十八年一月から五月に亘りては急増の度殆んど倍加し、而かも貧農中農と大農と對立せる地方に於ては其の發達殊に顯著なるものがあつた。茲に掲ぐる同年五月現在耕作組合數、所屬農民數、土地面積等の表出は這間の消息を語つて詳かである。

共產組合數 一、九六七
アルテリー 一三、一七四

簡易組合

計 一一、三七九
三六、五二〇

所屬農民人員 一一、三四〇、九三二

所屬農民世帯數 四八三、〇〇〇

所屬土地面積 五、五六〇、〇七六「ヘクター」

播種面積 一、八三五、二一一「ヘクター」

右所屬農民世帯數はソ聯邦農民世帯總數の約二分に相當し、又組合の播種面積中、露西亞共和國の協同經營農業組合所屬のもの、同共和國播種總面積に對する比率は、千九百二十七年に於て〇、六%であつたが千九百二十八年には一、二%に増加した。

三種の協同經營農業組合は孰も年々其の數を増加して居るが、其の増加率は決して一樣でない。即ち一九二八年調査に依れば共產組合三二%アルテリー、四三、五%、簡易組合一一八、九%なる比率を示してゐる。更に組合員の社會的階級別を見るに、所謂大農なるものでありながら、課税の減免其他の特典に浴せむがため往々組合に加入するものがあるけれども、其の

數は比較的少數であつて、又組合員中に於ける貧農の割合は、組合に加入せざる一般農家中に於ける貧農の割合に比すれば大である。例へば露西亞共和國中協同經營農業組合總數の約五分の一を有する北高架索に於ては、組合員を生産具を有せざる農民（一般の場合に於ける被傭農夫）價格百留乃至八百留の生産具を有する農民（貧農乃至中農に準ずるもの）八百留乃至千六百留の生産具を有する農民（中農）及千六百留以上の生産具を有する者（大農）に分つときは右各階級に屬する組合員の組合員總數に對する比率は順次七、六%六九、七%一六、七%、六%の割合である。

而して各種組合に對する貧農加入の割合は、共產組合に最も大にして以下アルテリ簡易組合の順序となり且又協同經營農業組合員中貧農の組合員總數に對する割合は逐年増加し、千九百二十七年共產組合七八%アルテリ六〇%、簡易組合五二%の増加率なりしもの千九百二十八年には共產組合七八%、アルテリ六七%、簡易組合六〇%となつた。

次に協同經營農業組合の分布の狀況を觀るに、從來資本主義的農業發達して之と共に社會的分化行はれ、多數の貧農若は被傭農夫を有する地方に於てその普及を見ることが多い。畢竟是

等農民は自力を以てしては機械力又は牛馬を使用し若くは獨力農業を營むことが出來ない、更に一面に於て、最近官憲側の大農に對する壓迫の爲自然農業雇傭労働に對する需要の減限とは相俟つて、是等農夫の協同經營農業組合に加入するものが増加せしめたのである。斯の如き過程の反面に於て當然誘起さるゝ現象は、大農間に昂まり行く協同經營農業に對する反感怨嗟である。彼等は組合の欠陥を指摘して非難を加へ或は組合員を脅迫し若くは組合の事業を妨害し甚しきは殺傷沙汰を演ずることすら稀しくない。而かも其の間中農は、貧農と大農とが各之を自己の味方ならしめんとするがために、兩者間爭奪的となつて居る。

千九百二十九年春作成せられたる五年計畫に依れば、右計畫最終年度末たる千九百三十三年十月一日には、協同經營農業組合に加入する農民世帯數はソ聯邦全體を通じて六百四十四萬六千を算し、農民世帯總數の約二三%を抱擁する豫定であるが、之に依り農家の家族的分化の爲増加する世帯數全部を抱擁すると共に個人農業に従ふ世帯の絶對數は減少すべく、又各組合は其の組合員數の増大に依り大組合となるを以て組合總數の増加は組合員数の増加に伴はざるべく就中共産組合及アルテリは特に然るべく、唯新規設立及簡易組合の改造に依り多少は其の數

を増加すべしと思はれるが簡易組合は益々其の數を増加するであらう。次に組合の播種面積は三千萬ヘクタールに達しソ聯邦播種總面積の約二二%を占むることとなるべきも、前記の如く組合總數の増大之に伴はざるが爲各組合の播種面積は著しく増大し、千九百二十七—二十八年度に於てソ聯邦を通じたる平均面積四十八ヘクタールは三百二十ヘクタールに増加する見込であるが現時穀物産額を増加することが最重要なるに鑑み、穀物産出地方に於て特に協同經營農業組合を發達せしむる計畫だと云ふことである。

尙千九百二十八—二十九年度の十月乃至六月迄九ヶ月の概況報告に依れば、協同經營農業組合の増加數は政府側の豫想率一七%に對し八〇乃至一〇〇%に、又其の播種面積は豫想率六二、三%に對し一九五%を増加して一組合の平均播種面積は豫想の六〇ヘクタールに對し七十二ヘクタールとなり意外の好成績を示してゐる。

六、協同經營農業組合と經營方法

協同經營農業組合の設立及加入には若干の制限が設けられてゐる。即ち現に農業又は之に關

係ある産業に従事し、又は新に之に従事せむとする十六歳以上の労働者は、何人と雖協同經營農業組合に加入することが出来るが、但し選舉權を有せざる者は組合設立の發起人たる資格が無い。又た法律に依れば組合設立の爲には、加入者五人あるを以て足ることとなつて居るが、組合員が少數では實際に組合の效用を發揮し且政府側の農業振興及農民の組合化の根本方針に副ふことが不可能であるから、政府共產黨及協同經營農業組合聯合會に於ても極力大規模なる組合の成立を奨勵してゐる。尙又上記の如く、自ら農業労働に従ふ者は其の資力の大小を問はず加入し得るのであるが、所謂大農を加入せしむるときは他の組合員は大農の爲利益を壟斷せらるゝ傾向あるが故に、政府側は大農の加入防止の懲慝に努めてゐる。

協同經營農業組合定款は設立總會に於て可決し、郡又は之に該當する行政區域の土地行政廳に於て登記し、組合は登記の時から法人と認めらるゝが、成立した組合は其の設立後直に組合員總會に於て事業計畫を定むるを普通とし、右計畫立案に當りては相當専門の知識を要するから、政府側は組合聯合會附屬農業技師其の他の専門家を之に參劃せしむることを懲慝して居る。右計畫は組合所在地の經濟的條件（市場との距離、交通、農作物の價格等）並自然的條件（土

農及氣候等)を基本的標準とし(一)耕地整理(二)農業の形態(穀作、牧畜又は工業的農業)(三)輪作の順序年數(四)農具農耕用家畜及肥料の種類數量(五)會計(六)組合間の労働割當等各般に亘りて方針を定むべきは勿論であるが、就中特に重要視せらるゝは農業の振興及協同經營農業組合の成績向上の爲に、各地に散在せる組合員所屬土地を組合員外に屬する隣接土地と交換して一ヶ所に集中し、畑地間の境界を撤去し其他土地整理の方法を行ひて農業の機械化に便ならしむると共に土地の利用面積を大ならしむることである。

實行上困難を伴ふは(六)の労働割當である。蓋し右割當は組合内部關係特に利益の配當に影響あるが故に、組合員の能力及資力(簡易組合に於ては組合員の有する農具及農耕家畜に付差異あり)應じて公平に之を定むるを要すると同時に、生産率増進の爲には労働の分業化を行ひ且作業に付生産標準率を定むるを要するからである。更に前記利益配當の方法は、共產組合の如く共有協同が高度に行はるる場合に於ても、其の良否は組合員の結束及生産率に影響を及ぼし、延て組合事業の成否に重要な關係を有するから、右方法に就ても組合設立と同時に決定するを普通とする。現在實行せられ居る方法には數多ありて一定しては居らぬが、左に其の重

なるものを擧げて見やう。

(一) 家族の員數を標準とするもの

此方法は組合員の家族員數に應じて利益を均分するものであるが、労働の生産率の向上を妨げ且小家族を有する組合員の不平を醸す弊があると云はれてゐる。

(二) 戸數別に均分するもの

此方法は其の條件として各戸より均等の労働(農具及耕農家畜を含む)を提供せしむるものであるが、貧農と其の他の者との間に公平を失する嫌がある。

(三) 組合員の需要を標準とするもの

此方法は共產組合に於て行はれて居るが、労働の生産率及組合員の規律に悪影響がある。

(四) 土地の口數を標準とするもの

土地の一定の單位を以て組合所屬土地を多數の口數に分割し、之を各戸の資力に應じて割當て、各戸は分擔の口數に對し一定の勞力農具農耕家畜等を提供し、右口數に依り利益の配當を行ふものであるが此方法も亦ソ聯邦の國情上組合員間に公平を缺くの弊がある。

(五) 出資額及労働數量に依るもの

此の方法は利益の一部分宛を出資額及労働數量に依り配當するものであるが是亦不公平の嫌ありと云はれてゐる。

(六) 労働の量及質に依るもの

此方法は労働の量及質を標準とするものと共に労働法の女子及幼年の労働保護を加味したものであつて、耕作組合大會に於て採用したるものとして推奨されてゐる。

七、協同經營農業組合の成績

産業組合の政治的使命の一斑に就ては既に序説の章に於て之を述べた。而かもソ聯邦當局が協同經營農業組合の目的として特に高調するところに依れば、協同經營農業組合は勞力及資本の協力共有に依り、經濟的には勞力及資本の浪費を防ぐと共に其の効果を大ならしめ、且農事改良農業の機械化に便ならしめ以て農業の生産を増進して、往々ソ聯邦に見る凶作を防止するのみならず更に進んで農産物の輸出の増加に資せしめ、政治的には農民を工場的労働化して農

村を社會主義化に誘導するのが目的である。その目的の達成上協同經營農業組合が如何なる效益ありやに付ては、その組合の種別に依つて大小の差異があるけれども、一般に經濟的效益として例示せらるるもの二三を擧ぐれば左の如くである。

(一) 土地の集中と協同耕作

各所に點在する土地を耕地整理の方法に依り可成一ヶ所に集中し、以て無用の畔又は道路を除きて耕地面積を増大し、農民の耕地への往復時間及勞力を節約し、又機械的農具の使用に便ならしむると共に農具及家畜の使用を經濟的ならしむるを得べく、其の他農耕技術上多大の利益がある。

(二) 農具及家畜の協有及協用

農具及家畜を協用して其の能率を十分に發揮せしめ、殊に協同の資力を以て精巧なる農具を買入れ之を協用し得るの利益がある。

(三) 建物の協有協用

農具及農作物貯藏用建物並家畜用屋舎を協用することに依りて經費を節約するのみならず、